第3章　対象事業実施区域及びその周辺地域の概況

対象事業実施区域及びその周囲の概況（以下、「地域概況」という）は、「那須塩原市環境影響評価条例」、「那須塩原市環境影響評価条例関係図書作成の手引」（令和4年4月　市民生活部環境課）、「那須塩原市環境影響評価技術指針」の記載内容を参考に、令和8年8月までに入手可能な文献資料を基本に、環境要素区分ごとに環境影響評価項目を選定するために必要と考えられる情報を把握した。

地域概況の把握にあたっては、対象事業の実施に伴い環境影響を受けると想定される対象事業実施区域から概ね2kmを網羅する図3-1に示す範囲を基本とし、図3-1に示す範囲に情報がない環境要素は、調査対象範囲を広げて必要と考えられる情報を把握した。

なお、「第2章 対象事業の名称、目的及び内容」では、所有地全体を含む範囲を記載しているが、本章で整理する図3-1の表示は対象事業実施区域のみの範囲とした。

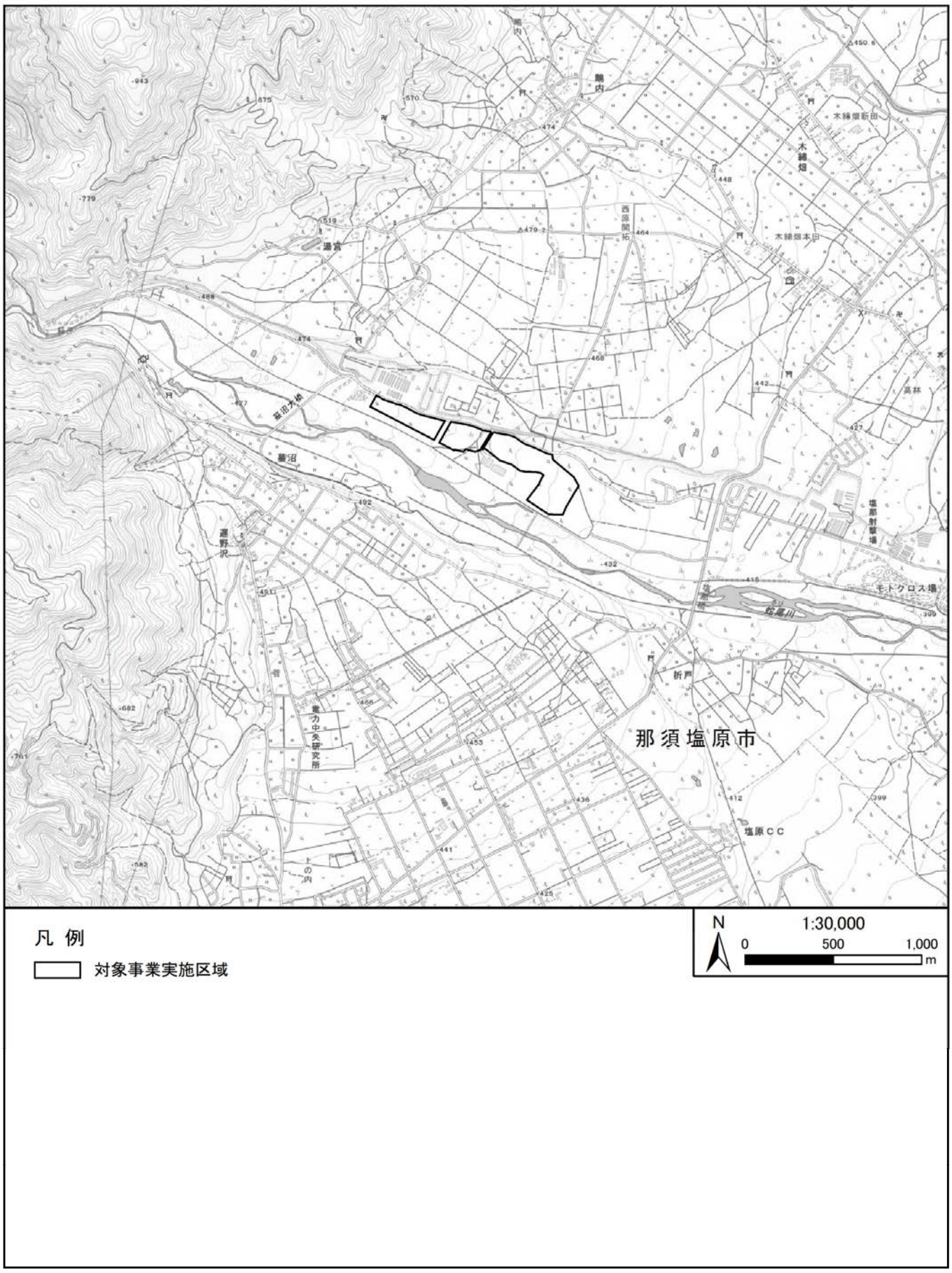

図 3-1　地域概況調査の対象範囲

3.1　自然的状況

3.1.1　気象、大気質、騒音、振動その他の大気に係る環境の状況

1)気象の状況

対象事業実施区域及びその周囲の最寄りの気象観測所である黒磯気象観測所（那須塩原市埼玉）の観測項目は表 3.1-1 に、観測所の位置は図 3.1-1 に示すとおりである。黒磯気象観測所は対象事業実施区域の東約 9km に位置している。また、黒磯気象観測所における令和 7 年の気象の概況は表 3.1-2 に、平成 28 年～令和 7 年の気象の概況は表 3.1-3 に示すとおりである。

表 3.1-1　気象観測所の所在地及び観測項目

観測所名	所在地	緯度･経度	標高（m）	風速計の高さ（m）	観測項目※				
					降水量	気温	風向･風速	日照時間	積雪
黒磯	那須塩原市埼玉	北緯 36° 58.9’ 東経 140° 01.1’	343	9.9	○	○	○	○	－

※　○：観測項目有り
出典：「地域気象観測所一覧」(令和 8 年 3 月 24 日現在、気象庁)より作成

(1) 降水量の状況

令和 7 年の年間降水量は 1,175.0mm である。平成 28 年～令和 7 年の 10 年間の平均年間降水量は 1,423.9mm となっている。

(2) 気温の状況

令和 7 年の平均気温は 13.4℃、日最高気温の月平均値は 18.8℃、日最低値の月平均値は 8.1℃である。

平成 28 年～令和 7 年の 10 年間の平均気温は 12.9℃、日最高気温の月平均値は 18.1℃、日最低値の月平均値は 7.8℃である。

(3) 風向・風速の状況

令和 7 年の年間平均風速は 2.4m/s、風向は 1 月～4 月にかけては北北西及び北西の風が、5 月～7 月にかけては南南西及び南の風、8 月～9 月にかけては北北西及び北の風が、10 月は北北東の風が、11 月～12 月にかけては北北西の風が卓越している。平成 28 年～令和 7 年の 10 年間の年間平均風速は 2.3m/s であり、風向は 1 月～12 月にかけて北北西の風が卓越している。

出典：「地域気象観測所一覧」(令和 8 年 3 月 24 日現在、気象庁)より作成

図 3.1-1　気象観測所位置図

表 3.1-2　令和 7 年 地上気象観測結果（黒磯気象観測所）

月	降水量 (mm)	気温（℃）			平均風速 (m/s)	最多風向	日照時間 (時間)
		日平均	日最高	日最低			
1	24.0	2.0	7.6	-3.9	2.7	北北西	211.3
2	8.0	1.4	6.7	-4.0	3.0	北北西	179.0
3	56.0	6.4	12.3	0.1	3.2	北西	180.8
4	124.0	11.6	17.3	5.4	2.9	北北西	195.7
5	149.5	15.9	20.6	10.8	2.6	南	151.9
6	168.5	21.7	27.1	16.9	2.1	南南西	152.6
7	128.5	25.2	30.8	20.9	1.8	南南西	172.9
8	139.0	25.8	31.2	21.3	1.7	北北西	183.1
9	170.5	22.6	28.0	18.5	1.9	北	140.8
10	139.5	15.1	19.7	10.8	2.3	北北東	121.4
11	14.5	8.7	14.7	2.5	2.5	北北西	188.6
12	53.0	3.8	9.6	-2.4	2.6	北北西	184.4
年間	1,175.0	13.4	18.8	8.1	2.4	北北西	2,062.5

注 年間における各項目は、以下のとおり。
気　　温:月平均気温、日最高気温月平均、日最低気温月平均
降 水 量:月合計降水量
日照時間:月合計日照時間
平均風速:月平均風速
最多風向:月最多風向
出典：「過去の気象データ検索」(気象庁 HP、閲覧：令和 8 年 8 月)より作成

表 3.1-3　平成 28 年～令和 7 年 地上気象観測結果（黒磯気象観測所）

月	降水量 (mm)	気温（℃）			平均風速 (m/s)	最多風向	日照時間 (時間)
		日平均	日最高	日最低			
平成 28 年	1,319.0	12.6	17.6	7.7	2.2	北北西	1,835.4
平成 29 年	1,248.5	11.9	16.8	6.9	2.2	北北西	1,885.8
平成 30 年	1,304.0	12.9	18.1	7.7	2.2	北北西	1,994.8
令和元年	1,852.5	12.7	17.8	7.7	2.4	北北西	1,918.3
令和 2 年	1,342.0	12.8	17.7	8.0	2.4	北北西	1,787.5
令和 3 年	1,727.5	12.5	17.8	7.4	2.4	北北西	1,589.9
令和 4 年	1,334.0	12.6	17.9	7.5	2.4	北北西	1,956.7
令和 5 年	1,184.5	13.5	19.3	8.0	2.4	北北西	2,225.2
令和 6 年	1,752.0	13.8	19.0	8.6	2.5	北北西	2,007.6
令和 7 年	1,175.0	13.4	18.8	8.1	2.4	北北西	2,062.5
平均値	1,423.9	12.9	18.1	7.8	2.3	北北西	1,951.4

注 年間における各項目は、以下のとおり。
気　　温:月平均気温、日最高気温月平均、日最低気温月平均の 10 年間における各月平均値
降 水 量:月合計降水量の 10 年間の各月平均値
日照時間:月合計日照時間の 10 年間の各月平均値
平均風速:月平均風速の 10 年間における各月平均値
最多風向:月最多風向の 10 年間における各月における最多風向
出典：「過去の気象データ検索」(気象庁 HP、閲覧：令和 8 年 8 月)より作成

2)大気質の状況

対象事業実施区域の最寄りの大気汚染常時監視測定局は、一般環境大気測定局の黒磯保健センターが存在する。

また、黒磯保健センターではダイオキシン類の一般環境の測定が実施されている。

大気汚染常時監視測定局及びダイオキシン類の一般環境の測定地点は図 3.1-2 に示すとおりである。

令和 6 年度における、黒磯保健センターの測定項目は表 3.1-4 に示すとおりである。

表 3.1-4　大気汚染常時監視測定局の測定項目（令和 6 年度）

局区分※1	測定局	所在地	用途地域	測定項目※2						
				SO_2	NO_2	Ox	NMHC	SPM	PM2.5	DXNs
一般局	黒磯保健センター	那須塩原市黒磯幸町 8-10	商業系	○	○	○	○	○	○	○

※1 一般局：一般環境大気測定局

※2 ○：測定した項目

「SO_2」二酸化硫黄、「NO_2」二酸化窒素、「Ox」光化学オキシダント、「NMHC」非メタン炭化水素
「SPM」浮遊粒子状物質、「PM2.5」微小粒子状物質、「DXNs」ダイオキシン類

出典:「栃木県大気汚染常時監視測定結果報告書(令和 6 年度)」(令和 8 年 1 月発行、栃木県)より作成

出典:「栃木県大気汚染常時監視測定結果報告書(令和 6 年度)」(令和 8 年 1 月発行、栃木県)より作成

図 3.1-2　大気測定局位置図

(1) 二酸化硫黄（SO_2）

令和 6 年度の黒磯保健センターにおける二酸化硫黄の測定結果は表 3.1-5 に示すとおりであり、環境基準の長期的評価及び短期的評価に適合している。

二酸化硫黄の年平均値の経年変化は図 3.1-3 に示すとおり、過去 5 年(令和 2 年度～令和 6 年度)は横ばいで推移している。

表 3.1-5 二酸化硫黄の測定結果(令和 6 年度)

測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	1 時間値が 0.1ppm を超えた時間数と割合		日平均値が 0.04ppm を超えた日数と割合		1 時間値の最高値	日平均値の 2%除外値	日平均値が 0.04ppm を超えた日が 2 日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値 0.04ppm を超えた日数	環境基準の適否	
												短期的評価	長期的評価
	(日)	(時間)	(ppm)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(ppm)	(有×・無○)	(日)	(適○・否×)	
黒磯保健センター	364	8,670	0.000	0	0.0	0	0.0	0.003	0.000	○	0	○	○

出典:「栃木県大気環境情報システム 年間値ダウンロード」(栃木県 HP、閲覧：令和 8 年 8 月)より作成

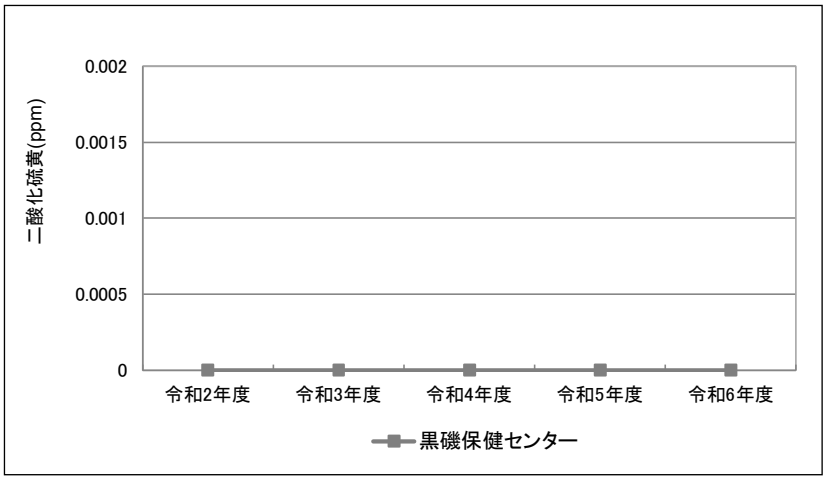

出典:「栃木県大気汚染常時監視測定結果報告書資料編(令和 5 年度)」、
「栃木県大気環境情報システム 年間値ダウンロード」(栃木県 HP、閲覧：令和 8 年 8 月)より作成

図 3.1-3 二酸化硫黄の年平均値の経年変化(令和 2 年度～令和 6 年度)

《参考:大気汚染に係る環境基準について(二酸化硫黄)》

評価項目	環境基準	
環境基準	長期的評価	1 日平均値の 2%除外値が 0.04ppm 以下であること。ただし、1 日平均値が 0.04ppm を超えた日が 2 日以上連続しないこと。
	短期的評価	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。
評価方法	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。	

出典:「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和 48 年 5 月 16 日 環境庁告示第 35 号)
「令和 5 年度 大気汚染状況について」(令和 7 年 5 月 20 日 環境省報道発表資料)より作成

(2) 二酸化窒素（NO_2）

令和 6 年度の黒磯保健センターにおける二酸化窒素の測定結果は表 3.1-6 に示すとおりであり、環境基準の評価に適合している。

二酸化窒素の年平均値の経年変化は図 3.1-4 に示すとおり、過去 5 年(令和 2 年度～令和 6 年度)はほぼ横ばいで推移している。

表 3.1-6 二酸化窒素の測定結果(令和 6 年度)

測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	1 時間値の最高値	日平均値が 0.06ppm を超えた日数と割合		日平均値が 0.04ppm 以上 0.06ppm 以下の日数と割合		日平均値の年間 98%値	98%値評価による日平均値が 0.06ppm を越えた日数
	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(日)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(日)
黒磯保健センター	365	8,679	0.004	0.028	0	0.0	0	0.0	0.008	0

出典:「栃木県大気環境情報システム 年間値ダウンロード」(栃木県 HP、閲覧：令和 8 年 8 月)より作成

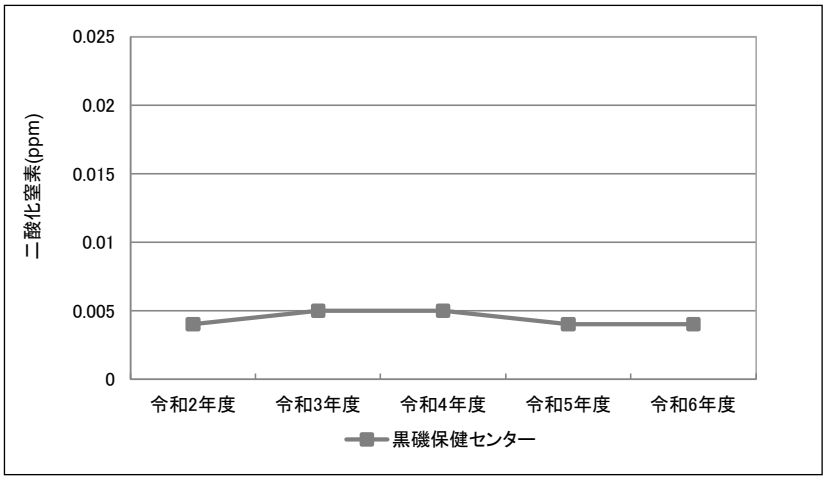

出典:「栃木県大気汚染常時監視測定結果報告書資料編(令和 5 年度)」、
「栃木県大気環境情報システム 年間値ダウンロード」(栃木県 HP、閲覧：令和 8 年 8 月)より作成

図 3.1-4 二酸化窒素の年平均値の経年変化(令和 2 年度～令和 6 年度)

《参考:大気汚染に係る環境基準について(二酸化窒素)》

評価項目	環境基準
環境基準	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm のゾーン内又はそれ以下であること。
評価方法	年間における 1 日平均値のうち、低い方から 98%に相当するものが 0.06ppm 以下であること。

出典:「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和 53 年 7 月 11 日 環境庁告示第 38 号)
「令和 5 年度 大気汚染状況について」(令和 7 年 5 月 20 日 環境省報道発表資料)より作成

(3) 光化学オキシダント（Ox）

令和6年度の黒磯保健センターにおける光化学オキシダントの測定結果は表 3.1-7 に示すとおりであり、環境基準の評価に適合していない。

光化学オキシダントの昼間の 1 時間値の最高値の経年変化は図 3.1-5 に示すとおり、過去 5 年(令和 2 年度～令和 6 年度)はほぼ横ばいで推移している。

表 3.1-7　光化学オキシダントの測定結果(令和 6 年度)

測定局	有効測定日数	昼間の測定時間	昼間の1時間値の年平均値	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間数		昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数と時間数		昼間の1時間値の最高値	昼間の日最高1時間値の年平均値	環境基準の適否
	(日)	(時間)	(ppm)	(日)	(時間)	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(適○・否×)
黒磯保健センター	365	5,444	0.039	67	345	0	0	0.101	0.050	×

出典:「栃木県大気環境情報システム 年間値ダウンロード」(栃木県 HP、閲覧：令和 8 年 8 月)より作成

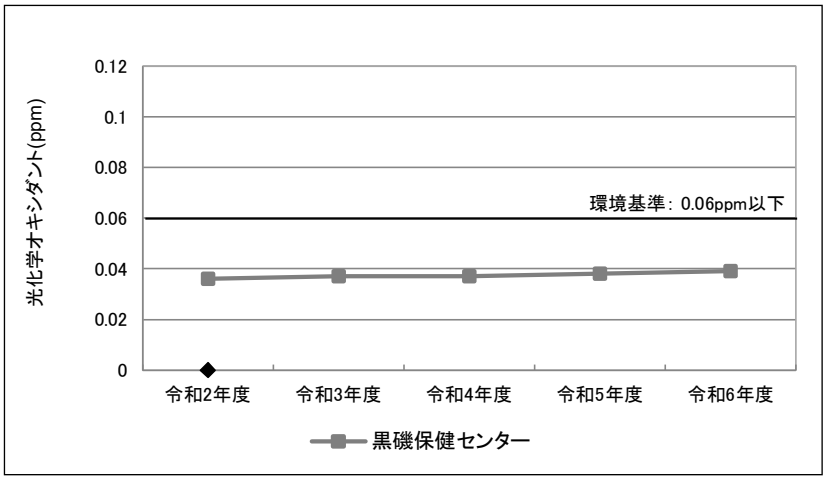

出典:「栃木県大気汚染常時監視測定結果報告書資料編(令和 5 年度)」、
「栃木県大気環境情報システム 年間値ダウンロード」(栃木県 HP、閲覧：令和 8 年 8 月)
より作成

図 3.1-5　光化学オキシダントの昼間の 1 時間値の最高値の経年変化
(令和 2 年度～令和 6 年度)

《参考:大気汚染に係る環境基準について(光化学オキシダント)》

評価項目	環境基準
環境基準	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。
評価方法	昼間（5 時から 20 時まで）の 1 時間値が 0.06ppm 以下であること。

出典:「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和 48 年 5 月 16 日 環境庁告示第 35 号)
「令和 5 年度 大気汚染状況について」(令和 7 年 5 月 20 日 環境省報道発表資料)より作成

※：光化学オキシダントの環境基準は、「8 時間値が 0.07ppm 以下であり、かつ、日最高 8 時間値の 1 年平均値が 0.04ppm 以下であること」（令和 8 年 1 月 30 日 環境省告示第 8 号）に改正されているが、過年度の測定結果と環境基準を対比するため、上表では改正前の環境基準を掲載している。

(4) 浮遊粒子状物質（SPM）

令和 6 年度の黒磯保健センターにおける浮遊粒子状物質の測定結果は表 3.1-8 に示すとおりであり、環境基準の長期的評価及び短期的評価に適合している。

浮遊粒子状物質の年平均値の経年変化は図 3.1-6 に示すとおり、過去 5 年(令和 2 年度～令和 6 年度)は令和 3 年度まで減少傾向にあったが、令和 4 年度以降は増加傾向にある。

表 3.1-8 浮遊粒子状物質の測定結果(令和 6 年度)

測定局	有効測定日数	測定時間数	年平均値	1 時間値が 0.20mg/m³ を超えた時間と割合		1 時間値が 0.10mg/m³ を超えた日数と割合		1 時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が 0.10mg/m³ を超えた日が 2 日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が 0.10mg/m³ を超えた日数	環境基準の適否	
												短期的評価	長期的評価
	(日)	(時間)	(mg/m³)	(時間)	(%)	(時間)	(%)	(mg/m³)	(mg/m³)	(有×・無○)	(日)	(適○・否×)	
黒磯保健センター	363	8,707	0.012	0	0.0	0	0.0	0.114	0.033	○	0	○	○

出典:「栃木県大気環境情報システム 年間値ダウンロード」(栃木県 HP、閲覧：令和 8 年 8 月)より作成

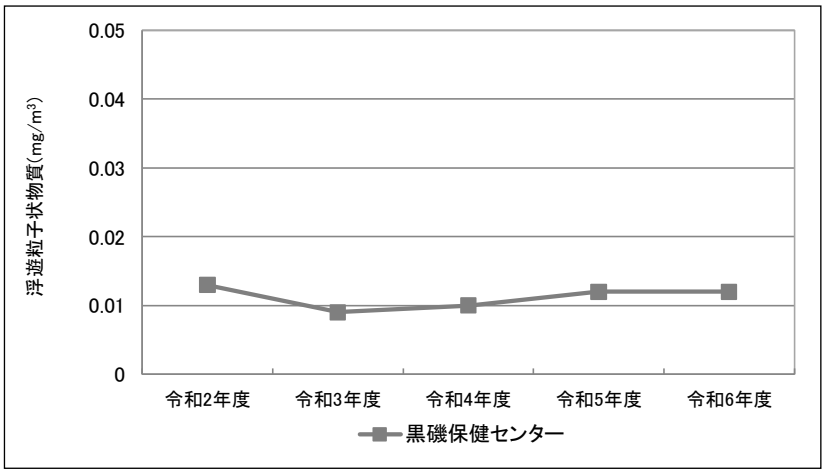

出典:「栃木県大気汚染常時監視測定結果報告書資料編(令和 5 年度)」、
「栃木県大気環境情報システム 年間値ダウンロード」(栃木県 HP、閲覧：令和 8 年 8 月)より作成

図 3.1-6 浮遊粒子状物質の年平均値の経年変化(令和 2 年度～令和 6 年度)

《参考:大気汚染に係る環境基準について(浮遊粒子状物質)》

評価項目	環境基準	
環境基準	長期的評価	年間における 1 日平均値について、高い方から 2%の範囲内にあるものを除外した 1 日平均値が 0.10mg/m³ 以下であること。ただし、1 日平均値が 0.10mg/m³ を越えた日が 2 日以上連続しないこと。
	短期的評価	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m³ 以下であること。
評価方法	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m³ 以下であること。	

出典:「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和 48 年 5 月 8 日 環境庁告示第 25 号)
「令和 5 年度 大気汚染状況について」(令和 7 年 5 月 20 日 環境省報道発表資料)より作成

(5) 微小粒子状物質（PM2.5）

令和 6 年度の黒磯保健センターにおける微小粒子状物質の測定結果は表 3.1-9 に示すとおりであり、環境基準の長期基準及び短期基準に適合している。

微小粒子状物質の年平均値の経年変化は図 3.1-7 に示すとおり、過去 5 年(令和 2 年度～令和 6 年度)は概ね減少傾向で推移している。

表 3.1-9 微小粒子状物質の測定結果(令和 6 年度)

測定局	有効測定日数	測定時間数	年平均値	日平均値が35μg/m³を超えた日数と割合		1時間値の最高値	日平均値の98%値	環境基準の適否	
								短期基準	長期基準
	(日)	(時間)	(μg/m³)	(時間)	(%)	(μg/m³)	(μg/m³)	(適○・否×)	
黒磯保健センター	363	8,710	4.3	0	0.0	52	14.4	○	○

出典:「栃木県大気環境情報システム 年間値ダウンロード」(栃木県 HP、閲覧：令和 8 年 8 月)より作成

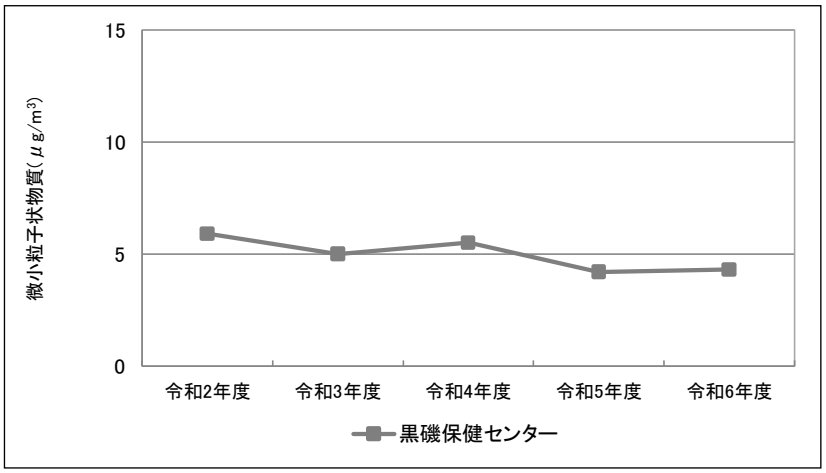

出典:「栃木県大気汚染常時監視測定結果報告書資料編(令和 5 年度)」、
「栃木県大気環境情報システム 年間値ダウンロード」(栃木県 HP、閲覧：令和 8 年 8 月)
より作成

図 3.1-7 微小粒子状物質の年平均値の経年変化(令和 2 年度～令和 6 年度)

《参考:大気汚染に係る環境基準について(微小粒子状物質)》

評価項目	環境基準
環境基準	1 年平均値が 15μg/m³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35μg/m³ 以下であること。
長期基準	1 年平均値を環境基準と比較して評価する。
短期基準	年間の 1 日平均値のうち、低い方から 98%に相当するもの(98%値)を環境基準と比較して評価する。

出典:「大気汚染に係る環境基準」（環境省 HP 環境基準）
「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」（平成 21 年 9 月 9 日 環境庁告示第 33 号）より作成

(6) 非メタン炭化水素（NMHC）

令和 6 年度の黒磯保健センターにおける非メタン炭化水素の測定結果は表 3.1-10 に示すとおりである。

非メタン炭化水素には環境基準が設定されていないが、光化学オキシダントの生成防止のための指針として「6～9 時の 3 時間平均値が 0.20～0.31ppmC の範囲にあること」が示されている。

非メタン炭化水素の年平均値の経年変化は図 3.1-8 に示すとおり、過去 5 年(令和 2 年度～令和 6 年度)はほぼ横ばいで推移している。

表 3.1-10　非メタン炭化水素の測定結果(令和 6 年度)

測定局	測定時間	年平均値	1 時間値の最高値	6～9 時の				3 時間値が 0.20ppmC を越えた日数と割合		3 時間値が 0.31ppmC を越えた日数と割合		指針の適否
				測定日数	平均値	最高値	最低値					
	(時間)	(ppmC)	(ppmC)	(日)	(ppmC)	(ppmC)	(ppmC)	(日)	(%)	(日)	(%)	(適○･否×)
黒磯保健センター	8,403	0.08	0.49	356	0.08	0.29	0.00	4	1.4	0	0.0	○

出典:「栃木県大気環境情報システム 年間値ダウンロード」(栃木県 HP、閲覧：令和 8 年 8 月)より作成

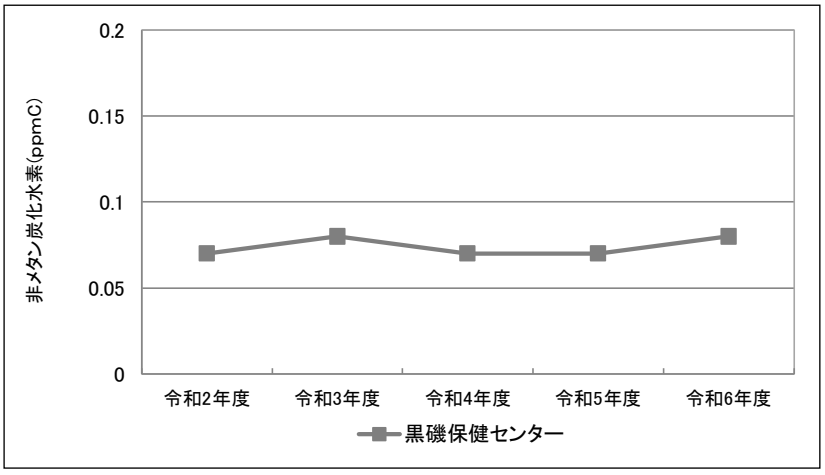

出典:「栃木県大気汚染常時監視測定結果報告書 資料編(令和 5 年度)」、
「栃木県大気環境情報システム 年間値ダウンロード」(栃木県 HP、閲覧：令和 8 年 8 月)より作成

図 3.1-8　非メタン炭化水素の年平均値の経年変化(令和 2 年度～令和 6 年度)

《参考:光化学オキシダントの生成防止のための指針(非メタン炭化水素)》

評価項目	環境基準
指針	光化学オキシダントの日最高 1 時間値 0.06ppm に対応する午前 6 時から 9 時までの非メタン炭化水素の 3 時間平均値は、0.20ppmC から 0.31ppmC の範囲にある。

出典：「大気汚染に係る環境基準」（環境省 HP 環境基準）
「光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針について（答申）」
(昭和 51 年 8 月 13 日 中央公害対策審議会)より作成

(7) ダイオキシン類（DXN）

栃木県では、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき、環境中のダイオキシン類の測定が実施されている。大気質の測定は、令和 6 年度に一般環境 5 地点で調査が実施されている。

令和 6 年度に実施されたダイオキシン類の一般環境の大気測定地点である黒磯保健センターの測定結果は表 3.1-11 に示すとおりであり、環境基準を達成している。

表 3.1-11　ダイオキシン類の一般環境の大気測定結果（令和 6 年度）

区分	測定地点	測定結果					環境基準（適○・否×）
		春期	夏期	秋期	冬期	年間平均	
一般環境	黒磯保健センター	-	0.0089	-	0.053	0.071	○

出典：「栃木県大気汚染常時監視測定結果報告書 資料編（令和 6 年度）」（令和 8 年 1 月、栃木県）より作成

《参考：ダイオキシン類に係る環境基準について（大気質）》

媒体	環境基準
大気質	0.6 pg-TEQ/m^3 以下

出典：「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準」（平成 11 年 12 月 27 日 環境庁告示第 68 号）より作成

3)騒音の状況

(1) 環境騒音の状況

那須塩原市の「環境騒音測定結果（平成 20 年～令和 7 年）」によると、道路に面しない地域として市内 3 箇所で環境騒音が測定されている。過去 5 年間(令和 3 年度～令和 7 年度)の測定結果は、表 3.1-12 に示すとおり環境基準を達成している。なお、測定地点は公表されていない。

表 3.1-12 道路に面しない地域の騒音測定結果（令和 3 年度～令和 7 年度）

単位:dB

区分	測定地点	類型※	昼間(6:00～22:00)						夜間(22:00～6:00)					
			環境基準	R3	R4	R5	R6	R7	環境基準	R3	R4	R5	R6	R7
道路に面しない地域	清住町	A	55	47	44	45	44	45	45	39	40	39	36	37
	弥生町 1	B	55	47	46	45	47	45	45	39	40	39	39	39
	弥生町 2	C	60	44	41	42	44	45	50	44	36	40	41	41

※ 清住町:第 1 種中高層住居専用地域、弥生町 1:第 1 種住居地域、弥生町 2:近隣商業地域
出典:「環境騒音測定結果（平成 20 年～令和 7 年）」(那須塩原市 HP、閲覧：令和 8 年 8 月)より作成

(2) 自動車騒音の状況

那須塩原市の「環境騒音測定結果（平成 20 年～令和 7 年）」によると、道路に面する地域として市内 7 箇所で自動車騒音が測定されている。過去 5 年間(令和 3 年度～令和 7 年度)の測定結果は、表 3.1-13 に示すとおり西富山、大原間では環境基準を超過しているが、それ以外の地点では環境基準を達成している。なお、測定地点は公表されていない。

表 3.1-13 道路に面する地域の騒音測定結果（令和 3 年度～令和 7 年度）

単位:dB

区分	測定地点	類型※	車線数	昼間(6:00～22:00)						夜間(22:00～6:00)					
				環境基準	R3	R4	R5	R6	R7	環境基準	R3	R4	R5	R6	R7
道路に面する地域	前弥六	B	4	70	60	60	59	欠測	欠測	65	51	51	50	欠測	欠測
	塩原	C	2	70	62	60	62	61	60	65	56	57	56	56	55
	上赤田	C	4	70	66	61	67	66	67	65	59	60	61	58	59
	西富山	C	2	70	73	73	73	74	73	65	72	72	71	71	71
	黒磯幸町	C	2	70	64	64	63	62	63	65	59	57	56	56	56
	大原間	C	2	70	71	69	70	68	70	65	71	70	69	68	68
	太夫塚 1	C	4	70	64	64	64	63	64	65	54	55	57	53	56

※ 前弥六:第 2 種住居地域、塩原:商業地域、上赤田:準工業地域、西富山:準工業地域、
黒磯幸町:商業地域、大原間:準工業地域、太夫塚 1:その他の地域
注)網掛けは基準調査を示す。
出典:「環境騒音測定結果（平成 20 年～令和 7 年）」(那須塩原市 HP、閲覧：令和 8 年 8 月)より作成

(3) 騒音特定施設及び騒音特定建設作業

那須塩原市では、「特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域等について」（令和 2 年 4 月 1 日告示第 103 号）により規制地域を指定しているが、特定施設及び特定建設作業に関する資料は公表されていない。

4) 振動の状況

(1) 環境振動及び自動車振動の状況

那須塩原市の「道路振動測定結果（平成 20 年～令和 5 年）」によると、市内 10 箇所で道路振動が測定されている。過去 5 年間(令和元年度～令和 5 年度)の測定結果は、表 3.1-14 に示すとおり振動規制法に基づく道路交通振動の要請限度を達成している。なお、測定地点は公表されていない。

表 3.1-14　道路振動測定結果（令和元年度～令和 5 年度）

単位:dB

測定地点	地域の区分※	車線数	昼間(6:00～22:00)						夜間(22:00～6:00)					
			要請限度	R1	R2	R3	R4	R5	要請限度	R1	R2	R3	R4	R5
清住町	第 1 種	－	65	<25	<25	<25	<25	<25	60	<25	<25	<25	<25	<25
弥生町 1	第 1 種	－	65	<25	<25	<25	<25	<25	60	<25	<25	<25	<25	<25
弥生町 2	第 2 種	－	70	<25	<25	<25	<25	<25	65	<25	<25	<25	<25	<25
前弥六	第 1 種	4	65	35	35	35	35	37	60	27	29	27	26	37
塩原	第 2 種	2	70	28	28	<25	<25	<25	65	<25	<25	<25	<25	<25
上赤田	第 2 種	4	70	30	29	30	30	31	65	<25	<25	26	25	31
西富山	第 2 種	2	70	45	46	45	45	43	65	46	47	47	47	43
黒磯幸町	第 2 種	2	70	26	28	28	29	25	65	<25	<25	<25	<25	25
大原間	第 2 種	2	70	46	47	48	48	49	65	46	47	49	47	49
太夫塚 1	－	4	－	40	41	39	43	46	－	32	31	29	31	46

※ 清住町:第 1 種中高層住居専用地域、弥生町 1:第 1 種住居地域、弥生町 2:近隣商業地域
前弥六:第 2 種住居地域、塩原:商業地域、上赤田:準工業地域、西富山:準工業地域、
黒磯幸町:商業地域、大原間:準工業地域、太夫塚 1:その他の地域

注)「<」は定量化下限値未満であることを示す。

出典:「道路振動測定結果（平成 20 年～令和 5 年）」(那須塩原市 HP、閲覧：令和 8 年 8 月)より作成

(2) 振動特定施設及び振動特定建設作業

那須塩原市では、振動規制法に基づく規制地域を指定しているが、同法に基づく特定施設及び特性作業に関する資料は公表されていない。

5) 大気質、騒音、振動の苦情件数の状況

那須塩原市における大気質、騒音、振動に係る苦情件数の推移（令和 3 年度～令和 7 年度）は表 3.1-15 に示すとおりである。

苦情件数は、すべての項目で減少傾向にある。

表 3.1-15　大気質、騒音、振動の苦情件数の経年変化(令和 3 年度～令和 7 年度)

単位:件

項目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
大気質	12	5	2	0	3
騒音	22	15	9	6	8
振動	1	0	1	0	0

出典:「那須塩原市統計書（令和 7 年版）」（那須塩原市 HP、閲覧：令和 8 年 8 月)より作成

6)発生源の状況

那須塩原市では、対象事業実施区域に隣接する「那須塩原クリーンセンター」において、大気質の維持管理情報を公表している。「那須塩原クリーンセンター」では、排ガスの自主規制値を定めており、全てにおいて規制値を下回っている。

令和6年度における測定結果を表 3.1-16 に示す。

表 3.1-16　那須塩原クリーンセンター維持管理情報（令和6年度）

項目		1号炉				2号炉				自主規制値
		10月17日	1月16日	－	－	4月26日	7月16日	10月18日	1月17日	
ばい煙	硫黄酸化物の濃度(volppm)	13	8	－	－	1	3	4	3	30ppm以下
	ばいじん(換算値)(g/m³N)	<0.001	<0.001	－	－	0.002	0.005	<0.001	<0.001	0.02g/m³N以下
	窒素酸化物(換算値)(volppm)	31	32	－	－	36	30	27	31	50ppm以下
	塩化水素(換算値)(mg/m³N)	17	17	－	－	9	16	18	26	43ppm以下
排ガス中のダイオキシン類(ng-TEQ/m³N)		0.0011	0.00018	－	－	0.0014	0.003	0.00041	0.004	0.05 ng-TEQ/m³N以下

注1.「<」は定量化下限値未満であることを示す。

出典:「令和6年度那須塩原クリーンセンター維持管理情報」（那須塩原市HP、閲覧：令和8年8月）より作成

3.1.2　水環境の状況

1)水象の状況

対象事業実施区域及びその周囲には、一級河川の那珂川水系の蛇尾川、熊川等が南西方向へ流下する。また、西側の山地からは鴫内沢、鴫内下沢、下成沢、トヤ沢、上の内沢が平野部へ流下し、蟇沼用水が蛇尾川と並行して南東方向へ流下する。また、主要な溜池は、湯宮溜池が存在する。

主要な河川及び溜池は表 3.1-17 に、位置図を図 3.1-9 に示す。

なお、対象事業実施区域及びその周囲には、湖沼は存在しない。

表 3.1-17　主要な河川及び溜池

種別	水系名	河川名・溜池名
一級河川	那珂川水系	蛇尾川（さびがわ）
		熊川
指定区間外	－	鴫内沢
		鴫内下沢
		下成沢
		トヤ沢
		上の内沢
		蟇沼用水
溜池	－	湯宮溜池

出典:「栃木県河川図」（令和 2 年 4 月、栃木県）、
「ため池マップ」（令和 4 年 3 月、那須塩原市）より作成

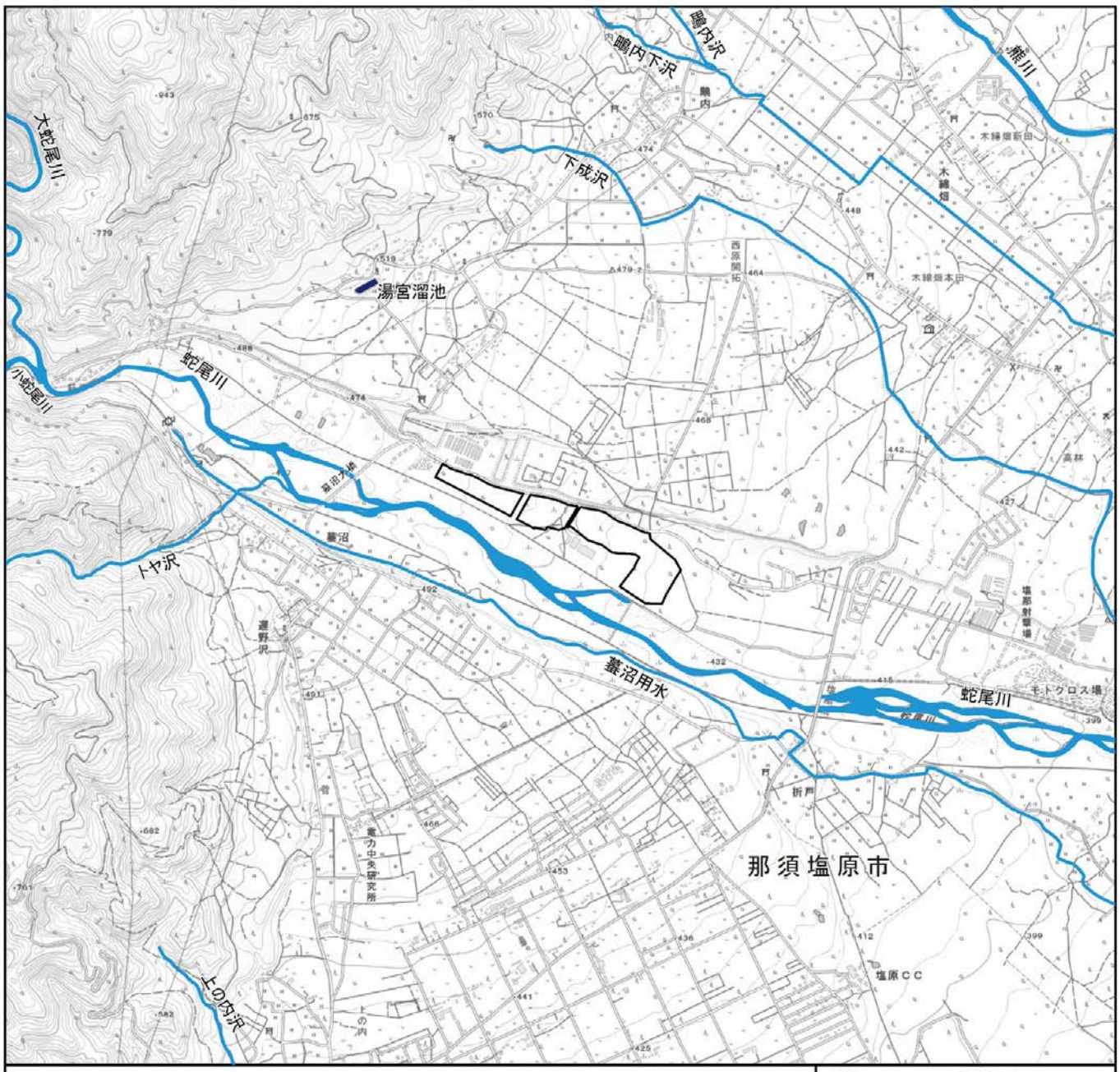

出典:「栃木県河川図」（令和２年４月、栃木県）、「ため池マップ」（令和４年３月、那須塩原市）より作成

図 3.1-9　河川及び溜池位置図

2)水質の状況

対象事業実施区域及びその周囲には公共用水域測定地点は設定されていない。最寄りの測定地点として、対象事業実施区域より南東の那珂川水系蛇尾川（さびがわ）下流に大田原市「宇田川橋」が存在する。公共用水域の測定地点は図 3.1-10 に示すとおりである。

(1) 生活環境項目

生活環境項目の測定結果は表 3.1-18 に、全窒素･全燐の測定結果は表 3.1-19 に、全亜鉛、ノニルフェノール、LAS の測定結果は表 3.1-20 に示した。

令和 6 年度の生活環境項目の測定結果は、大腸菌数が環境基準を超過しているが、その他のいずれの測定項目も環境基準を満足している。全亜鉛、ノニルフェノール、LAS もいずれの測定項目も環境基準を満足している。なお、全窒素･全燐については環境基準が設定されていない。

表 3.1-18 河川の水質測定結果（生活環境項目）

項目	類型	宇田川橋（蛇尾川）					環境基準
		最小値	最大値	m/n	BOD･COD75%値 大腸菌数90%値	平均値	
pH	A	7.3	7.7	0/12	-	7.5	6.5以上 8.5以下
DO(mg/L)		8.3	11.0	0/12	-	9.7	7.5mg/L 以上
BOD(mg/L)		<0.5	0.6	0/12	0.5	0.5	2mg/L以下
COD(mg/L)		0.9	3.1	0/12	2.2	1.7	-
SS(mg/L)		<1	3	0/12	-	1	25mg/L以下
n-ヘキサン抽出物質_油分等(mg/L)		<0.5	<0.5	0/2	-	<0.5	-
大腸菌数 (CFU/100mL)		5	160	2/12	53	43	300CFU/100mL 以下

注 1.「<」は定量化下限値未満であることを示す。
注 2.「m/n」は環境基準不適合検体数/総検体数を示す。
注 3.「75%値」は年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べ 0.75×n 番目(n は日間平均値のデータ数)のデータ値をもって 75%水質値とする。
注 4.「90%値」は年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べ 0.9×n 番目(n は日間平均値のデータ数)のデータ値をもって 90%水質値とする。
出典:「栃木県水質年表 令和 6(2024)年度)」(令和 8 年 3 月発行、栃木県)より作成

表 3.1-19 河川の水質測定結果（全窒素･全燐）

項目	類型	宇田川橋（蛇尾川）				環境基準
		最小値	最大値	m/n	平均値	
全窒素(mg/L)	A	1.5	2.1	0/2	1.8	-
全燐(mg/L)		0.022	0.025	0/2	0.024	-

注 1.「m/n」は環境基準不適合検体数/総検体数を示す。
出典:「栃木県水質年表 令和 6(2024)年度)」(令和 8 年 3 月発行、栃木県)より作成

表 3.1-20　河川の水質測定結果（全亜鉛、ノニルフェノール、LAS）

項目	類型	宇田川橋（蛇尾川）				環境基準
		最小値	最大値	m/n	平均値	
全亜鉛(mg/L)	生物A	0.001	0.003	0/12	0.002	0.03mg/L以下
ノニルフェノール(mg/L)		<0.00006	<0.00006	0/12	<0.00006	0.001mg/L以下
LAS(mg/L)		<0.0006	0.0014	0/12	0.0007	0.03mg/L以下

注 1.「<」は定量化下限値未満であることを示す。
注 2.「m/n」は環境基準不適合検体数/総検体数を示す。
注 3.「LAS」は直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその 塩を示す。
出典:「栃木県水質年表 令和 6(2024)年度)」(令和 8 年 3 月発行、栃木県)より作成

(2) 健康項目

健康項目の測定結果を、表 3.1-21 に示した。

令和 6 年度の健康項目の測定結果は、いずれの測定項目も環境基準を満足している。

表 3.1-21　河川の水質調査結果（健康項目）

単位：mg/l

項目	宇田川橋（蛇尾川）			環境基準
	m/n	最大値	平均値	
カドミウム	0/2	<0.0003	<0.0003	0.003 以下
全シアン	0/1	<0.1	<0.1	不検出
鉛	0/2	<0.001	<0.001	0.01 以下
六価クロム	0/1	<0.01	<0.01	0.02 以下
砒素	0/2	<0.001	<0.001	0.01 以下
総水銀	0/1	<0.0005	<0.0005	0.0005 以下
アルキル水銀	-	-	-	不検出
PCB	0/1	<0.0005	<0.0005	不検出
ジクロロメタン	0/1	<0.002	<0.002	0.02 以下
四塩化炭素	0/1	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	0/1	<0.0004	<0.0004	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	0/1	<0.01	<0.01	0.1 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0/1	<0.004	<0.004	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	0/1	<0.0005	<0.0005	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0/1	<0.0006	<0.0006	0.006 以下
トリクロロエチレン	0/1	<0.001	<0.001	0.01 以下
テトラクロロエチレン	0/1	<0.0005	<0.0005	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	0/1	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
チウラム	0/1	<0.0006	<0.0006	0.006 以下
シマジン	0/1	<0.0003	<0.0003	0.003 以下
チオベンカルブ	0/1	<0.002	<0.002	0.02 以下
ベンゼン	0/1	<0.001	<0.001	0.01 以下
セレン	0/1	<0.001	<0.001	0.01 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	0/2	1.9	1.7	10 以下
ふっ素	0/2	<0.08	<0.08	0.8 以下
ほう素	0/2	0.01	0.01	1 以下
1，4－ジオキサン	0/1	<0.005	<0.005	0.05 以下

注 1.「<」は定量化下限値未満であることを示す。「不検出」は定量下限値未満であることを示す。
注 2.「m/n」は環境基準不適合検体数/総検体数を示す。
出典:「栃木県水質年表 令和 6(2024)年度)」(令和 8 年 3 月発行、栃木県)より作成

(3) 特殊項目

特殊項目の令和 6 年度の測定結果を、表 3.1-22 に示した。

なお、特殊項目については環境基準が設定されていない。

表 3.1-22　河川の水質測定結果（特殊項目）

項目	宇田川橋（蛇尾川）				環境基準
	最小値	最大値	k/n	平均値	
フェノール類 (mg/L)	<0.01	<0.01	0/2	<0.01	-
銅(mg/L)	<0.01	<0.01	0/2	<0.01	-
鉄_溶解性 (mg/L)	<0.1	<0.1	0/2	<0.1	-
マンガン_溶解性 (mg/L)	<0.01	<0.01	0/2	<0.01	-
クロム(mg/L)	<0.01	<0.01	0/2	<0.01	-

注 1.「k/n」は下限値以上の検体数/総検体数を示す。
出典:「栃木県水質年表 令和 6(2024)年度)」(令和 8 年 3 月発行、栃木県)より作成

(4) ダイオキシン類

栃木県ではダイオキシン類対策特別措置法に基づき、公共用水域の水質のダイオキシン類の測定が行われている。令和 6 年度は 19 箇所で実施されているが、対象事業実施区域及びその周囲水質のダイオキシン類測定地点は設定されていない。

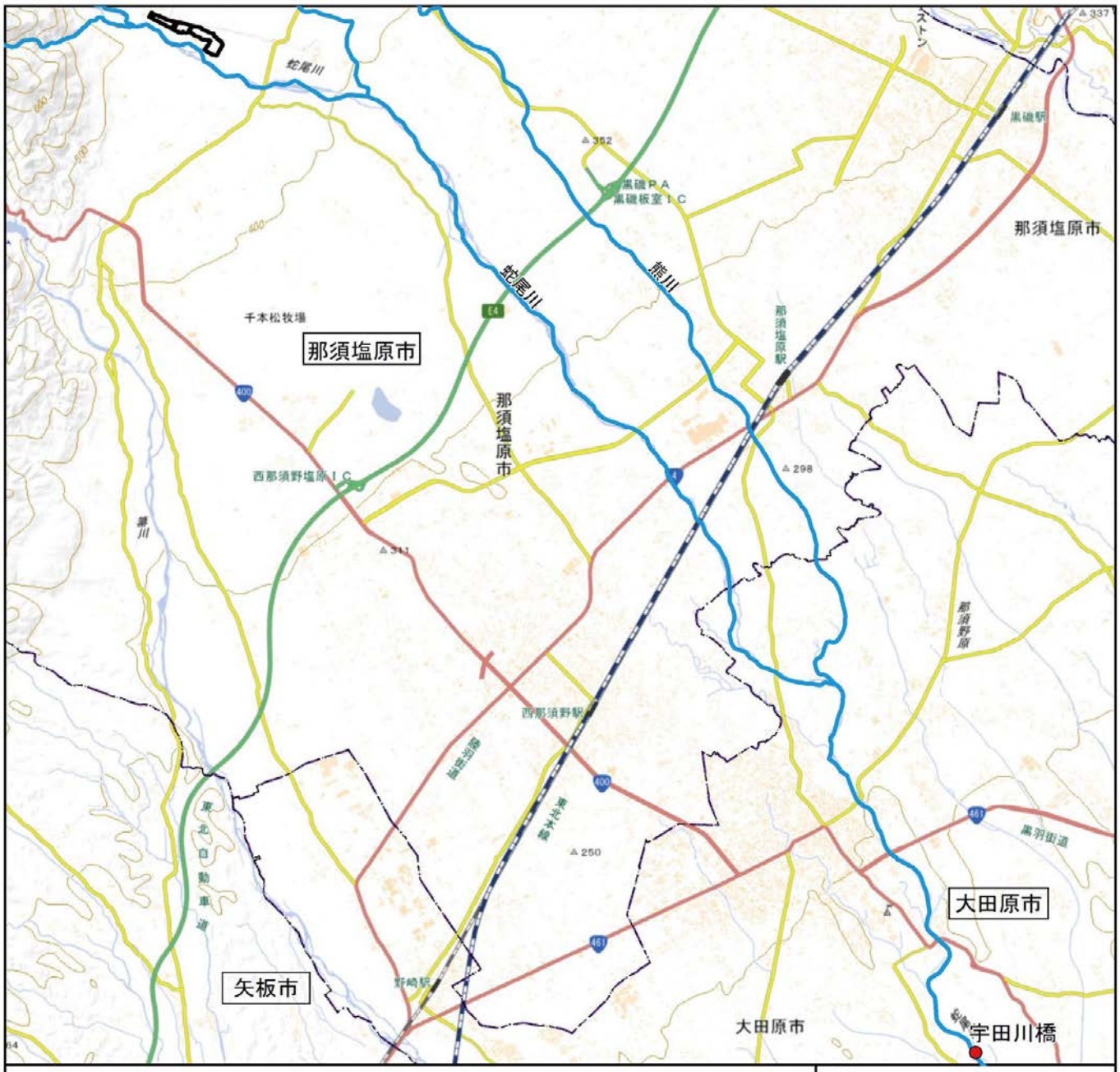

出典:「国土数値情報 河川データ(平成 20 年度)」(国土交通省 HP、閲覧:令和 8 年 8 月)、「栃木県河川図」(令和 2 年 4 月、栃木県)より作成

図 3.1-10 公共用水域測定地点位置図

3) 底質の状況

(1) ダイオキシン類

栃木県ではダイオキシン類対策特別措置法に基づき、公共用水域の底質のダイオキシン類の測定が行われている。令和 6 年度は 13 箇所で実施されているが、対象事業実施区域及びその周囲において底質のダイオキシン類測定地点は設定されていない。

4) 地下水の状況

(1) 地下水の水質

那須塩原市では、市内の地下水の概況と産業廃棄物による汚染を把握するため、那須塩原市地下水調査実施要領に基づき調査を行っている。

令和 6 年度は対象事業実施区域及びその周囲で「高林」、「木綿畑」、「折戸」の地区内において地下水水質調査が行われている。なお、測定地点は公表されていない。

地下水水質調査結果は表 3.1-23 に、測定地区は図 3.1-11 に示すとおりである。

表 3.1-23　那須塩原市地下水水質調査結果（令和 6 年度）

区分	項目	高林		木綿畑		折戸		水道基準	環境基準
		7 月 29 日	2 月 18 日	7 月 29 日	2 月 18 日	7 月 30 日	2 月 19 日		
飲料水の監視及びふん尿による汚染状況の監視（水道基準）	pH 値	6.2	6.2	6.0	6.3	7.2	7.3	5.8～8.6	－
	色度	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	0.8	5 度以下	－
	濁度	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	0.8	2 度以下	－
	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1.5	1.5	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	10mg/l 以下	－
	塩化物イオン	3.4	3.8	1.3	3.0	2.6	2.5	200mg/l 以下	－
	有機物（全有機物（TOC）の量）	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	3mg/l 以下	－
	一般細菌	210	130	0	2	26	8	100 個/ml 以下	－
	大腸菌	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	－
	シアン化物イオン及び塩化シアン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01mg/l 以下	－
全体の地下水の概況と産業廃棄物による汚染の把握（環境基準）	カドミウム	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	－	0.003mg/l 以下
	鉛	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.003	－	0.01mg/l 以下
	六価クロム	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	－	0.05mg/l 以下
	ひ素	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	－	0.01mg/l 以下
	総水銀	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	－	0.0005mg/l 以下
	トリクロロエチレン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	－	0.01mg/l 以下
	テトラクロロエチレン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	－	0.01mg/l 以下
	1.1.1-トリクロロエタン	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	－	1mg/l 以下

注 1.「<」は定量化下限値未満であることを示す。
注 2.網掛けは基準を超過したものを示す。
出典:「地下水水質調査結果（平成 26 年～令和 6 年）」（那須塩原市 HP、閲覧：令和 8 年 8 月）より作成

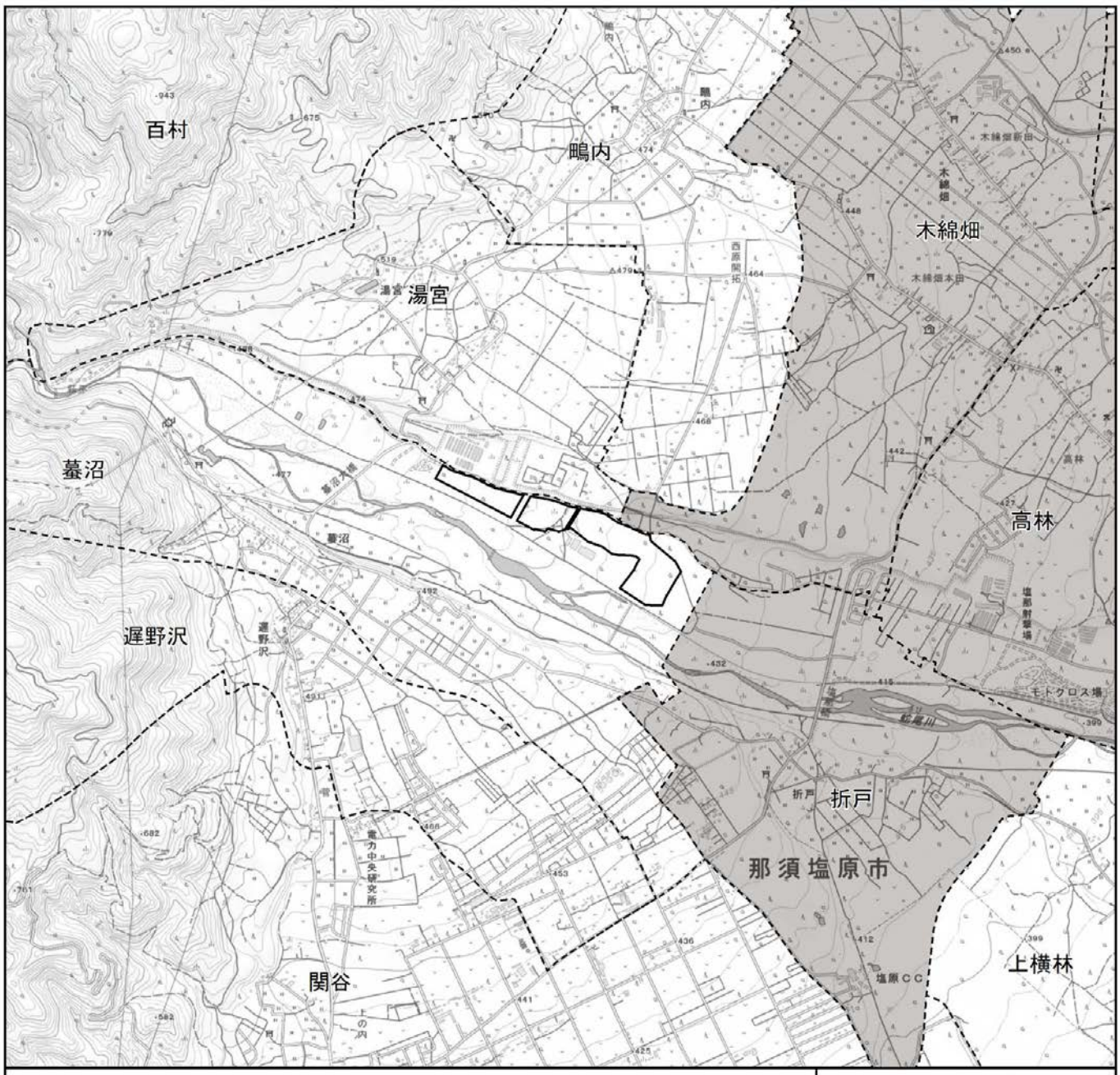

出典：「e-stat 境界データ 小地域」（総務省統計局 HP、閲覧：令和 8 年 8 月）より作成

図 3.1-11　地下水水質調査地区

(2) ダイオキシン類

栃木県ではダイオキシン類対策特別措置法に基づき、公共用水域の地下水のダイオキシン類の測定が行われている。令和 6 年度は 10 箇所で実施されているが、対象事業実施区域及びその周囲において地下水のダイオキシン類測定地点は設定されていない。

5) 水質に係る苦情件数の状況

那須塩原市における水質に係る苦情件数の推移（令和 3 年度～令和 7 年度）は表 3.1-24 に示すとおりである。

水質の苦情件数は、令和 3 年度に 6 件あったが、令和 4 年度～令和 6 年度は 0 件、令和 7 年度は 1 件となっている。

表 3.1-24　水質の苦情件数の経年変化(令和 3 年度～令和 7 年度)

単位:件

項目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
水質	6	0	0	0	1

出典:「那須塩原市統計書（令和 7 年版）」（那須塩原市 HP、閲覧：令和 8 年 8 月)より作成

3.1.3　土壌及び地盤の状況

1)土壌の状況

(1)土壌の状況

対象事業実施区域及びその周囲の土壌の状況を図 3.1-12 に示す。

対象事業実施区域及びその周囲は、北西側から西側が山地及び丘陵地の土壌が分布し、平野部と蛇尾川の両岸には台地及び低地地域の土壌が広がっている。

対象事業実施区域は、蛇尾川左岸側に位置し、台地及び低地地域の粗粒褐色低地土壌の蛇尾統に含まれている。また、北西側が粗粒黒ボク土壌の黒磯統が隣接している。

(2)土壌汚染の状況

①土壌汚染対策法に基づく要措置区域及び形質変更時要届出区域

栃木県では、土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査により、特定有害物質による汚染状態が環境省令で定める指定基準に適合しない土地について、要措置区域または形質変更時要届出区域として指定している。

対象事業実施区域及びその周囲には、要措置区域または形質変更時要届出区域として指定されている区域はない。

②ダイオキシン類

栃木県ではダイオキシン類対策特別措置法に基づき、土壌のダイオキシン類の測定が行われている。令和 6 年度は 10 箇所で実施されているが、対象事業実施区域及びその周囲において土壌のダイオキシン類測定地点は設定されていない。

2)地盤の状況

栃木県では、県南部において地盤沈下観測を実施しているが、対象事業実施区域及びその周囲では地盤沈下観測は実施されていない。

3)土壌汚染、地盤沈下の苦情件数の状況

那須塩原市における土壌汚染、地盤沈下に係る苦情件数の推移（令和 3 年度～令和 7 年度）は表 3.1-25 に示すとおりである。

土壌汚染、地盤沈下ともに苦情件数は 0 件となっている。

表 3.1-25　土壌汚染、地盤沈下の苦情件数の経年変化(令和 3 年度～令和 7 年度)

単位:件

項目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
土壌汚染	0	0	0	0	0
地盤沈下	0	0	0	0	0

出典:「那須塩原市統計書（令和 7 年版）」（那須塩原市 HP、閲覧：令和 8 年 8 月)より作成

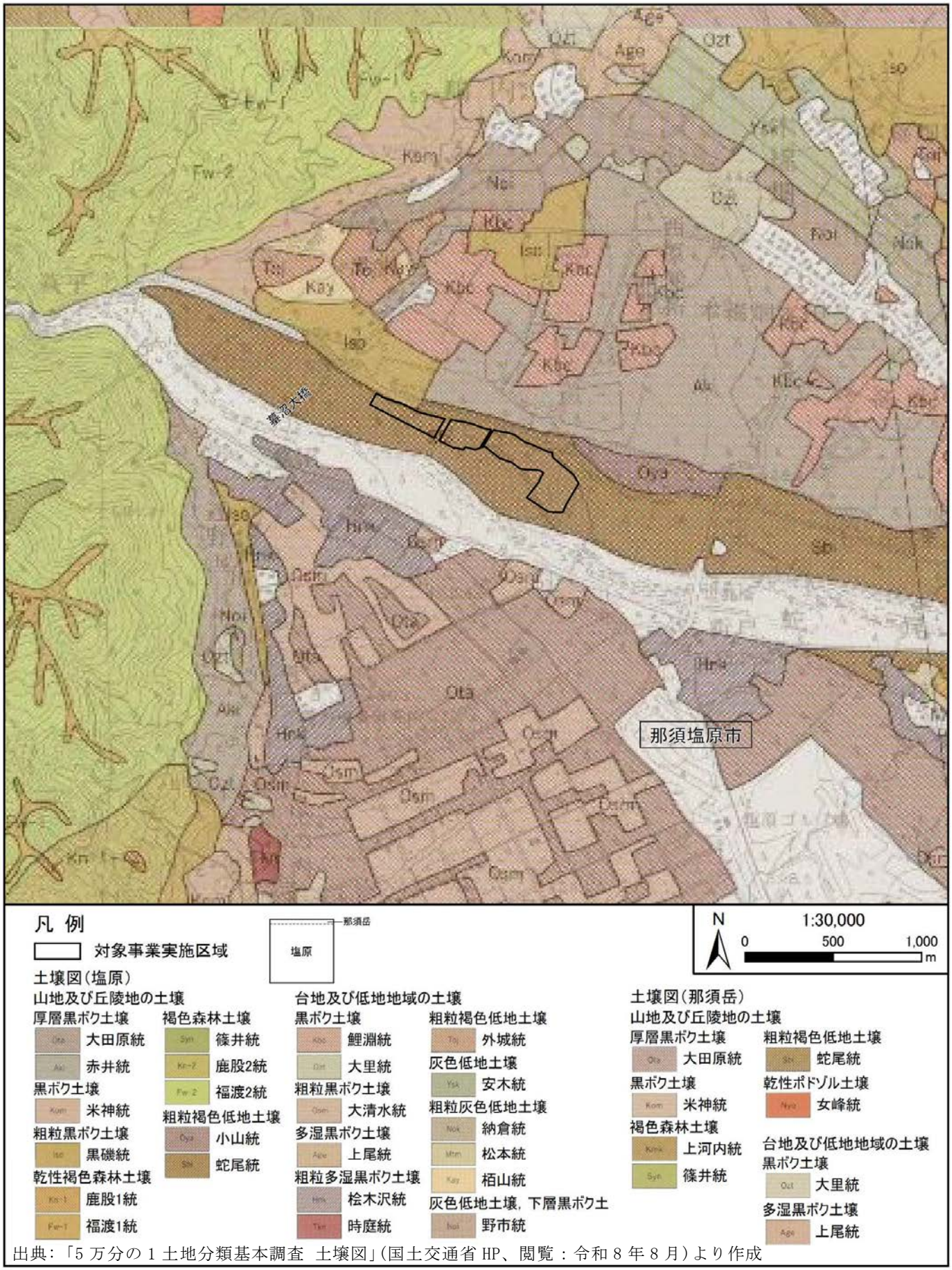

出典:「5 万分の 1 土地分類基本調査 土壌図」(国土交通省 HP、閲覧 : 令和 8 年 8 月)より作成

図 3.1-12 土壌図

3.1.4　地形及び地質の状況

1)地形の状況

対象事業実施区域及びその周囲の地形の状況を図 3.1-13 に示す。

対象事業実施区域及びその周囲は、北西側から西側が山地及び丘陵、台地の地形が分布し、平野部と蛇尾川の両岸には扇状地、低地の地形が広がっている。

対象事業実施区域は、蛇尾川左岸側に位置し、扇状地と河原に挟まれた氾濫平野となっている。

2)地質の状況

対象事業実施区域及びその周囲の地質の状況を図 3.1-14 に示す。

対象事業実施区域及びその周囲は、山地部の北西側から西側が火山性堆積物及び火山岩が分布し、平野部には火山性堆積物が広がり、蛇尾川の両岸は未固結堆積物の地質となっている。

対象事業実施区域は、蛇尾川左岸側に位置し、西側の蛇尾川側が礫･砂、北側から東側は礫･砂･泥の地質となっている。

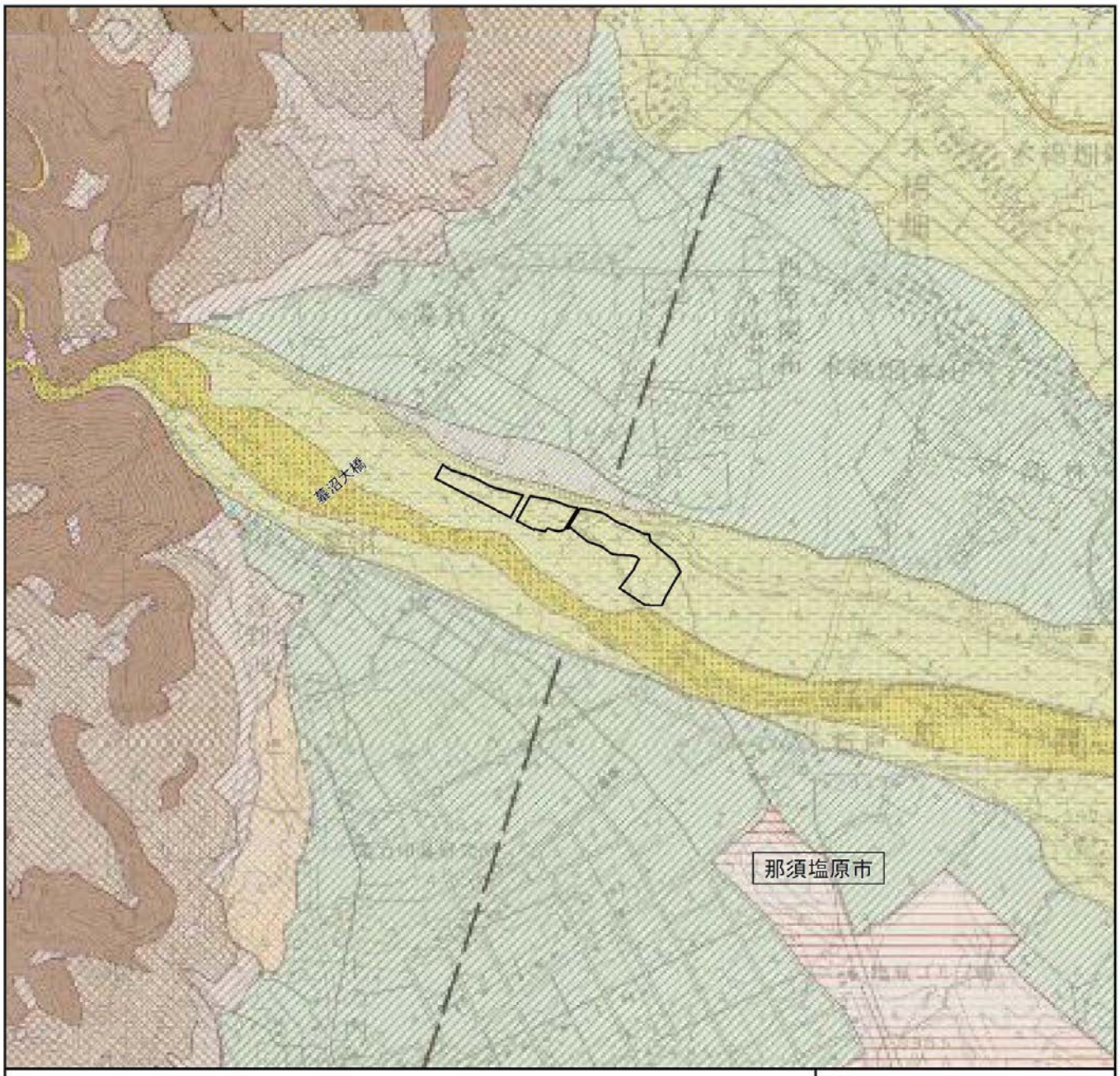

出典:「5 万分の 1 土地分類基本調査 地形分類図」(国土交通省 HP、閲覧 : 令和 8 年 8 月)より作成

図 3.1-13 地形分類図

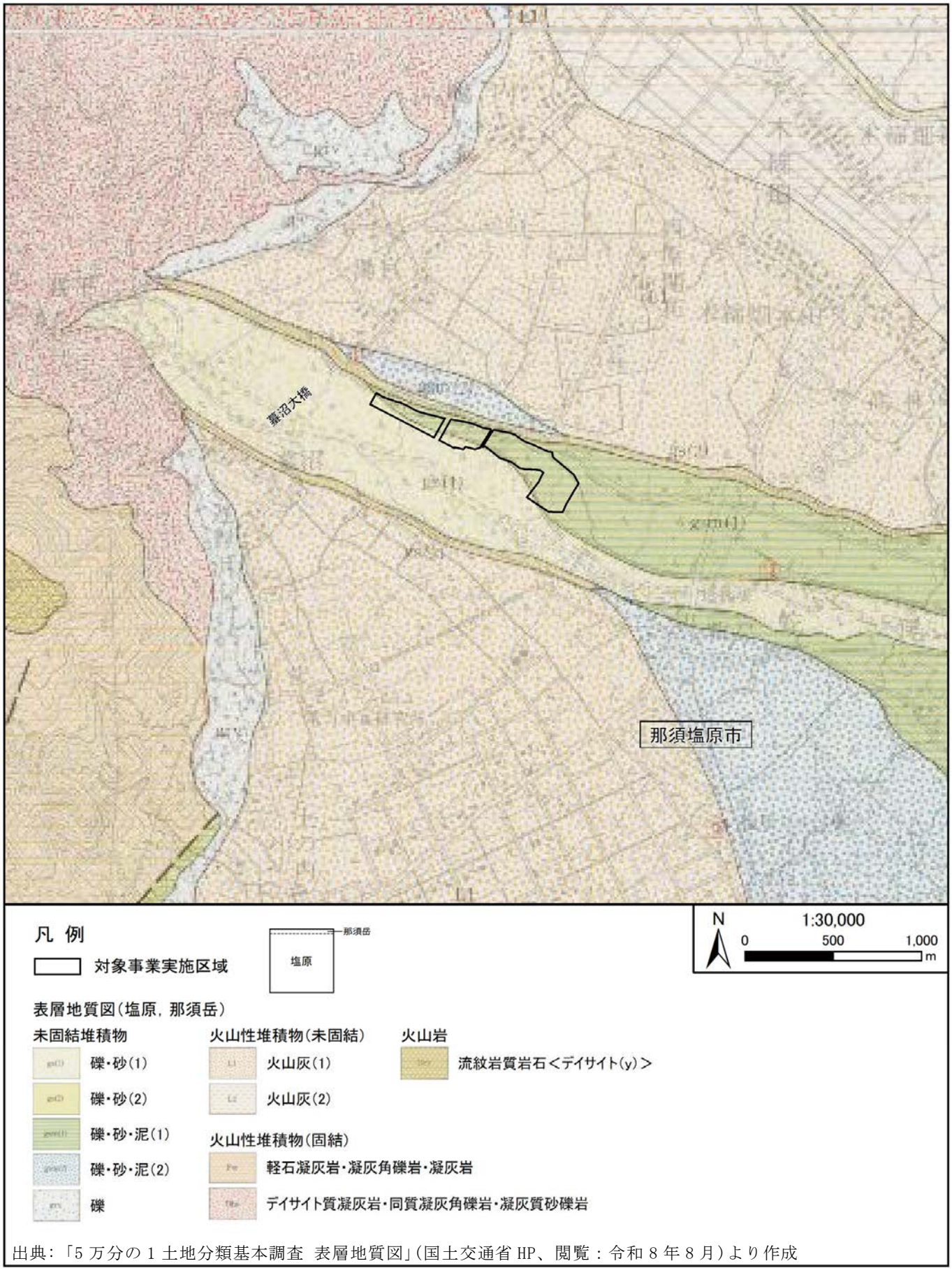
那須塩原市
凡 例
対象事業実施区域
那須岳
塩原
N
1:30,000
0
500
1,000
m
表層地質図(塩原, 那須岳)
未固結堆積物
礫・砂(1)
礫・砂(2)
礫・砂・泥(1)
礫・砂・泥(2)
礫
火山性堆積物(未固結)
火山灰(1)
火山灰(2)
火山性堆積物(固結)
軽石凝灰岩・凝灰角礫岩・凝灰岩
デイサイト質凝灰岩・同質凝灰角礫岩・凝灰質砂礫岩
火山岩
流紋岩質岩石<デイサイト(y)>
出典:「5 万分の 1 土地分類基本調査 表層地質図」(国土交通省 HP、閲覧 : 令和 8 年 8 月)より作成

図 3.1-14 表層地質図

3)重要な地形・地質

対象事業実施区域及びその周囲の重要な地形・地質の状況は、表 3.1-26 及び図 3.1-15 に示すとおりである。対象事業実施区域及びその周囲には、活断層崖（横ずれ含む）、撓曲崖、扇状地、網状流が存在する。

表 3.1-26 重要な地形・地質の状況

番号	名称	地形項目	定義、選定理由等
1	関谷断層	活断層崖 (横ずれ含む)	活断層によって生じた急崖。ごく最近の断層運動が段丘面・扇状地・火山斜面等の若い地形面を変化させることによって生じた場合には比高は小さいが明瞭な崖を示し、これを低断層崖と呼ぶ。第四紀を通じて活動が累積した場合には崖高は数百メートルに及ぶことがある。
2	関谷断層	撓曲崖	撓曲(岩層が階段状に折れ曲がる現象)で生じた斜面で、撓曲崖の傾斜は断層崖のそれと比べて緩やかな場合が多い。撓曲とほぼ同じ意味で単斜という言葉があるため、単斜崖ともいう。
3	那須野ヶ原	扇状地	河川によって形成され、谷口を頂点として平地に向かって扇状に開く半円錐形の砂礫堆積地。現に形成されつつある扇状地を現成扇状地あるいは単に扇状地と呼び、河川の側刻により開析を受け扇状地形成に預かった河川の現河床面より一段と高い位置に存在するものを開析扇状地と呼ぶ。
4	那須野ヶ原 (蛇尾川など)	網状流	砂礫からなる島や州によって、網の目状に分岐・合流を繰り返す水流。
5	那須野が原扇状地、蛇尾川扇状地	扇状地	カテゴリー：要継続観察 A：教育上、研究上注目すべき地形・地質

出典:「日本の典型地形ウェブサイト」（国土地理院 HP）、「栃木県版レッドリスト 2023」（栃木県 HP）（閲覧：令和 8 年 8 月）より作成

※図中の番号は表 3.1-26 に対応する。

出典:「日本の典型地形ウェブサイト」（国土地理院 HP、閲覧：令和 8 年 8 月）より作成

図 3.1-15　重要な地形・地質

3.1.5　動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況

1)動物の生息の状況

動物の生息状況を把握するにあたり、収集した文献その他の資料を表 3.1-27 に示す。

調査対象範囲は、対象事業実施区域及びその周囲を含む那須塩原市を対象とし、資料ごとに設定した。

表 3.1-27　収集した文献資料一覧

文献番号	文献名	哺乳類	鳥類	爬虫類	両生類	魚類	昆虫類	貝類	その他の節足動物※
1	「平成 30 年度(2018 年度)中大型哺乳類分布調査調査報告書クマ類(ヒグマ･ツキノワグマ)･カモシカ」(平成 31 年(2019 年)3 月、環境省自然環境局生物多様性センター)	○							
2	「環境アセスメントデータベース EADAS コウモリ生息情報」 (環境省 HP、閲覧:令和 8 年 8 月)	○							
3	「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」 (平成 23 年 1 月、平成 27 年 9 月修正版、環境省)		○						
4	「環境アセスメントデータベース EADAS 風力発電における鳥類のセンシティビティマップ(陸域)」 (環境省 HP、閲覧:令和 8 年 8 月)		○						
5	「レッドデータとちぎ WEB」(栃木県 HP、閲覧:令和 8 年 8 月)	○	○	○	○	○	○	○	○
6	「那須塩原市レッドデータブック 2017」(平成 29 年 3 月、那須塩原市)	○	○	○	○	○	○		
7	「那須塩原市動植物実態調査報告書(西那須野地区･塩原地区)」 (平成 22 年(2010 年)3 月、那須塩原市動植物調査研究会(那須塩原市))	○	○	○	○	○	○	○	
8	「第 2 期ごみ処理施設建設に伴う環境影響調査報告書」 (平成 18 年 2 月、那須地区広域行政事務組合)	○	○	○	○		○	○	

※ その他の節足動物：土壌動物、甲殻類

(1) 動物相の状況

対象事業実施区域及びその周囲において、表 3.1-27 に示す文献等から確認された動物相の概況を表 3.1-28 に示す。文献等による確認種一覧は資料編に示す。

表 3.1-28　文献等による動物相の概況

分類群	確認種数	主な確認種
哺乳類	7 目 14 科 28 種	ジネズミ、ヒミズ、キクガシラコウモリ、テングコウモリ、ヒナコウモリ、ニホンザル、ムササビ、ハタネズミ、ツキノワグマ、ニホンイタチ、カモシカ等
鳥類	17 目 43 科 150 種	マガン、ヤマドリ、ヨタカ、アマツバメ、カッコウ、キジバト、カイツブリ、イカルチドリ、オオジシギ、カワウ、チュウサギ、オオタカ、フクロウ、カワセミ、サンショウクイ、シジュウカラ、ツバメ、オオヨシキリ、クロツグミ、コサメビタキ、キセキレイ、イカル、ホオジロ等
爬虫類	1 目 5 科 11 種	ニホントカゲ、ヒガシニホントカゲ、ニホンカナヘビ、シマヘビ、アオダイショウ、ジムグリ、シロマダラ、ヒバカリ、ヤマカガシ、ニホンマムシ
両生類	2 目 6 科 14 種	トウホクサンショウウオ、ハコネサンショウウオ、アカハライモリ、アズマヒキガエル、ニホンアマガエル、タゴガエル、ニホンアカガエル、ヤマアカガエル、トウキョウダルマガエル、ツチガエル、ムカシツチガエル、シュレーゲルアオガエル、モリアオガエル、カジカガエル
魚類	5 目 10 科 19 種	スナヤツメ、ギンブナ、タナゴ、アカヒレタビラ、オイカワ、カワムツ、アブラハヤ、ウグイ、ドジョウ、シマドジョウ、ホトケドジョウ、ギバチ、アユ、ニッコウイワナ、サケ、ヤマメ、オオクチバス、カジカ、トウヨシノボリ
昆虫類	18 目 229 科 1,845 種	ヨシノマダラカゲロウ、カトリヤンマ、ヤマトゴキブリ、オオカマキリ、クギヌキハサミムシ、カミムラカワゲラ、カワラバッタ、エダナナフシ、タガメ、ハナアザミウマ、キバネツノトンボ、ツチカメネジレバネ、ヤマトシリアゲ、ムラサキトビケラ、キバネセセリ、コガタミズアブ、セアカオサムシ、クロマルハナバチ等
貝類	2 目 5 科 11 種	カワシンジュガイ、キセルモドキ、ニッコウヒラベッコウ、ハコネヒメベッコウ、ハクサンベッコウ、キヌツヤベッコウ、オオウエキビ、ヒメカサキビ、ウロコビロウドマイマイ、カワナビロウドマイマイ、カドコオオベソマイマイ
その他の節足動物※	4 目 4 科 5 種	キョジンダニ、サワガニ、ナスヒトフシムカデ、ニッコウヒトフシムカデ、シデイカマアシムシ

※ その他の節足動物：土壌動物、甲殻類

(2)動物の重要な種

動物の重要な種は、既存文献より生息が確認された種のうち、表 3.1-29 に示す基準に該当するものを選定した。

表 3.1-29　動物の重要な種の選定基準

略称	名称	カテゴリー
Ⅰ	「文化財保護法」 (昭和 25 年 法律第 214 号)	・特天：特別天然記念物 ・国天：天然記念物
Ⅱ	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)」 (平成 4 年 法律第 75 号)	・国内：国内希少野生動植物 ・国際：国際希少野生動植物
Ⅲ	「栃木県文化財保護条例」 (昭和 38 年条例第 20 号) 「那須塩原市文化財保護条例」 (平成 17 年条例第 119 号)	・県天：県指定天然記念物 ・市天：市指定天然記念物
Ⅳ	「那須塩原市希少野生動植物種の保護に関する条例」 (平成 24 年条例第 6 号)	・希少：那須塩原市希少野生動植物
Ⅴ	「環境省 第 4 次レッドリスト(哺乳類、昆虫類、貝類、その他無脊椎動物)」 (令和 4 年 環境省) 「環境省 第 5 次レッドリスト(鳥類及び爬虫類･両生類)」 (令和 8 年 環境省)	・EX：絶滅 ・EW：野生絶滅 ・CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類 ・CR：絶滅危惧ⅠA 類 ・EN：絶滅危惧ⅠB 類 ・VU：絶滅危惧Ⅱ類 ・NT：準絶滅危惧 ・DD：情報不足 ・LP：絶滅のおそれのある地域個体群
Ⅵ	「栃木県版レッドリスト(第 4 次/2023 年版)」 (令和 5 年 栃木県)	・EX：絶滅 ・A：絶滅危惧Ⅰ類 ・B：絶滅危惧Ⅱ類 ・C：準絶滅危惧 ・DD：情報不足 ・LP：絶滅のおそれのある地域個体群 ・要：要注目
Ⅶ	「那須塩原市レッドリスト 2023」 (令和 5 年 那須塩原市)	・EX：絶滅 ・A：絶滅危惧Ⅰ類 ・B：絶滅危惧Ⅱ類 ・C：準絶滅危惧 ・DD：情報不足 ・LP：絶滅のおそれのある地域個体群 ・要：要注目

①哺乳類

哺乳類の重要な種は、表 3.1-30 に示すとおりキクガシラコウモリやカモシカ等を含む 5 目 6 科 11 種である。

表 3.1-30　重要な哺乳類

No.	目名	科名	種名*1	選定基準*2						
				Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	Ⅵ	Ⅶ
1	モグラ目(食虫目)	トガリネズミ科	ジネズミ						DD	
2	コウモリ目(翼手目)	キクガシラコウモリ科	コキクガシラコウモリ						要	要
3			キクガシラコウモリ						要	
4		ヒナコウモリ科	ヒメホオヒゲコウモリ						C	
5			モモジロコウモリ						要	要
6			ヒナコウモリ						要	
7			ユビナガコウモリ						C	DD
8			テングコウモリ						B	DD
9	ネズミ目(齧歯目)	ネズミ科	カヤネズミ						要	
10	ネコ目(食肉目)	イタチ科	ニホンイタチ						要	
11	ウシ目(偶蹄目)	ウシ科	カモシカ	特天						
合計	5 目	6 科	11 種	1 種	0 種	0 種	0 種	0 種	10 種	4 種

*1. 種名等は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和 7 年度生物リスト」(令和 7 年 国土交通省水情報国土データ管理センター)に準拠した。
*2. 重要な種の選定基準は、表 3.1-29 に示した略称を表記している。

②鳥類

鳥類の重要な種は、表 3.1-31 に示すとおりオシドリ、ヤマドリ、ミゾゴイ、オオタカ、クロツグミ等を含む 12 目 23 科 50 種である。

表 3.1-31(1)　重要な鳥類

No.	目名	科名	種名*1	選定基準*2						
				Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	Ⅵ	Ⅶ
1	カモ目	カモ科	マガン	国天						
2			オシドリ				希少		C	C
3			トモエガモ				希少	DD	C	C
4			ホシハジロ					NT		
5			キンクロハジロ					VU		
6			スズガモ					NT		
7			コウライアイサ		国際					
8	キジ目	キジ科	ヤマドリ				希少		C	C
9	ヨタカ目	ヨタカ科	ヨタカ				希少	NT	C	B
10	アマツバメ目	アマツバメ科	ハリオアマツバメ				希少	VU	A	B
11			アマツバメ					VU		
12	カッコウ目	カッコウ科	カッコウ							要
13	チドリ目	チドリ科	ケリ				希少	DD	C	B
14			ムナグロ					VU		
15		シギ科	ヤマシギ						C	
16			オオジシギ				希少	NT	A	A
17			イソシギ						要	
18	ペリカン目	サギ科	ミゾゴイ				希少	NT	A	A
19			アマサギ					EN	B	
20			チュウサギ					NT	C	

表 3.1-31(2)　重要な鳥類

No.	目名	科名	種名*1	選定基準*2						
				Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	Ⅵ	Ⅶ
21	ペリカン目	サギ科	コサギ					VU	B	
22	タカ目	ミサゴ科	ミサゴ						C	
23		タカ科	ハチクマ				希少	DD	B	B
24			クマタカ		国内		希少	EN	A	B
25			イヌワシ	国天	国内		希少	EN	A	A
26			ハイタカ				希少	NT	C	C
27			オオタカ				希少	NT	C	C
28			ハイイロチュウヒ						C	
29			オオワシ	国天	国内			VU	A	
30			サシバ				希少	VU	B	B
31	フクロウ目	フクロウ科	アオバズク				希少		B	B
32			コノハズク				希少		B	B
33			フクロウ						C	
34	ブッポウソウ目	カワセミ科	アカショウビン				希少		A	A
35			ヤマセミ				希少	VU	C	B
36	ハヤブサ目	ハヤブサ科	コチョウゲンボウ						C	
37			ハヤブサ		国内		希少	NT	B	B
38	スズメ目	サンショウクイ科	サンショウクイ				希少		C	C
39		モズ科	チゴモズ				希少	EN	A	A
40			アカモズ		国内		希少	CR	A	A
41		カササギヒタキ科	サンコウチョウ				希少		C	C
42		ヨシキリ科	コヨシキリ					NT	C	
43		ムクドリ科	コムクドリ						C	
44		ツグミ科	クロツグミ				希少		C	C
45		ヒタキ科	コサメビタキ				希少		C	C
46			ノビタキ						C	
47		イワヒバリ科	カヤクグリ						C	
48		セキレイ科	ビンズイ					NT		
49		ホオジロ科	ホオアカ				希少		C	B
50			カシラダカ					EN		
合計	12 目	23 科	50 種	3 種	6 種	0 種	26 種	28 種	40 種	27 種

*1.種名等は「日本鳥類目録改訂第 8 版」(令和 6 年日本鳥学会)に準拠した。
*2.重要な種の選定基準は、表 3.1-29 に示した略称を表記している。

③爬虫類

爬虫類の重要な種は、表 3.1-32 に示すとおりヒガシニホントカゲやヤマカガシ等を含む 1 目 5 科 10 種である。

表 3.1-32　重要な爬虫類

No.	目名	科名	種名*1	選定基準*2						
				Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	Ⅵ	Ⅶ
1	有鱗目	トカゲ科	ヒガシニホントカゲ				希少		B	C
2		カナヘビ科	ニホンカナヘビ						要	要
3		タカチホヘビ科	タカチホヘビ						DD	要
4		ナミヘビ科	シマヘビ						要	
5			アオダイショウ						要	
6			ジムグリ						要	要
7			シロマダラ						要	要
8			ヒバカリ						要	要
9			ヤマカガシ						C	要
10		クサリヘビ科	ニホンマムシ						C	要
合計	1 目	5 科	10 種	0 種	0 種	0 種	1 種	0 種	10 種	8 種

*1. 種名等は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト令和 7 年度生物リスト」（令和 7 年国土交通省水情報国土データ管理センター）に準拠した。
*2. 重要な種の選定基準は、表 3.1-29 に示した略称を表記している。

④両生類

両生類の重要な種は、表 3.1-33 に示すとおりトウホクサンショウウオやモリアオガエル等を含む 2 目 5 科 13 種である。

表 3.1-33　重要な両生類

No.	目名	科名	種名*1	選定基準*2						
				Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	Ⅵ	Ⅶ
1	有尾目	サンショウウオ科	トウホクサンショウウオ				希少	NT	要	C
2			ハコネサンショウウオ							要
3		イモリ科	アカハライモリ				希少	NT	B	C
4	無尾目	ヒキガエル科	アズマヒキガエル						C	要
5		アカガエル科	タゴガエル							要
6			ニホンアカガエル				希少		C	C
7			ヤマアカガエル						要	
8			トウキョウダルマガエル					NT	C	要
9			ツチガエル				希少			
10			ムカシツチガエル					NT	B	C
11		アオガエル科	シュレーゲルアオガエル				希少		C	C
12			モリアオガエル				希少		要	C
13			カジカガエル						要	要
合計	2 目	5 科	13 種	0 種	0 種	0 種	6 種	4 種	10 種	11 種

*1. 種名等は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト令和 7 年度生物リスト」（令和 7 年国土交通省水情報国土データ管理センター）に準拠した。
*2. 重要な種の選定基準は、表 3.1-29 に示した略称を表記している。

⑤魚類

魚類の重要な種は、表 3.1-34 に示すとおりスナヤツメ、ドジョウ、ヤマメ等を含む 5 目 7 科 12 種である。

表 3.1-34　重要な魚類

No.	目名	科名	種名[*1]	選定基準[*2]						
				Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	Ⅵ	Ⅶ
1	ヤツメウナギ目	ヤツメウナギ科	スナヤツメ類					VU		要
2	コイ目	コイ科	タナゴ					EN	A	要
3			アカヒレタビラ					EN	A	
4			オイカワ							要
5			アブラハヤ						要	C
6		ドジョウ科	ドジョウ					NT	DD	
7			ヒガシシマドジョウ						C	
8		フクドジョウ科	ホトケドジョウ				希少	EN	B	C
9	ナマズ目	ギギ科	ギバチ					VU	C	要
10	サケ目	サケ科	ニッコウイワナ					DD	B	C
11			サクラマス(ヤマメ)					NT		
12	スズキ目	カジカ科	カジカ					EN		
合計	5 目	7 科	12 種	0 種	0 種	0 種	1 種	9 種	8 種	7 種

*1. 種名等は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト令和 8 年度生物リスト」(令和 8 年国土交通省水情報国土データ管理センター)に準拠した。
*2. 重要な種の選定基準は、表 3.1-29 に示した略称を表記している。

⑥昆虫類

昆虫類の重要な種は、表 3.1-35 に示すとおりタガメ、ツマグロキチョウ、トゲアリ等を含む 10 目 61 科 141 種である。

表 3.1-35(1)　重要な昆虫類

No.	目名	科名	種名[*1]	選定基準[*2]						
				Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	Ⅵ	Ⅶ
1	トンボ目（蜻蛉目）	イトトンボ科	オゼイトトンボ						要	要
2			モートンイトトンボ					NT	要	要
3		カワトンボ科	アオハダトンボ					NT	要	要
4		ムカシトンボ科	ムカシトンボ				希少		C	C
5		ヤンマ科	カトリヤンマ				希少		B	B
6			サラサヤンマ						C	要
7		サナエトンボ科	ホンサナエ				希少		要	C
8		ムカシヤンマ科	ムカシヤンマ				希少		C	C
9		トンボ科	ヨツボシトンボ						C	要
10			コノシメトンボ							要
11			マイコアカネ						C	要
12			ヒメアカネ				希少		C	C
13			ネキトンボ				希少		要	C
14	ハサミムシ目（革翅目）	クギヌキハサミムシ科	クギヌキハサミムシ						要	要
15	カワゲラ目（セキ翅目）	トワダカワゲラ科	ミネトワダカワゲラ						要	要
16	バッタ目（直翅目）	バッタ科	カワラバッタ						要	要
17		イナゴ科	ヒメフキバッタ						要	要
18	カメムシ目（半翅目）	ハネナガウンカ科	アヤヘリハネナガウンカ						C	
19			シリアカハネナガウンカ						DD	
20			クワヤマハネナガウンカ						DD	
21			マエグロハネナガウンカ						DD	
22		アリヅカウンカ科	アリヅカウンカ						C	
23		セミ科	アカエゾゼミ						C	要
24			エゾゼミ						要	要
25			チッチゼミ						要	要
26		ヒラタカメムシ科	ニセノコギリヒラタカメムシ						要	DD
27		ツノカメムシ科	ヤナギベニモンツノカメムシ						要	DD
28		ツチカメムシ科	シロヘリツチカメムシ					NT	C	DD
29		コオイムシ科	タガメ		国内		希少	VU	C	C
30	トビケラ目（毛翅目）	トビケラ科	ムラサキトビケラ						要	要
31	チョウ目（鱗翅目）	セセリチョウ科	ホシチャバネセセリ				希少	EN	A	A
32			キバネセセリ						要	
33			ホソバセセリ				希少		B	A
34			ギンイチモンジセセリ					NT	要	DD
35			ミヤマチャバネセセリ						C	
36			スジグロチャバネセセリ 北海道・本州・九州亜種				希少	NT	C	C
37		シジミチョウ科	ウスイロオナガシジミ						要	
38			オナガシジミ						C	
39			ウラゴマダラシジミ						C	
40			オオミドリシジミ						C	
41			ウラジロミドリシジミ				希少		B	B
42			ハヤシミドリシジミ				希少		B	B
43			クロミドリシジミ						要	DD
44			ミヤマカラスシジミ				希少		C	B
45			カラスシジミ				希少		C	C

表 3.1-35(2)　重要な昆虫類

No.	目名	科名	種名[*1]	選定基準[*2]						
				Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	Ⅵ	Ⅶ
46	チョウ目	シジミチョウ科	クロシジミ				希少	EN	A	A
47	（鱗翅目）		ヒメシジミ本州・九州亜種				希少	NT		
48			ミヤマシジミ					EN	A	DD
49			ムモンアカシジミ				希少		C	A
50			フジミドリシジミ						要	
51			ウラミスジシジミ				希少		要	C
52		タテハチョウ科	ウラギンスジヒョウモン				希少	VU	A	A
53			ツマジロウラジャノメ本州亜種				希少			
54			オオヒカゲ						要	
55			キベリタテハ				希少			B
56			オオムラサキ					NT	要	DD
57		シロチョウ科	ツマグロキチョウ				希少	EN	要	B
58			ヒメシロチョウ 北海道・本州亜種					EN	EX	EX
59		シャクガ科	タケウチエダシャク				希少		A	A
60			キジマソトグロナミシャク						B	B
61			タテスジナミシャク						C	要
62			オビコバネナミシャク						C	
63			クロヤエナミシャク						B	B
64		ヤママユガ科	オナガミズアオ本土亜種					NT	要	要
65		シャチホコガ科	ネスジシャチホコ				希少		C	要
66			ハネブサシャチホコ						要	要
67		ヤガ科	コシロシタバ					NT	C	C
68			ヨシノキシタバ						要	要
69			ハイモンキシタバ							要
70			エゾベニシタバ						要	要
71			フシキキシタバ						要	要
72			ヤマトギンガ				希少		要	C
73			エゾスジヨトウ					VU	B	
74			キシタアツバ					NT	要	要
75			ナマリキリガ						B	
76			タカオキリガ						要	要
77			ヨシヨトウ				希少		C	C
78		コブガ科	オレクギリンガ						C	
79	ハエ目	ハルカ科	ハマダラハルカ					DD	要	DD
80	（双翅目）	シギアブ科	ベッコウタマユラアブ						DD	DD
81		クサアブ科	ネグロクサアブ					DD	要	DD
82		ミズアブ科	コガタノミズアブ						要	
83		ミ	コガタミズアブ							DD
84	コウチュウ目	オサムシ科	セアカオサムシ					NT	要	DD
85	（鞘翅目）		オサムシモドキ						C	DD
86			カタアカアトキリゴミムシ						C	DD
87			モムラオオズナガゴミムシ						DD	要
88			オンダメクラチビゴミムシ						要	要
89		ハンミョウ科	アイヌハンミョウ					NT	C	DD
90		ゲンゴロウ科	クロゲンゴロウ					NT	要	DD
91			ヒラサワツブゲンゴロウ						DD	DD
92			コウベツブゲンゴロウ					NT		
93			キベリマメゲンゴロウ					NT	要	DD
94		ミズスマシ科	コミズスマシ					EN	A	DD
95			ミズスマシ				希少	VU	A	B
96		ホソガムシ科	ヤマトホソガムシ					NT	DD	

表 3.1-35(3)　重要な昆虫類

No.	目名	科名	種名*1	選定基準*2						
				Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	Ⅵ	Ⅶ
97	コウチュウ目	ガムシ科	チビケシヒラタガムシ							DD
98	（鞘翅目）		コガムシ					DD	要	DD
99			エゾコガムシ					NT	C	DD
100			ガムシ					NT	C	DD
101			シジミガムシ					EN		
102		シデムシ科	ヤマトモンシデムシ					NT	要	DD
103		クワガタムシ科	オオクワガタ					VU	要	
104			ヒラタクワガタ本土亜種						C	DD
105		コガネムシ科	アカマダラハナムグリ					DD	C	DD
106		タマムシ科	フチトリヒメヒラタタマムシ						要	
107			ウバタマムシ						要	
108			アオタマムシ						C	
109			アオマダラタマムシ						要	DD
110		コメツキムシ科	ツマグロコメツキ						要	
111			ルリツヤハダコメツキ						要	DD
112			キンムネヒメカネコメツキ						要	DD
113			ババムナビロコメツキ						要	DD
114			ミドリヒメコメツキ							DD
115		ホタル科	ヘイケボタル						C	DD
116			ゲンジボタル						要	DD
117		ナガクチキムシ科	オオナガクチキ						C	
118		カミキリムシ科	ヒラヤマコブハナカミキリ						要	DD
119		ハムシ科	ホソクビナガハムシ						要	DD
120			オオミズクサハムシ						C	
121			エゾオオミズクサハムシ						C	DD
122		オトシブミ科	オオメイクビチョッキリ						要	DD
123		ゾウムシ科	ミヤマハナゾウムシ						要	DD
124			リュイスサルゾウムシ						要	
125			タカハシトゲゾウムシ						要	DD
126			タキザワツツキクイゾウムシ							DD
127	ハチ目	コンボウハバチ科	ホシアシブトハバチ					DD	DD	DD
128	（膜翅目）		キイロモモブトハバチ				希少		B	B
129		ハバチ科	イトウハバチ					NT	B	
130		クキバチ科	キベリクキバチ						DD	DD
131		コマユバチ科	ウマノオバチ				希少	NT	C	C
132		セイボウ科	オオセイボウ					DD	DD	DD
133		アリ科	トゲアリ				希少	VU	要	C
134		スズメバチ科	ニッポンホオナガスズメバチ					DD	要	要
135		ギングチバチ科	キユビギングチ				希少	DD	A	A
136			ガロアギングチ					DD	C	
137			カゲロウギングチ				希少		C	C
138		ドロバチモドキ科	コイケアワフキバチ				希少		C	C
139		ヒメハナバチ科	ミカドヒメハナバチ						C	要
140		ミツバチ科	クロマルハナバチ					NT		
141		ハキリバチ科	トモンハナバチ				希少		B	B
合計	10 目	61 科	141 種	0 種	1 種	0 種	34 種	44 種	129 種	107 種

*1. 種名等は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト令和 7 年度生物リスト」（令和 7 年国土交通省水情報国土データ管理センター）及び「日本産生物種数調査」（日本分類学会連合、閲覧：令和 8 年 8 月）に準拠した。

*2. 重要な種の選定基準は、表 3.1-29 に示した略称を表記している。

⑦貝類

貝類の重要な種は、表 3.1-36 に示すとおりカワシンジュガイ、ヒメカサキビ等を含む 2 目 5 科 11 種である。

表 3.1-36　重要な貝類

No.	目名	科名	種名*1	選定基準*2						
				Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	Ⅵ	Ⅶ
1	イシガイ目	カワシンジュガイ科	カワシンジュガイ		国内			EN	Ⅰ類	
2	柄眼目	キセルモドキ科	キセルモドキ						準	
3		ベッコウマイマイ科	ニッコウヒラベッコウ					DD	要	
4			ハコネヒメベッコウ					DD	DD	
5			ハクサンベッコウ					DD	DD	
6			キヌツヤベッコウ					DD	DD	
7			オオウエキビ					DD	要	
8			ヒメカサキビ					NT	Ⅱ類	
9		ナンバンマイマイ科	ウロコビロウドマイマイ					NT		
10			カワナビロウドマイマイ					NT		
11		オナジマイマイ科	カドコオオベソマイマイ					NT	要	
合計	2 目	5 科	11 種	0 種	1 種	0 種	0 種	10 種	9 種	0 種

*1. 種名等は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト令和 7 年度生物リスト」（令和 7 年国土交通省水情報国土データ管理センター）及び「日本産生物種数調査」（日本分類学会連合、閲覧：令和 8 年 8 月）に準拠した。

*2. 重要な種の選定基準は、表 3.1-29 に示した略称を表記している。

⑧その他の節足動物

その他の節足動物の重要な種は、表 3.1-37 に示すとおりキョジンダニ、サワガニ等を含む 4 目 4 科 5 種である。

表 3.1-37　重要なその他の節足動物

No.	目名	科名	種名*1	選定基準*2						
				Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	Ⅵ	Ⅶ
1	ダニ目	トノサマダニ科	キョジンダニ						要	
2	エビ目	サワガニ科	サワガニ						要	
3	イシムカデ目	イシムカデ科	ナスヒトフシムカデ						要	
4			ニッコウヒトフシムカデ						要	
5	カマアシムシ目	クシカマアシムシ科	シデイカマアシムシ						要	
合計	4 目	4 科	5 種	0 種	0 種	0 種	0 種	0 種	5 種	0 種

*1. 種名等は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト令和 7 年度生物リスト」（令和 7 年国土交通省水情報国土データ管理センター）及び「日本産生物種数調査」（日本分類学会連合、閲覧：令和 8 年 8 月）に準拠した。

*2. 重要な種の選定基準は、表 3.1-29 に示した略称を表記している。

(3) 動物の注目すべき生息地

動物の注目すべき生息地は、表 3.1-38 に示した選定基準に基づいて選定した。対象事業実施区域及びその周囲における動物の注目すべき生息地は、表 3.1-39 及び図 3.1-16 に示すとおり、日光国立公園の塩原地域や重要里地里山の那須野ヶ原が存在する。また、イヌワシ・クマタカ、ツキノワグマ・カモシカ、マガン、コウモリ類の生息が確認されている。

表 3.1-38(1)　動物の注目すべき生息地の選定基準

略称	名称	カテゴリー
①	「文化財保護法」 (昭和 25 年法律第 214 号)	特天：特別天然記念物 国天：天然記念物
②	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)」 (平成 4 年法律第 75 号)	生息：生息地等保護区
③	「栃木県文化財保護条例」 (昭和 38 年条例第 20 号) 「那須塩原市文化財保護条例」 (平成 17 年条例第 119 号)	県天：県指定天然記念物 市天：市指定天然記念物
④	「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」 (平成 14 年法律第 88 号)	国指定：国指定鳥獣保護区 県指定：県指定鳥獣保護区
⑤	「自然公園法」 (昭和 32 年法律第 161 号) 「自然環境保全法」 (昭和 47 年法律第 85 号) 「栃木県立自然公園条例」 (昭和 33 年栃木県条例第 11 号) 「自然環境の保全及び緑化に関する条例」 (昭和 49 年栃木県条例第 5 号)	国立公園 国定公園 県立自然公園 県自然環境保全地域 県緑地環境保全地域
⑥	「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約(ラムサール条約)」 (昭和 55 年条約第 28 号)に基づく重要な湿地	基準 1：特定の生物地理区内で代表的、希少、または固有の湿地タイプを含む湿地 基準 2：絶滅のおそれのある種や群集を支えている湿地 基準 3：特定の生物地理区における生物多様性の維持に重要な動植物を支えている湿地 基準 4：動植物のライフサイクルの重要な段階を支えている湿地。または悪条件の期間中に動植物の避難場所となる湿地 基準 5：定期的に 2 万羽以上の水鳥を支えている湿地 基準 6：水鳥の 1 種または 1 亜種の個体群の個体数の 1%以上を定期的に支えている湿地 基準 7：固有な魚類の亜種、種、科、魚類の生活史の諸段階、種間相互作用、湿地の価値を代表するような個体群の相当な割合を支えており、それによって世界の生物多様性に貢献している湿地 基準 8：魚類の食物源、産卵場、稚魚の生息場として重要な湿地。あるいは湿地内外の漁業資源の重要な回遊経路となっている湿地 基準 9：鳥類以外の湿地に依存する動物の種または亜種の個体群の個体数の１%以上を定期的に支えている湿地

表 3.1-38(2)　動物の注目すべき生息地の選定基準

略称	名称	カテゴリー
⑦	「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」 (平成 17 年環境省) に基づく重要度の高い湿地(重要湿地)	基準 1：湿原・塩性湿地、河川・湖沼、干潟・砂浜・マングローブ湿地、藻場、サンゴ礁等の生態系のうち、生物の生育・生息地として典型的または相当の規模の面積を有している場合 基準 2：希少種、固有種等が生育・生息している場合 基準 3：多様な生物相を有している場合（ただし、外来種を除く） 基準 4：特定の種の個体群のうち、相当な割合の個体数が生育・生息する場合 基準 5：生物の生活史の中で不可欠な地域（採餌場、繁殖場等)である場合
⑧	「生物多様性保全上重要な里地里山」 (平成 27 年環境省)	重要な里地里山 基準 1：多様で優れた二次的自然環境を有する 基準 2：里地里山に特有で多様な野生動植物が生息・生育する 基準 3：生態系ネットワークの形成に寄与する
⑨	「重要野鳥生息地(IBA)」 (平成 27 年日本野鳥の会)	重要野鳥生息地 基準 A1:世界的に絶滅が危惧される種、または全世界で保護の必要がある種が、定期的・恒常的に多数生息している生息地 基準 A2:生息地域限定種（Restricted-rangespecies）が相当数生息するか、生息している可能性がある生息地 基準 A3:ある 1 種の鳥類の分布域すべてもしくは大半が 1 つのバイオームに含まれている場合で、そのような特徴をもつ鳥類複数種が混在して生息する生息地、もしくはその可能性がある生息地 基準 A4i：群れを作る水鳥の生物地理的個体群の 1%以上が定期的に生息するか、または生息すると考えられるサイト 基準 A4ii：群れを作る海鳥または陸鳥の世界の個体数の 1%以上が定期的に生息するか、または生息すると考えられるサイト 基準 A4iii：１種以上で 2 万羽以上の水鳥、または 1 万つがい以上の海鳥が定期的に生息するか、または生息すると考えられるサイト。 基準 A4iv：渡りの隘路にあたる場所で、定められた閾値を超える渡り鳥が定期的に利用するボトルネックサイト
⑩	「生物多様性保全の鍵になる重要な地域(KBA)」 (コンサベーション・インターナショナル・ジャパン)	保護地域 危機性：IUCN のレッドリストの地域絶滅危惧種（CR、EN、VU）に分類された種が生息/生育する 非代替性： a)限られた範囲にのみ分布している種（RR） b)広い範囲に分布するが特定の場所に集中している種 c)世界的にみて個体が一時的に集中する重要な場所 d)世界的にみて顕著な個体の繁殖地 e)バイオリージョンに限定される種群
⑪	「平成 30 年度(2018 年度)中大型哺乳類分布調査調査報告書クマ類(ヒグマ・ツキノワグマ)・カモシカ」 (平成 30 年環境省)	生息確認

表 3.1-38(3)　動物の注目すべき生息地の選定基準

略称	名称	カテゴリー
⑫	「希少猛禽類調査（イヌワシ・クマタカ）の結果について」 (平成 16 年環境省)	生息確認 生息推定 一時滞在
⑬	「ガンカモ類の生息調査(第 37 回 2006 年 1 月一斉調査)」 (平成 17 年環境省)	渡り鳥生息地 渡り期 越冬地
⑭	「環境アセスメントデータベース EADAS コウモリ生息情報」 （環境省 HP、閲覧：令和 8 年 8 月）	生息情報

表 3.1-39　動物の注目すべき生息地

No.	名称	選定基準*1									
		①	②	④	⑤	⑧	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭
1	日光国立公園 (塩原地域)				国立公園						
2	日光･尾瀬･大佐飛山						保護地域				
3	塩原ダム			鳥獣保護区							
4	千本松			鳥獣保護区							
5	那須野ヶ原					重要里地里山					
6	イヌワシ	国天	国内						一時滞在		
7	クマタカ		国内						生息確認		
8	ツキノワグマ							生息情報			
9	カモシカ	特天						生息情報			
10	マガン	国天								越冬地	
11	コキクガシラコウモリ										生息情報
12	キクガシラコウモリ										生息情報
13	モモジロコウモリ										生息情報

*1.動物の注目すべき生息地の選定基準は、表 3.1-38 に示した略称を表記している。

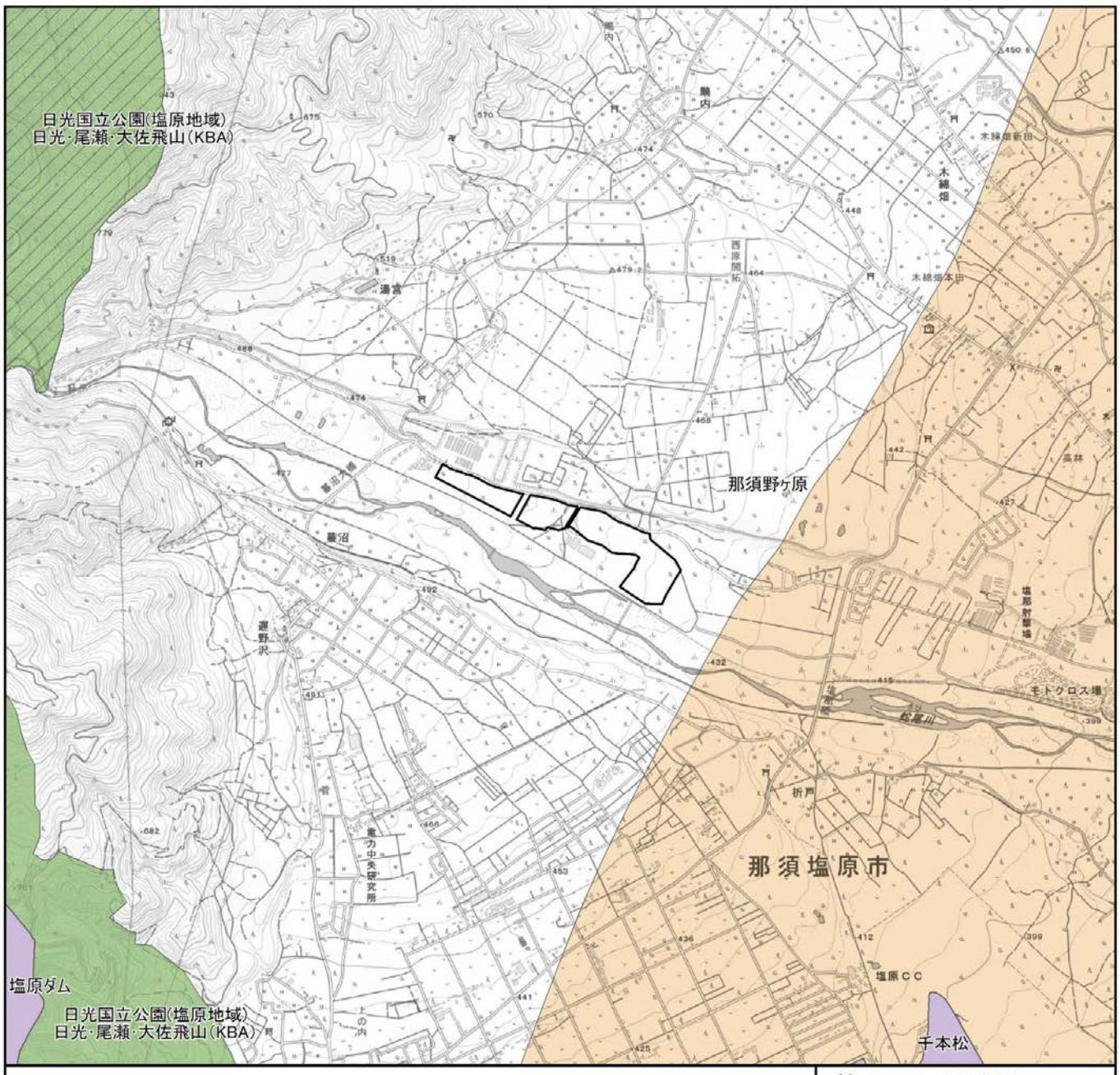

出典:「国土数値情報 自然公園地域データ」(国土交通省 HP)、
「栃木県鳥獣保護区等位置図(令和 7(2025)年度)」（令和 7 年 11 月 1 日現在、栃木県）、
「生物多様性保全の鍵になる重要な地域(KBA)」(コンサベーション･インターナショナル･ジャパン)、
「日本の典型地形ウェブサイト」（国土地理院 HP)（閲覧：令和 8 年 8 月）より作成

図 3.1-16(1)　動物の注目すべき生息地（指定地域等）

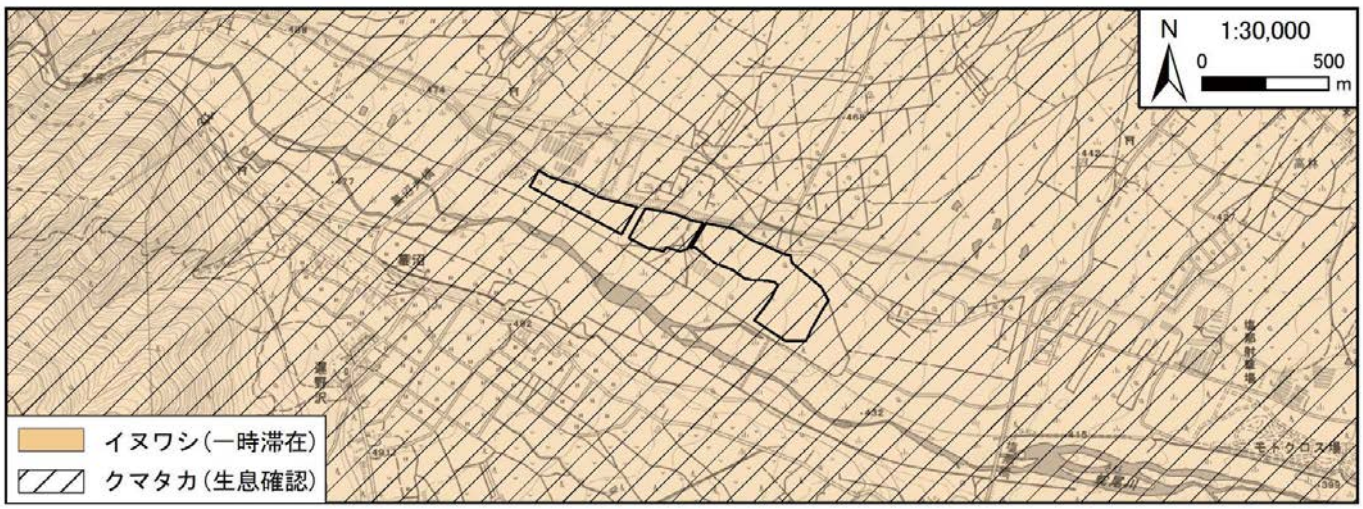

出典:「希少猛禽類調査（イヌワシ・クマタカ）の結果について」(平成 16 年 環境省)より作成

図 3.1-16(2) 動物の注目すべき生息地（イヌワシ･クマタカ）

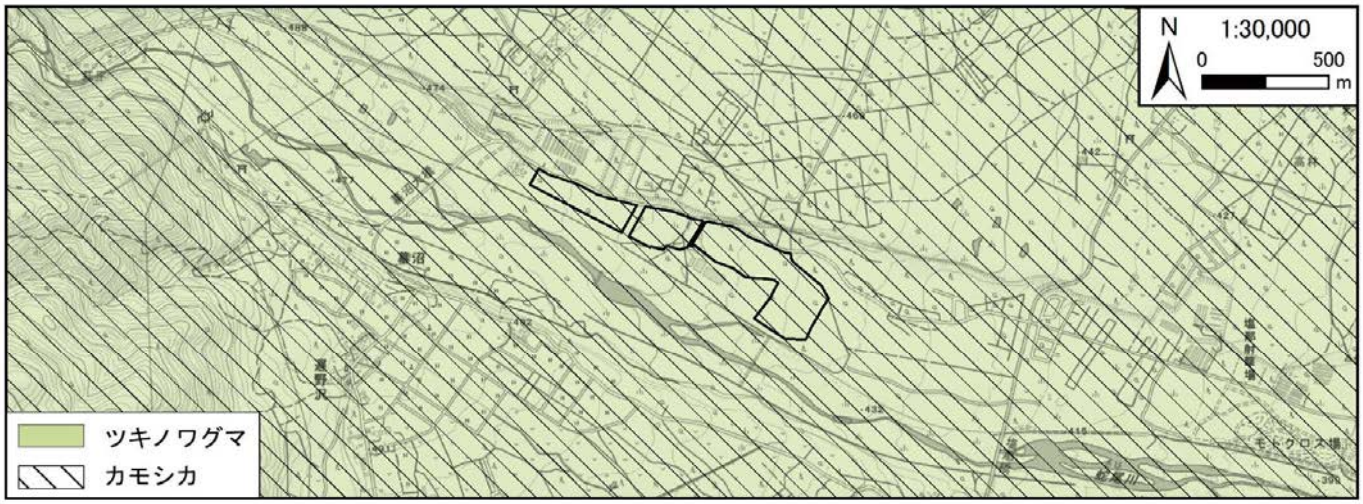

出典:「平成 30 年度(2018 年度)中大型哺乳類分布調査 調査報告書 クマ類(ヒグマ･ツキノワグマ)･カモシカ」(平成 30 年 環境省）より作成

図 3.1-16(3) 動物の注目すべき生息地（ツキノワグマ･カモシカ）

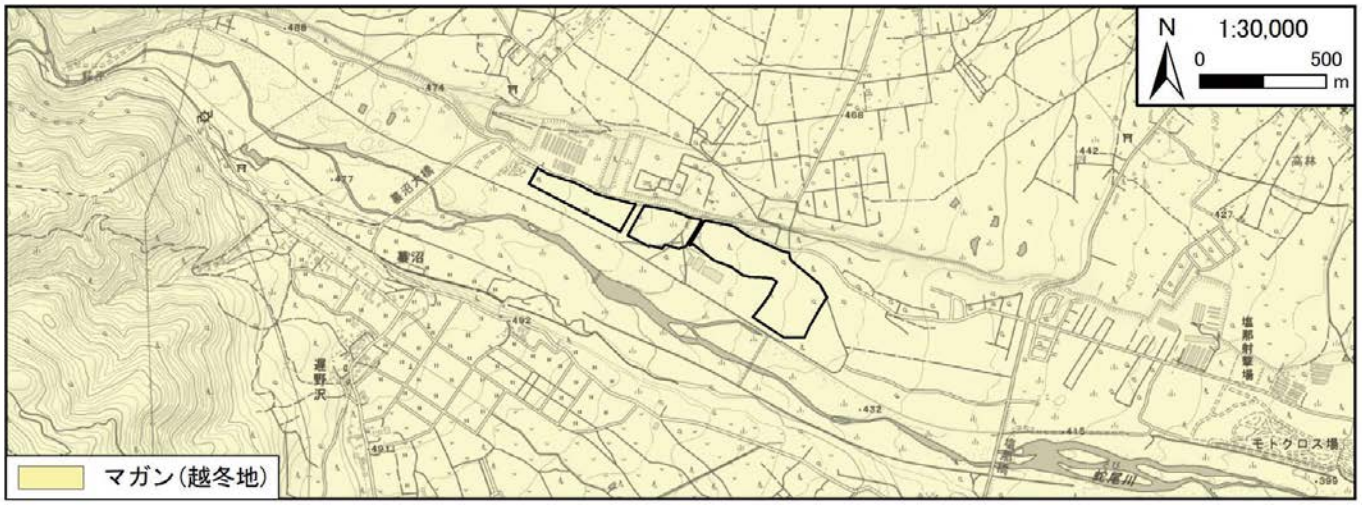

出典:「ガンカモ類の生息調査(第 37 回 2006 年 1 月一斉調査)」(平成 17 年 環境省)より作成

図 3.1-16(4) 動物の注目すべき生息地（マガン）

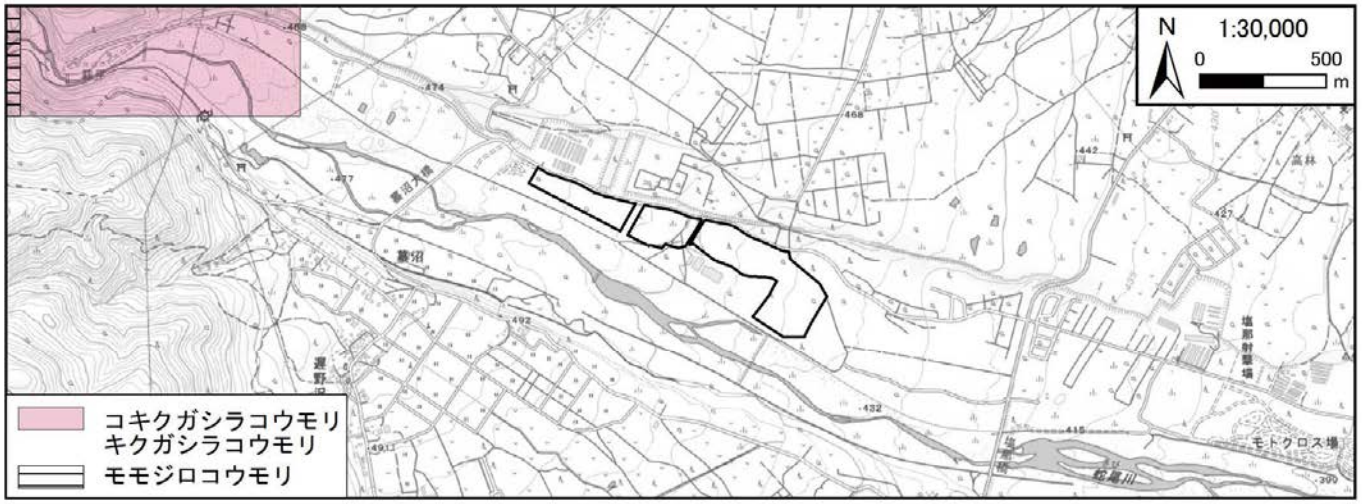

出典:「環境アセスメントデータベース EADAS コウモリ生息情報」（環境省 HP、閲覧：令和 8 年 8 月）より作成

図 3.1-16(5) 動物の注目すべき生息地（コウモリ類）

2)植物の生育の状況

植物の生育状況を把握するにあたり、収集した文献その他の資料を表 3.1-40 に示す。

調査対象範囲は、対象事業実施区域及びその周囲を含む那須塩原市を対象とし、資料ごとに設定した。

表 3.1-40　収集した文献資料一覧

文献番号	文献名	植物相	植物群落	巨樹・巨木
1	「環境省生物多様性情報システム J-IBIS_絶滅危惧種分布情報公開ページ(平成 19 年レッドリスト選定時データ)」（環境省 HP、閲覧:令和 8 年 8 月）	○		
2	「環境省生物多様性センター データダウンロードページ(第 2 回、第 3 回、第 5 回自然環境保全基礎調査特定植物群落調査)」（環境省 HP、閲覧:令和 8 年 8 月）		○	
3	「環境省生物多様性センター データダウンロードページ(第 4 回、第 6 回巨樹・巨木林調査)」（環境省 HP、閲覧:令和 8 年 8 月）			○
4	「レッドデータとちぎ WEB」（栃木県 HP、閲覧:令和 8 年 8 月）	○	○	
5	「那須塩原市レッドデータブック 2017」（平成 29 年 3 月、那須塩原市）	○		
6	「那須塩原市動植物実態調査報告書(西那須野地区･塩原地区)」（平成 22 年(2010 年)3 月、那須塩原市動植物調査研究会(那須塩原市)）	○	○	
7	「第 2 期ごみ処理施設建設に伴う環境影響調査報告書」（平成 18 年 2 月、那須地区広域行政事務組合）	○		

(1) 植物相の状況

対象事業実施区域及びその周囲において、表 3.1-40 に示す文献等から確認された植物相の概況を表 3.1-41 に示す。

文献等による植物相は、シダ植物、種子植物、蘚苔類、藻類、地衣類、菌類の 62 目 153 科 1,098 種が確認された。

なお、文献等による確認種一覧は資料編に示す。

表 3.1-41　文献等による植物相の概況

分類		確認種数	主な確認種
シダ植物		6 目 14 科 77 種	ホソバトウゲシバ、イワヒバ、トクサ、オオハナワラビ、ゼンマイ、ワラビ、イノモトソウ、トラノオシダ、ヒメシダ、クサソテツ、シシガシラ、オシダ、ノキシノブ等
種子植物		8 目 10 科 26 種	モミ、カラマツ、アカマツ、チョウセンゴヨウ、クロマツ、ヒノキ、サワラ、スギ、アスナロ、カヤ、マツブサ、ヒトリシズカ、フタリシズカ、ドクダミ、ヒメカンアオイ、ウスバサイシン、ユリノキ、コブシ、キタコブシ、ホオノキ、ヤマコウバシ、アブラチャン、オオバクロモジ、クロモジ、シロダモ
	単子葉類	9 目 23 科 274 種	ウキクサ、オモダカ、ヒルムシロ、ノギラン、ヤマノイモ、エンレイソウ、チゴユリ、サルトリイバラ、ギンラン、キショウブ、ゼンテイカ、ヒメニラ、アマドコロ、シュロ、ツユクサ、ミョウガ、ガマ、イグサ、カワラスゲ、チガヤ等
	真正双子葉類	30 目 97 科 709 種	フサザクラ、クサノオウ、アケビ、ナンテン、ボタンヅル、アワブキ、ヤマシャクヤク、オオバマンサク、カツラ、ユズリハ、ヤシャビシャク、ネコノメソウ、キリンソウ、アリノトウグサ、ヤマブドウ、ハリエンジュ、ヒメハギ、アキグミ、クロウメモドキ、オヒョウ、エゾエノキ、ヤマグワ、トキホコリ、イワキンバイ、ミズナラ、オニグルミ、ハンノキ、ドクウツギ、カラスウリ、ニシキギ、カタバミ、タカトウダイ、コミカンソウ、ネコヤナギ、タチツボスミレ、キバナノマツバニンジン、オトギリソウ、ゲンノショウコ、キカシグサ、アカバナ、ミツバウツギ、キブシヤマウルシ、オニイタヤ、キハダ、ニガキ、シナノキ、ナズナ、ヤドリギ、イタドリ、ツメクサ、アカザ、ヨウシュヤマゴボウ、ザクロソウ、スベリヒユ、ミズキ、ヤマアジサイ、ツリフネソウ、ヒサカキ、カキノキ、サクラソウ、ヤブツバキ、サワフタギ、オオイワウチワ、エゴノキ、マタタビ、リョウブ、ヤマツツジ、アオキ、リンドウ、ガガイモ、ヒルガオ、ホオズキ、アオダモ、イワタバコ、オオバコ、ゴマノハグサ、アゼナ、アオジソ、ムラサキサギゴケ、ハエドクソウ、キリ、ナンバンギセル、キツネノマゴ、モチノキ、ヨモギ、タラノキ、ミツバ、ガマズミ、スイカズラ等
蘚苔類		3 目 3 科 5 種	ウキゴケ、イチョウウキゴケ、ジョウレンホウオウゴケ、テヅカチョウチンゴケ、ミヤジマヒメゴヘイゴケ
藻類		3 目 3 科 4 種	シャジクモ、ニッポンフラスコモ、タンスイベニマダラ、ヒナフラスコモ
地衣類		1 目 1 科 1 種	サルオガセ属
菌類		2 目 2 科 2 種	アカヒトデタケ、シロタモギタケ
合計		62 目 153 科 1,098 種	

(2)植物の重要な種

植物の重要な種は、既存文献より生育が確認された種のうち、表 3.1-42 に示す基準に該当するものを選定した。

表 3.1-42　植物の重要な種の選定基準

略称	名称	カテゴリー
Ⅰ	「文化財保護法」 (昭和 25 年法律第 214 号)	・特天：特別天然記念物 ・国天：天然記念物
Ⅱ	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)」 (平成 4 年法律第 75 号)	・国内：国内希少野生動植物 ・国際：国際希少野生動植物
Ⅲ	「栃木県文化財保護条例」 (昭和 38 年条例第 20 号) 「那須塩原市文化財保護条例」 (平成 17 年条例第 119 号)	・県天：県指定天然記念物 ・市天：市指定天然記念物
Ⅳ	「那須塩原市希少野生動植物種の保護に関する条例」 (平成 24 年条例第 6 号)	・希少：那須塩原市希少野生動植物
Ⅴ	「環境省第 5 次レッドリスト(植物・菌類)」 (令和 7 年環境省)	・EX：絶滅 ・EW：野生絶滅 ・CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類 ・CR：絶滅危惧ⅠA 類 ・EN：絶滅危惧ⅠB 類 ・VU：絶滅危惧Ⅱ類 ・NT：準絶滅危惧 ・DD：情報不足 ・LP：絶滅のおそれのある地域個体群
Ⅵ	「栃木県版レッドリスト(第 4 次/2023 年版)」 (令和 5 年栃木県)	・EX：絶滅 ・A：絶滅危惧Ⅰ類 ・B：絶滅危惧Ⅱ類 ・C：準絶滅危惧 ・DD：情報不足 ・LP：絶滅のおそれのある地域個体群 ・要：要注目
Ⅶ	「那須塩原市レッドリスト 2023」 (令和 5 年那須塩原市)	・EX：絶滅 ・A：絶滅危惧Ⅰ類 ・B：絶滅危惧Ⅱ類 ・C：準絶滅危惧 ・DD：情報不足 ・LP：絶滅のおそれのある地域個体群 ・要：要注目

①植物の重要な種

植物の重要な種は、表 3.1-43 に示すとおりトケンランやヤマシャクヤク、シャジクモ等を含む 30 目 48 科 92 種である。

表 3.1-43(1)　重要な植物

No.	目名	科名	種名[*1]	選定基準[*2]						
				Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	Ⅵ	Ⅶ
1	イワヒバ目	イワヒバ科	イワヒバ				希少		要	C
2	ゼンマイ目	ゼンマイ科	オニゼンマイ							DD
3	ウラボシ目	イノモトソウ科	ハコネシダ				希少			C
4		チャセンシダ科	クモノスシダ				希少			C
5		ヒメシダ科	コハシゴシダ						A	
6		オシダ科	イワヘゴ				希少			B
7			タニヘゴ				希少			C
8		ウラボシ科	オオクボシダ						B	
9	オモダカ目	サトイモ科	ヒメザゼンソウ				希少		C	B
10		ヒルムシロ科	イトモ				希少	NT	DD	B
11			イヌイトモ					CR	DD	
12	ユリ目	ユリ科	ヒメアマナ				希少	EN	A	A
13			キバナノアマナ				希少		C	C
14			ホソバノアマナ				希少		B	C
15	クサスギカズラ目	ラン科	エビネ				希少	NT	B	B
16			キンセイラン				希少	VU	B	A
17			ギンラン				希少		C	C
18			キンラン				希少	NT	C	B
19			ユウシュンラン				希少	NT	B	B
20			トケンラン				希少	VU	A	B
21			コアツモリソウ				希少	NT	B	A
22			モミラン				希少	VU	B	A
23			シロテンマ				希少	EN	B	B
24			ベニシュスラン				希少		B	B
25			アケボノシュスラン				希少		C	C
26			シュスラン						B	B
27			ハクウンラン				希少		C	B
28			エンシュウムヨウラン						C	C
29			ジガバチソウ				希少		C	C
30			ムカゴサイシン				希少	NT	C	A
31			コケイラン				希少		C	B
32			ツレサギソウ						A	A
33			ヤマトキソウ				希少		B	B
34			カヤラン				希少			B
35		アヤメ科	ヒオウギ				希少		A	C
36		ヒガンバナ科	ステゴビル					VU	A	
37		クサスギカズラ科	キジカクシ				希少		C	C
38			イワギボウシ				希少			B
39			キチジョウソウ							C
40	イネ目	カヤツリグサ科	クロヒナスゲ						要	要
41		イネ科	ササクサ				希少			C
42			ヒゲシバ				希少		C	C
43	キンポウゲ目	キンポウゲ科	フクジュソウ				希少		B	B
44			セツブンソウ				希少	NT	B	B
45			オキナグサ				希少	NT	B	A
46			オオウマノアシガタ				希少		B	B

表 3.1-43(2)　重要な植物

No.	目名	科名	種名*1	選定基準*2						
				Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	Ⅵ	Ⅶ
47	キンポウゲ目	キンポウゲ科	バイカモ				希少			B
48	ユキノシタ目	ボタン科	ヤマシャクヤク				希少	NT	A	B
49			ベニバナヤマシャクヤク				希少	VU	A	A
50		スグリ科	ヤシャビシャク				希少	NT	C	B
51		ベンケイソウ科	チチッパベンケイソウ						C	
52	バラ目	クロウメモドキ科	ケンポナシ							C
53		イラクサ科	トキホコリ				希少	NT	要	B
54	ニシキギ目	ニシキギ科	ウメバチソウ						C	C
55	キントラノオ目	トウダイグサ科	センダイタイゲキ				希少	NT	B	C
56		スミレ科	ヒゴスミレ						C	
57	フトモモ目	ミソハギ科	ミズマツバ				希少	NT	要	C
58		アカバナ科	ウスゲチョウジタデ					NT	要	
59	ナデシコ目	タデ科	シラカワタデ				希少		C	B
60		ナデシコ科	カワラナデシコ							C
61		ヒユ科	カワラアカザ				希少			B
62	ツツジ目	サクラソウ科	サクラソウ				希少	NT	B	B
63	ナス目	ナス科	アオホオズキ				希少	VU	B	B
64	ムラサキ目	ムラサキ科	サワルリソウ				希少		B	B
65			タチカメバソウ				希少			C
66	シソ目	オオバコ科	サワトウガラシ				希少			C
67			クガイソウ				希少			A
68		ゴマノハグサ科	ゴマノハグサ					NT	B	
69		シソ科	ジュウニヒトエ						C	
70			ツルカコソウ					VU	B	
71	キク目	キク科	カワラノギク					EN	B	
72			シモツケアザミ						C	
73			カワラニガナ					NT	要	要
74			ミチノクヤマタバコ				希少		B	B
75			オオニガナ				希少		B	A
76			カントウタンポポ				希少			C
77			エゾタンポポ				希少			C
78			コウリンカ					VU	B	
79	セリ目	セリ科	ホタルサイコ				希少			C
80	マツムシソウ目	スイカズラ科	ナベナ				希少		C	B
81	ゼニゴケ目	ウキゴケ科	ウキゴケ						DD	
82			イチョウウキゴケ					NT	要	
83			ジョウレンホウオウゴケ					VU	C	
84	マゴケ目	チョウチンゴケ科	テヅカチョウチンゴケ					DD	A	
85	ウロコゴケ目	クサリゴケ科	ミヤジマヒメゴヘイゴケ						DD	
86	ホウオウゴケ目	ホウオウゴケ科	シャジクモ					VU	A	
87	シャジクモ目	シャジクモ科	ニッポンフラスコモ					CR	C	
88			ヒナフラスコモ					CR	A	
89	ベニマダラ目	ベニマダラ科	タンスイベニマダラ					DD	要	
90	チャシブゴケ目	ウメノキゴケ科	サルオガセ属						C	
91	スッポンタケ目	スッポンタケ科	アカヒトデタケ						要	
92	ハラタケ目	シメジ科	シロタモギタケ					DD	DD	
合計	30 目	48 科	92 種	0 種	0 種	0 種	57 種	37 種	73 種	67 種

*1. 種名等は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト令和 7 年度生物リスト」（令和 7 年国土交通省水情報国土データ管理センター）及び「日本産生物種数調査」（日本分類学会連合、閲覧：令和 8 年 8 月）に準拠した。

*2. 重要な種の選定基準は、表 3.1-42 に示した略称を表記している。

(3)植生及び植物の注目すべき生育地

①植生

対象事業実施区域及びその周囲の植生区分及び植生自然度は表3.1-44及び表3.1-45に、現存植生図は図 3.1-17に、植生自然度は図 3.1-18に示すとおりである。

対象事業実施区域の植生区分は、北西側がクサギ-アカメガシワ群落、クリ-コナラ群集、ヤマツツジ-アカマツ群集が分布し、南東側はスギ・ヒノキ・サワラ植林が広く分布している。対象事業実施区域の南側の蛇尾川周辺には、植生自然度が高い河辺アカマツ群落、ヤナギ高木群落、ヤナギ低木群落の河畔林となっている。

表 3.1-44　植生自然度区分基準

植生自然度	区分基準	植生
10	高山ハイデ、風衝草原、自然草原等、自然植生のうち単層の植物社会を形成する地区	カワラハハコ-ヨモギ群団
9	エゾマツ－トドマツ群集、ブナ群落等、自然植生のうち低木林、高木林の植物社会を形成する地区	アブラツツジ-イヌブナ群集 イヌシデ-アカシデ群落 クリ-コナラ群集（自然林） オオモミジ-ケヤキ群集 河辺アカマツ群落 岩角地・風衝地低木群落 ヤナギ高木群落（Ⅴ） ヤナギ低木群落（Ⅵ） タマアジサイ-フサザクラ群集 クリ-コナラ群集
8	ブナ－ミズナラ群落、シイ・カシ二次林等、代償植生であっても特に自然植生に近い地区	-
7	クリ－ミズナラ群集、コナラ群落等、繰り返し伐採されている一般に二次林と呼ばれている代償植生地区	フクオウソウ-ミズナラ群集 アカシデ-イヌシデ群落（Ⅴ） クヌギ-コナラ群集 ケヤキ群落（Ⅶ） ヤマツツジ-アカマツ群集
6	常緑針葉樹、落葉針葉樹、常緑広葉樹等の植林地、アカメガシワ等の低木林	クリ-コナラ群集 クサギ-アカメガシワ群落 スギ・ヒノキ・サワラ植林 アカマツ植林 カラマツ植林 その他植林（落葉広葉樹）
5	ササ群落、ススキ群落等の背丈の高い草原、伝統的な管理を受けて持続している構成種の多い草原	ススキ群団（Ⅴ） モミ群落（Ⅶ） ススキ群団（Ⅶ）
4	シバ群落等の背丈の低い草原、伐採直後の草原、路傍・空地雑草群落、放棄畑雑草群落	伐採跡地群落（Ⅴ） 伐採跡地群落（Ⅶ） 路傍・空地雑草群落 放棄畑雑草群落 畑雑草群落 水田雑草群落 放棄水田雑草群落
3	竹林、外来種の植林・二次林・低木林、果樹園、茶畑、残存・植栽樹群をもった公園、墓地等	竹林 果樹園
2	外来種の草原、畑、水田等の耕作地、緑の多い住宅地	ゴルフ場・芝地 牧草地 緑の多い住宅地
1	市街地、造成地等の植生のほとんど存在しない地区	市街地 残存・植栽樹群をもった公園、墓地等 工場地帯 造成地

出典:「現存植生図2024情報解説 植生自然度一覧表」（生物多様性センター、閲覧：令和８年８月）より作成

表 3.1-45　現存植生の植生区分及び植生自然度

No.	植生区分	植生区分	植生自然度
1	ブナクラス域自然植生	アブラツツジ-イヌブナ群集	9
2		イヌシデ-アカシデ群落	9
3		クリ-コナラ群集（自然林）	9
4		オオモミジ-ケヤキ群集	9
5		河辺アカマツ群落	9
6		岩角地・風衝地低木群落	9
7		フクオウソウ-ミズナラ群集	7
8		アカシデ-イヌシデ群落（Ⅴ）	7
9		ススキ群団（Ⅴ）	5
10		伐採跡地群落（Ⅴ）	4
11	ヤブツバキクラス域自然植生	ヤナギ高木群落（Ⅵ）	9
12		ヤナギ低木群落（Ⅵ）	9
13		タマアジサイ-フサザクラ群集	9
14		クリ-コナラ群集	7
15		クヌギーコナラ群集	7
16		ケヤキ群落（Ⅶ）	7
17		クサギ-アカメガシワ群落	6
18		ヤマツツジ-アカマツ群集	7
19		モミ群落（Ⅶ）	5
20		ススキ群団（Ⅶ）	5
21		伐採跡地群落（Ⅶ）	4
22	河辺・湿原・塩沼地・砂丘植生等	カワラハハコ-ヨモギ群団	10
23	植林地、耕作地植生	スギ・ヒノキ・サワラ植林	6
24		アカマツ植林	6
25		カラマツ植林	6
26		その他植林（落葉広葉樹）	6
27		竹林	3
28		ゴルフ場・芝地	2
29		牧草地	2
30		路傍・空地雑草群落	4
31		放棄畑雑草群落	4
32		果樹園	3
33		畑雑草群落	4
34		水田雑草群落	4
35		放棄水田雑草群落	4
36	その他	市街地	1
37		緑の多い住宅地	2
38		残存・植栽樹群をもった公園、墓地等	1
39		工場地帯	1
40		造成地	1
41		開放水域	-
42		自然裸地	-

出典:「現存植生図 2024 情報解説　植生自然度一覧表」（生物多様性センター、閲覧：令和 8 年 8 月）

より作成

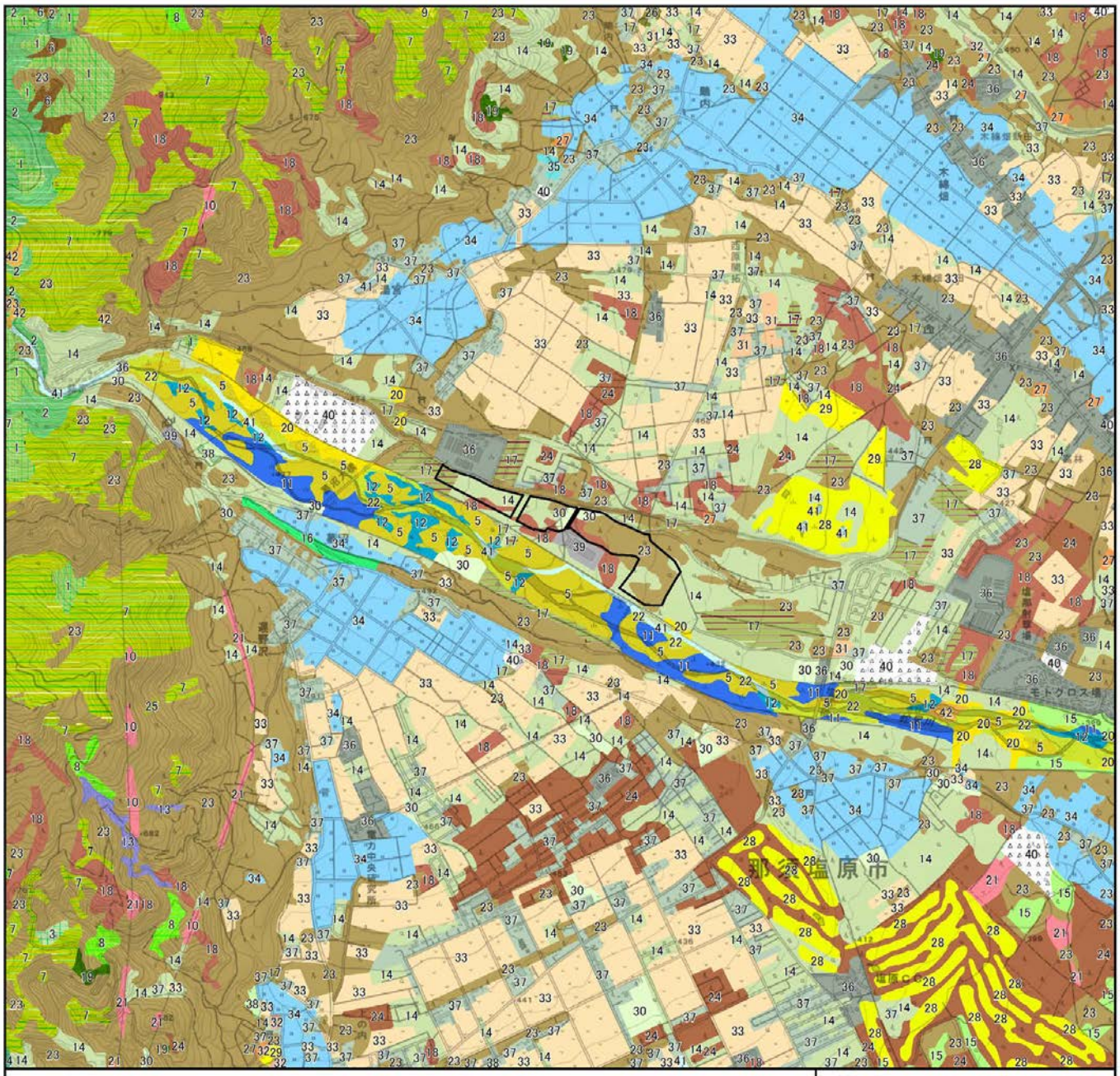

出典:「環境ジオポータル 現存植生図 2024 関東ブロック」(生物多様性センター、閲覧:令和 8 年 8 月)より作成

図 3.1-17 現存植生図

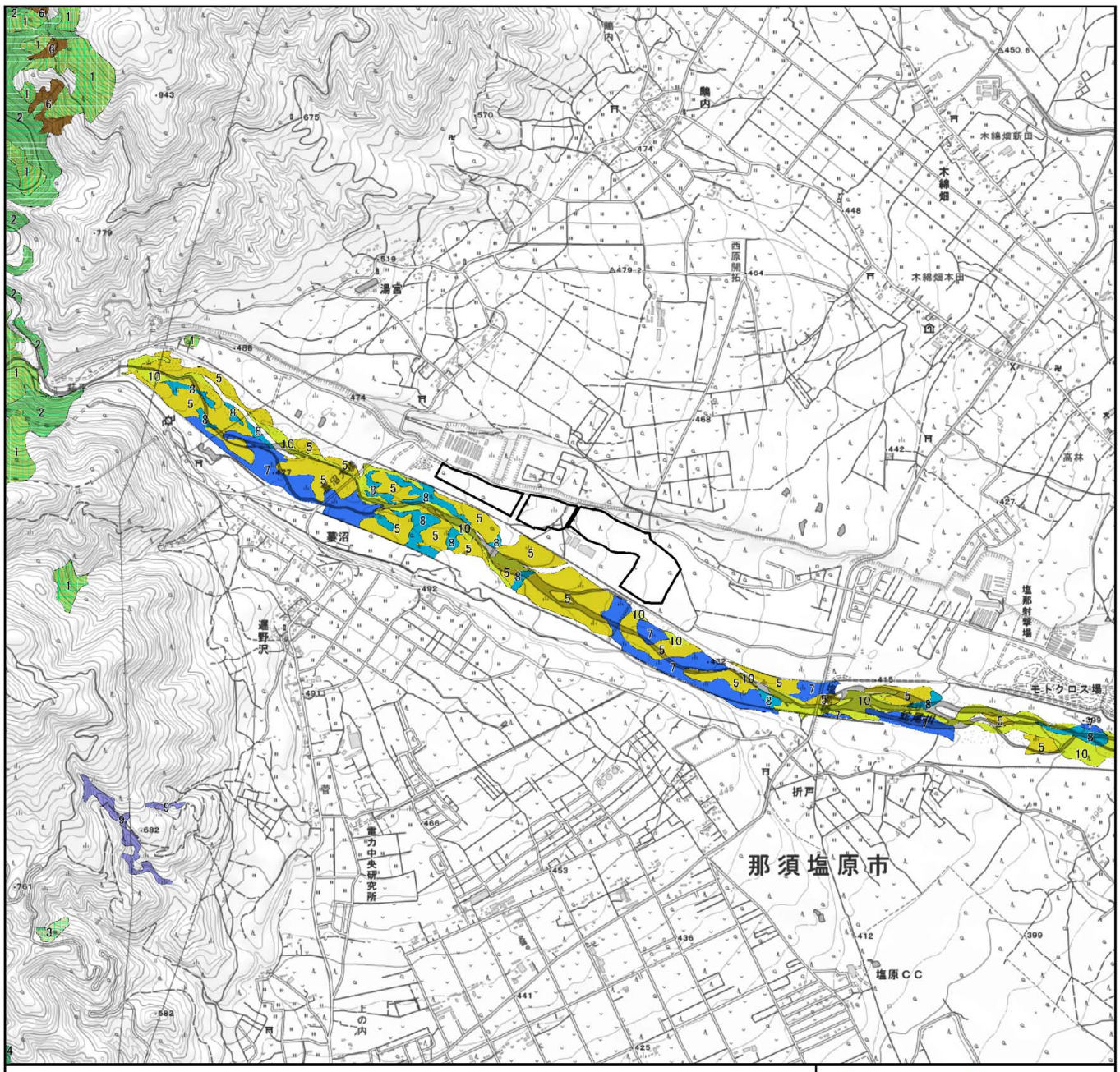

凡 例

対象事業実施区域

植生自然度9

- 1 アブラツツジーイヌブナ群集
- 2 イヌシデーアカシデ群落
- 3 クリーコナラ群集（自然林）
- 4 オオモミジーケヤキ群集
- 5 河辺アカマツ群落
- 6 岩角地・風衝地低木群落
- 7 ヤナギ高木群落（VI）
- 8 ヤナギ低木群落（VI）
- 9 タマアジサイーフサザクラ群集

植生自然度10

- 10 カワラハハコーヨモギ群団

出典：「環境ジオポータル 現存植生図 2024 関東ブロック」（生物多様性センター、閲覧：令和８年８月）より作成

図 3.1-18 植生自然度図

②重要な植物群落

対象事業実施区域及びその周囲における特定植物群落は、表3.1-46及び図 3.1-19に示すとおり、「関谷遅沢のクマガイソウ」及び「蛇尾川のカワラニガナ群落」が存在する。

なお、「蛇尾川のカワラニガナ群落」の位置は公表されていない。

表 3.1-46　重要な植物群落

区分	名称	選定基準
特定植物群落	関谷遅沢のクマガイソウ	乱獲その他人為の影響によって、当該都道府県内で極端に少なくなるおそれのある植物群落または個体群
河川礫原草本群落	蛇尾川のカワラニガナ群落	B:植物群落保護上の重要性が高いもの

出典:「環境省生物多様性センター データダウンロードページ(第2回、第3回、第5回自然環境保全基礎調査特定植物群落調査)」（生物多様性センターHP、閲覧：令和8年8月）
「レッドデータとちぎWEB」（栃木県HP、閲覧：令和8年8月）より作成

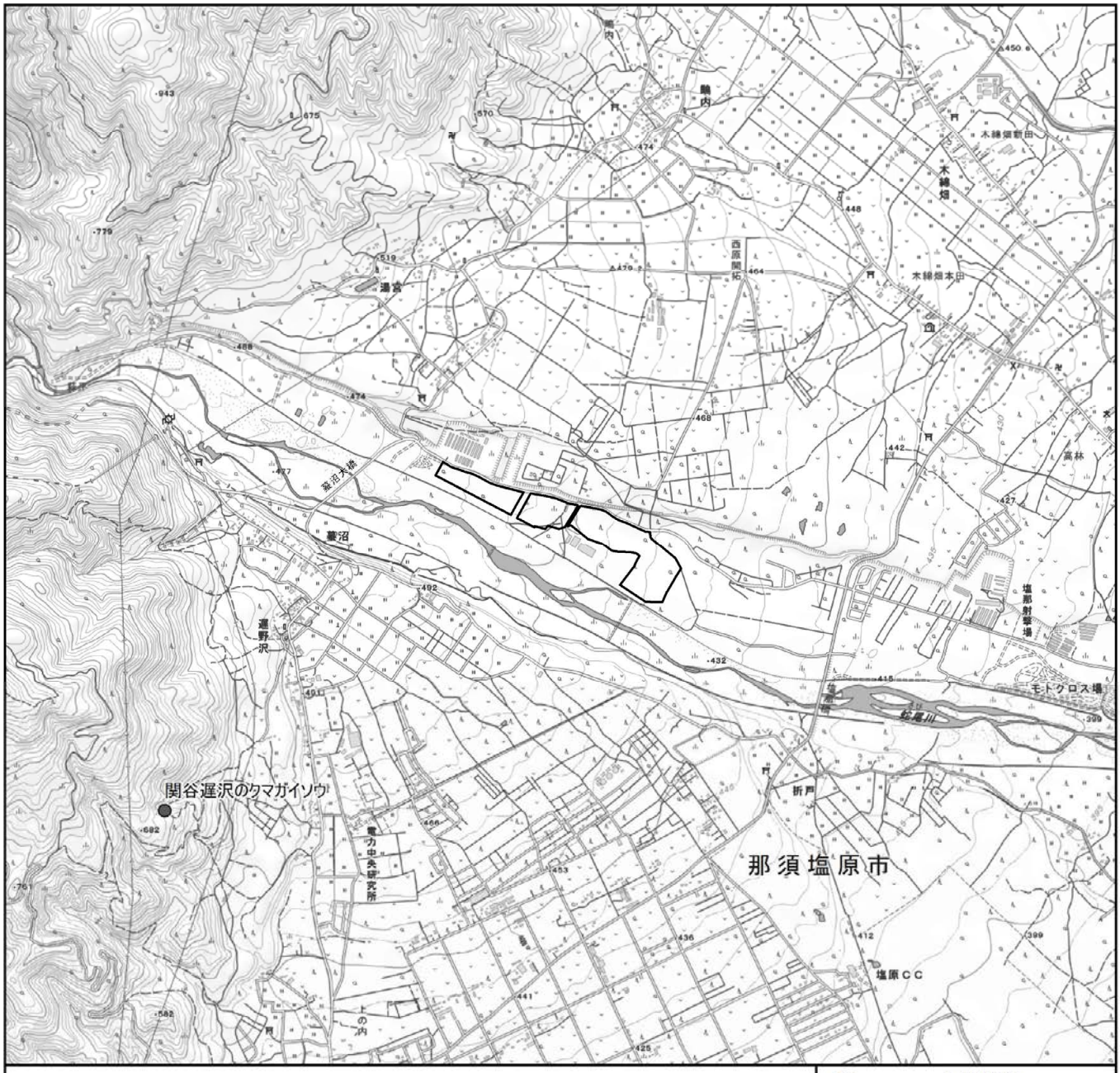

出典:「環境省生物多様性センター データダウンロードページ(第２回、第３回、第５回自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査)」（生物多様性センターHP、閲覧：令和８年８月）より作成

図 3.1-19　特定植物群落位置図

③巨樹・巨木林

対象事業実施区域及びその周囲における巨樹・巨木林は、表3.1-47及び図 3.1-20に示すとおり、那須塩原市木綿畑の「シラカシ」、「ケヤキ」が存在する。

「シラカシ」は、対象事業実施区域から北東に約 1.8km、「ケヤキ」は同じく北東に約 1.6km 離れている。

表 3.1-47　巨樹・巨木林

区分	樹種	樹幹	樹高	所在地	対象事業実施区域からの距離
巨樹・巨木林	シラカシ	387cm	30m	那須塩原市木綿畑	約 1.8km
	ケヤキ	357cm	25m	那須塩原市木綿畑	約 1.6km

出典:「環境省生物多様性センター データダウンロードページ(第 4 回、第 6 回巨樹・巨木林調査)」
（生物多様性センターHP、閲覧：令和 8 年 8 月）より作成

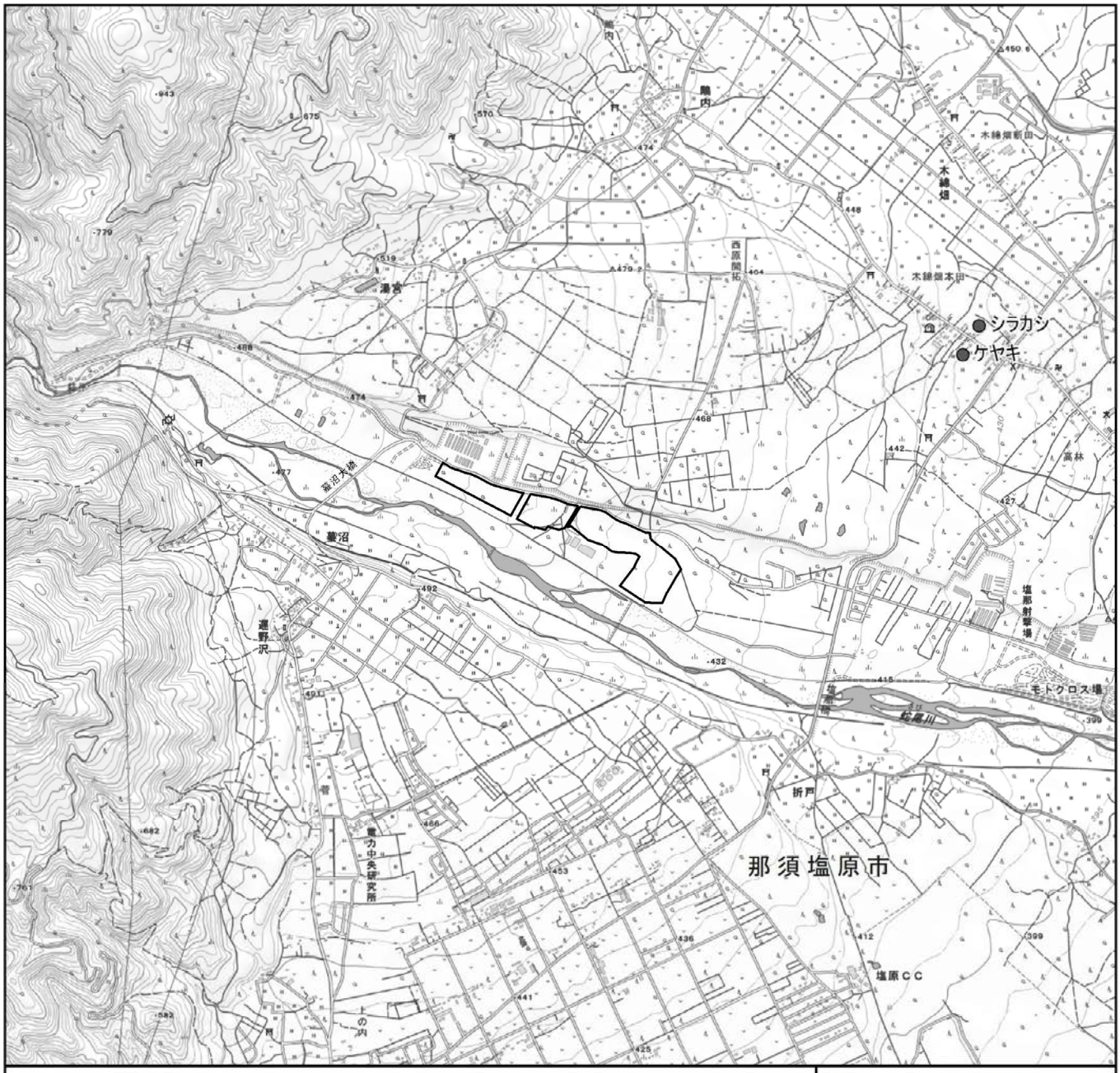

出典:「環境省生物多様性センター データダウンロードページ(第４回、第６回 巨樹・巨木林調査)」
（生物多様性センターHP、閲覧：令和８年８月）より作成

図 3.1-20　巨樹・巨木林位置図

3) 生態系の状況

対象事業実施区域から及びその周囲における生態系の状況を把握するため、文献等により確認された動植物及び周囲の環境により、生物とその生息環境の関わり、また、生物相互の関係について食物連鎖模式図を図 3.1-21 に示した。

対象事業実施区域及びその周囲の植生は、コナラ群落やアカマツ群落等による樹林地と、耕作地等の草地からなり、一次消費者はノウサギ、カモシカ等の草食性哺乳類と、バッタ類、チョウ類の草食性昆虫類で構成される。二次消費者は、ニホンリスやネズミ類等の雑食性小型哺乳類とトンボ類等の肉食性昆虫類が位置し、三次消費者は、キジバト、ヒヨドリ等の雑食性鳥類、コウモリ類等の肉食性小型哺乳類、蛇類等の肉食性爬虫類、カエル類等の肉食性両生類で構成されている。生態系の上位に位置する高次消費者には、オオタカ、サシバ、ノスリ等の肉食性鳥類(猛禽類)と、タヌキ、ツキノワグマ等の雑食性中型･大型哺乳類があげられる。

また、植生区分をもとに環境特性を「樹林地」、「草地」、「耕作地」、「市街地」、「開放水域」に区分した。自然環境の類型区分を表 3.1-48 及び図 3.1-22 に示した。

対象事業実施区域及びその周囲では、西側の那須連山は日光国立公園（塩原地域）を含む山岳部における「樹林地」環境を基盤とした生態系、山岳部の東側に広がる那須野が原の扇状地における「耕作地」、「草地」及び点在する「樹林地」環境の生態系が形成されているものと考えられる。

なお、対象事業実施区域は「樹林地」に占められており、その南側は蛇尾川周辺の河畔林における「樹林地」環境を基盤とした生態系が形成されているものと考えられる。

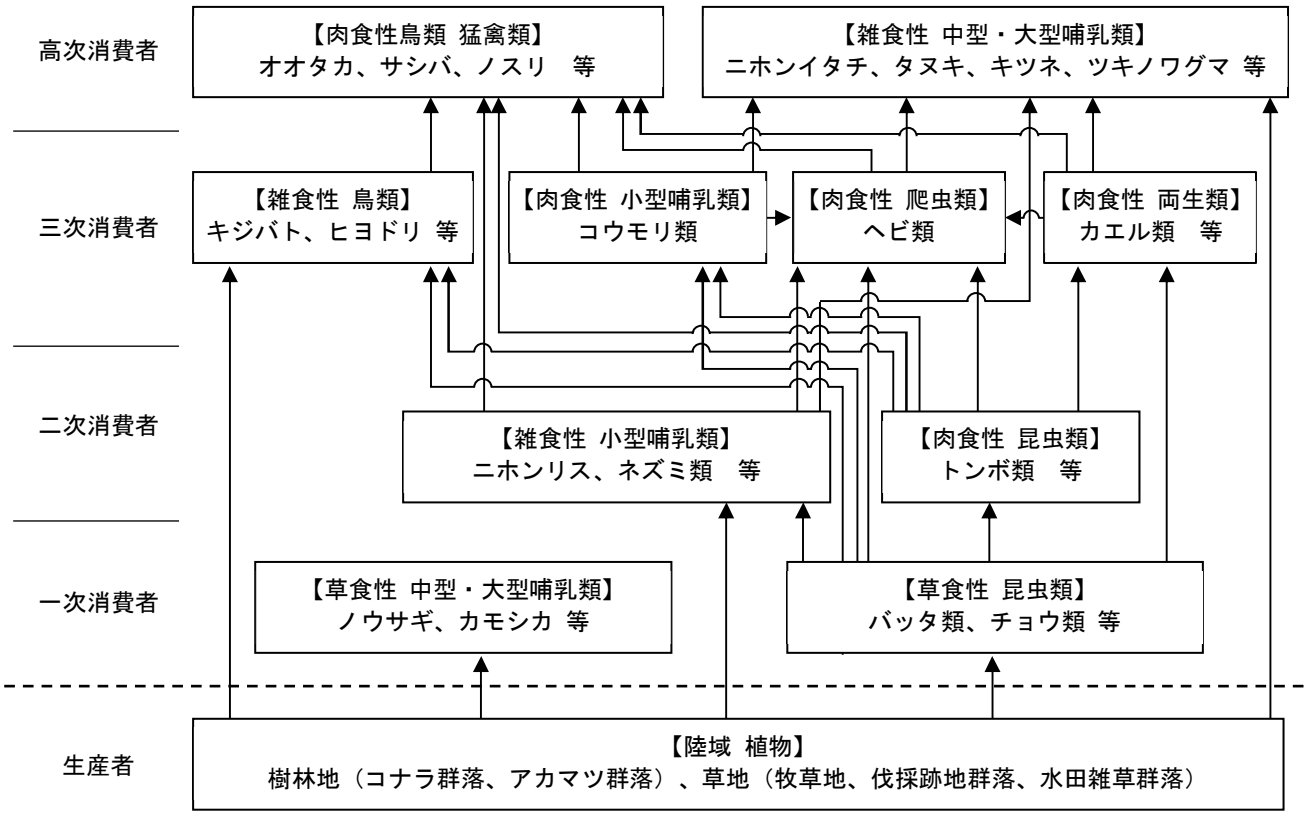

図 3.1-21　食物連鎖模式図

表 3.1-48　自然環境の類型区分

環境類型区分	植生区分
樹林地	アブラツツジ-イヌブナ群集、イヌシデ-アカシデ群落、クリ-コナラ群集(自然林)、オオモミジ-ケヤキ群集、河辺アカマツ群落、岩角地-風衝地低木群落、フクオウソウ-ミズナラ群集、アカシデ-イヌシデ群落(V)、ヤナギ高木群落(V)、ヤナギ低木群落(Ⅵ)、タマアジサイ-フサザクラ群集、クリ-コナラ群集、クヌギ-コナラ群集、ケヤキ群落(Ⅶ)、クサギ-アカメガシワ群落、ヤマツツジ-アカマツ群集、モミ群落(Ⅶ)、スギ･ヒノキ･サワラ植林、アカマツ植林、カラマツ植林、その他植林(落葉広葉樹)、竹林
草地	伐採跡地群落(V)、ゴルフ場・芝地、ススキ群団(V)、ススキ群団(Ⅶ)、伐採跡地群落(Ⅶ)、カワラハハコ-ヨモギ群団、牧草地、路傍・空地雑草群落、放棄畑雑草群落、放棄水田雑草群落
耕作地	果樹園、畑雑草群落、水田雑草群落
市街地	市街地、緑の多い住宅地、残存･植栽群落をもった公園、墓地等、工場地帯、造成地、自然裸地
開放水域	開放水域

出典:「現存植生図 2024 情報解説　現存植生図 2024 凡例一覧表」（生物多様性センター、閲覧：令和 8 年 8 月）より作成

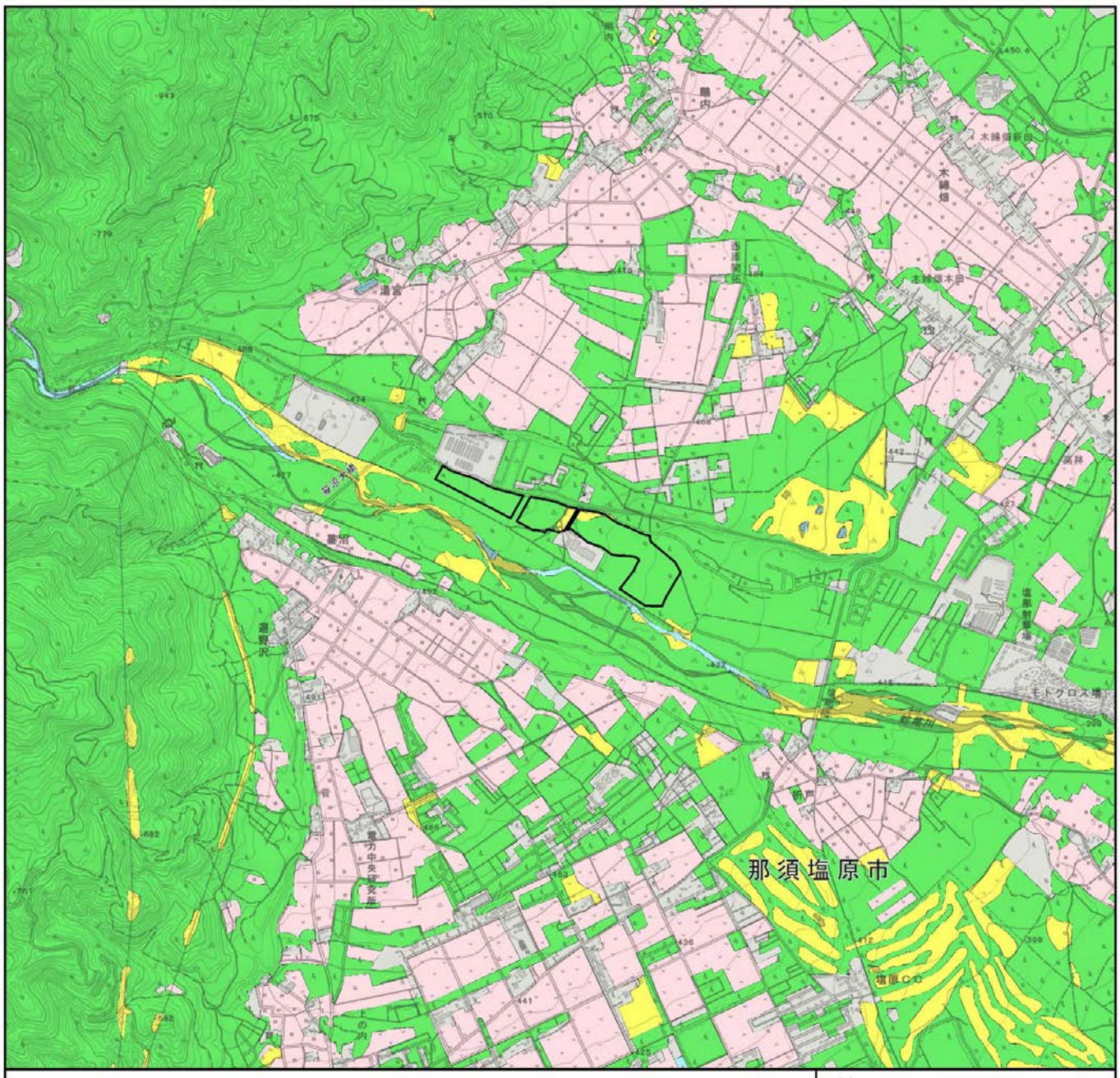

出典:「環境ジオポータル 現存植生図 2024 関東ブロック」（生物多様性センター、閲覧：令和 8 年 8 月）より作成

図 3.1-22　自然環境の類型区分図

3.1.6　景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況

1)景観資源及び眺望点の状況

(1)自然的景観資源及び歴史的景観資源の状況

対象事業実施区域及びその周囲における自然的景観資源及び歴史的景観資源の分布は、表 3.1-49 及び図 3.1-23 に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲は、西側の那須連山は日光国立公園（塩原地域）を含む山岳地帯の麓に位置し、東側に広がる那須野が原はゆるやかな丘陵・高原に農地や平地林が広がる扇状地となっている。

自然的景観資源として、対象事業実施区域南側を流れる「大蛇尾川(大蛇尾)」、「小蛇尾川(小蛇尾)」、「蛇尾川の河原」、「高林小学校のヒイラギ」が存在する。歴史的景観資源として「高林小学校のヒイラギ」、「黒瀧山大日尊」が存在する。

表 3.1-49　自然的、文化的景観資源

番号	名称	景観資源の概要		景観資源		出典番号
				自然的	歴史的	
1	大蛇尾川 (大蛇尾)	峡谷・渓谷	蛇尾川（さびがわ）は、「じゃびがわ」とも呼ばれ、大佐飛山を源流とする大蛇尾川と日留賀岳を源流とする小蛇尾川との2つの源流をもちます。扇状地の那須野が原を流れる蛇尾川は、大雨の降った時以外その流れは折戸地内から伏流し、大田原市今泉地内で湧出するという水無川です。そのため、河原は、常に大小の玉石がゴロゴロした殺伐とした光景を見せてくれます。	○	－	1,2
2	小蛇尾川 (小蛇尾)	峡谷・渓谷		○	－	1,2
3	蛇尾川の河原	河川		○	－	2
4	高林小学校のヒイラギ	天然記念物	高林小学校の敷地内に立っており、市内でもこれだけの老木は貴重である。高林小学校の記録には明治18 年(1885)の新築移転の記念樹として植えられたことが記されている。	○	○	3
5	黒瀧山大日尊	神社･仏閣	黒瀧山大日尊は黒滝山信仰の一の木戸として寛政 4 年(1792)12 月に建立された。黒瀧山信仰は鴫内の成沢から大蛇尾川を上り、黒滝山（1,727 メートル）頂上までの24札所(ふだしょ)を参詣(さんけい)する山岳信仰である。	－	○	3

出典:1.「第 3 回自然環境保全基礎調査栃木県自然環境情報図」（平成元年、環境庁）
2.「那須塩原市田園空間博物館」（那須塩原市 HP、閲覧：令和 8 年 8 月）
3.「那須塩原市文化財一覧」（那須塩原市 HP、閲覧：令和 8 年 8 月）
より作成

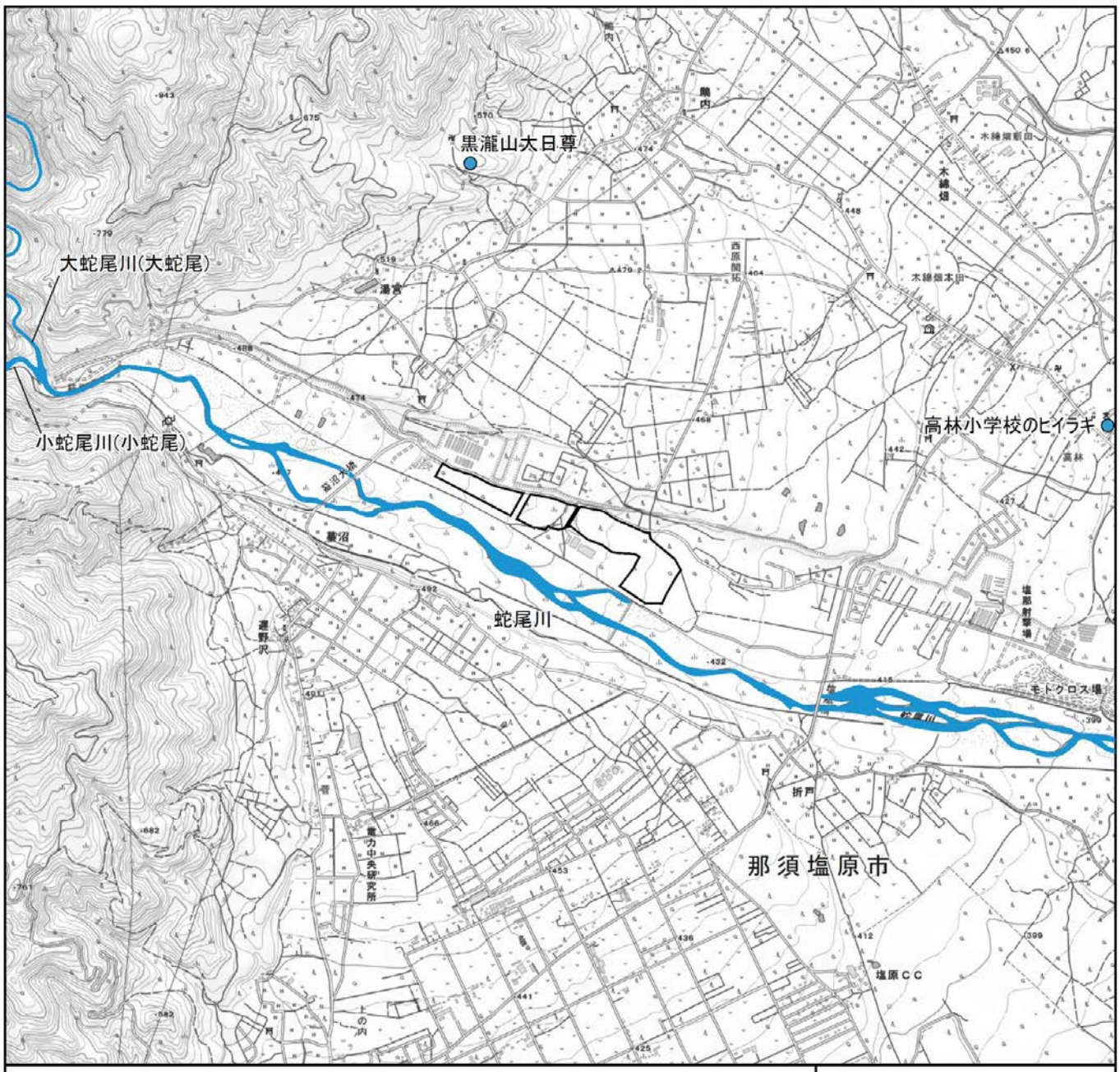

出典：「第３回自然環境保全基礎調査 栃木県自然環境情報図」（平成元年、環境庁）
「環境省生物多様性センター データダウンロードページ(第４回、第６回 巨樹・巨木林調査)」
（生物多様性センターHP、閲覧：令和８年８月）より作成

図 3.1-23 自然的、歴史的景観資源位置図

(2) 眺望点の状況

対象事業実施区域及びその周囲における主要な眺望点は、表3.1-50及び図 3.1-24に示すとおりである。不特定多数の人が利用できる場所として、「鴫内一本杉森林公園」、「黒瀧山大日尊」、「那須大蛇尾渓谷『龍の国』オートキャンプ場」、「蛇尾川フィッシングパーク」を主要な眺望点として選定しているが、いずれも対象事業実施区域から1km以上離れている。

表 3.1-50　主要な眺望点

番号	名称	景観資源の概要	計画地からの距離	出典
1	鴫内一本杉森林公園（一本杉園地）	鴫内山の森林公園として、展望台、ベンチ、遊歩道などが整備されており、見晴らしも良くパラグライダー滑走場として使用されている。	約 2.2km	-
2	黒瀧山大日尊	黒瀧山大日尊は黒滝山信仰の一の木戸として寛政4年(1792)12月に建立された。黒瀧山信仰は鴫内の成沢から大蛇尾川を上り、黒滝山（1,727 メートル）頂上までの 24 札所を参詣する山岳信仰である。	約 1.5km	1
3	那須大蛇尾渓谷『龍の国』オートキャンプ場	那須の二大渓谷の一つ、手付かずの秘境として渓流釣りで有名な大蛇尾（おおさび）渓谷。関東一の美渓として南アルプス上高地の水に匹敵すると言われる程の透明度を誇る蛇尾川。春から秋は渓流釣り、夏は川遊びや昆虫採集、秋は包み込まれるような紅葉と、四季を通じて楽しむことが出来る。オートサイトを始め、手ぶらキャンプで構成されている。龍の滝を始め、展望庭、乗馬、釣り、カヤック遊び、クワガタ採りなどが楽しめるアクティビティに富んだキャンプ場。	約 1.9km	2
4	蛇尾川フィッシングパーク	ロケーション抜群のルアー&フライの管理釣り場。スチールヘッド、ジャガートラウトの大型魚を中心に放流し引きの強さと綺麗な魚を堪能できる。また、子供も楽しめるようイベントや貸し切り、野外バーベキューなどを堪能できる環境が整っている。ファミリー、ご友人、カップル、ソロでも楽しめるよう釣りだけではなく釣りと共に楽しめるキャンプ場もある。	約 1.1km	3

出典:1.「那須塩原市文化財一覧」（那須塩原市HP、閲覧：令和8年8月）
2.「那須大蛇尾渓谷『龍の国』オートキャンプ場」
（那須大蛇尾渓谷『龍の国』オートキャンプ場HP、閲覧：令和8年8月）
3.「蛇尾川フィッシングパーク」（蛇尾川フィッシングパークHP、閲覧：令和8年8月）
より作成

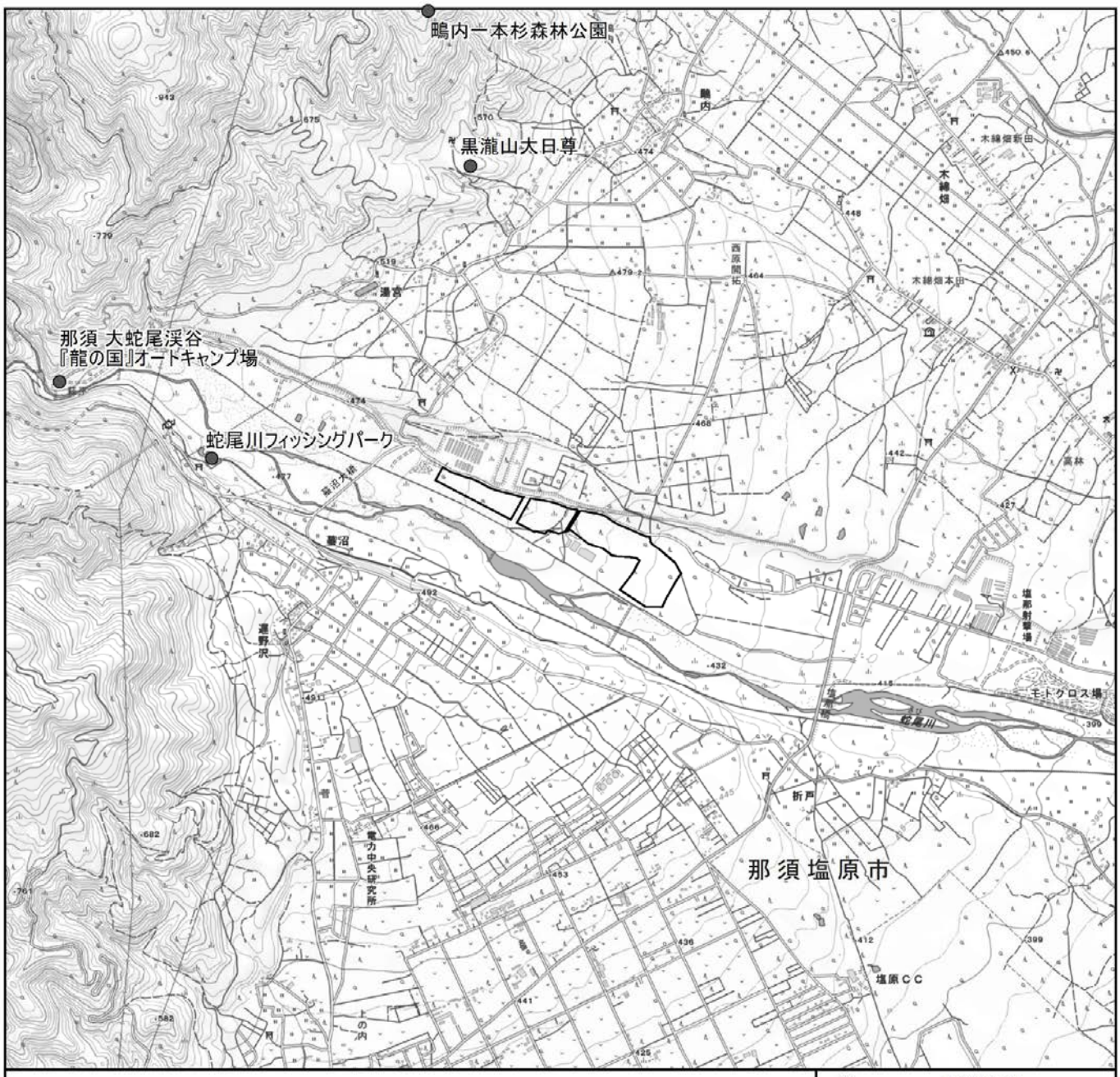

出典：「なすしおばら観光 NAVI」、「なすしおばらまっぷ」（那須塩原市）、「Google マップ」（©Google）
（閲覧：令和８年８月）より作成

図 3.1-24　主要な眺望点位置図

2)人と自然との触れ合いの活動の場等の状況

対象事業実施区域及びその周囲における人と自然との触れ合いの活動の場は、表 3.1-51 及び図 3.1-25 に示すとおり、「田舎ランド鴫内」や「蛇尾川フィッシングパーク」等があるが、いずれも対象事業実施区域から 1km 以上離れている。

表 3.1-51　人と自然との触れ合いの活動の場

番号	名称	景観資源の概要	計画地からの距離	出典
1	鴫内一本杉森林公園（一本杉園地）	鴫内山の森林公園として、展望台、ベンチ、遊歩道などが整備されており、見晴らしも良くパラグライダー滑走場として使用されている。	約 2.2km	-
2	黒瀧山大日尊	黒瀧山大日尊は黒滝山信仰の一の木戸として寛政 4 年(1792)12 月に建立された。黒瀧山信仰は鴫内の成沢から大蛇尾川を上り、黒滝山（1,727 メートル）頂上までの 24 札所を参詣する山岳信仰である。	約 1.5km	1
3	田舎ランド鴫内	様々な体験が出来る施設に加え、近隣の野外フィールドを、子供の居場所・ボランティア活動の場・生涯学習の場として、人と人との交流をとおし、こころ豊かな人間、そして地域を育むための施設。	約 1.4km	2
4	那須大蛇尾渓谷『龍の国』オートキャンプ場	大蛇尾渓谷で春から秋は渓流釣り、夏は川遊びや昆虫採集、秋は紅葉と、四季を通じて楽しむことが出来る。オートサイトを始め、手ぶらキャンプも出来る。龍の滝を始め、展望庭、乗馬、釣り、カヤック遊び、クワガタ採りなどが楽しめるアクティビティに富んだキャンプ場。	約 1.9km	3
5	蛇尾川フィッシングパーク	ロケーション抜群の管理釣り場。子供も楽しめるようイベントや貸し切り、野外バーベキューなどを堪能できる環境が整っている。釣りだけではなく釣りと共に楽しめるキャンプ場もある。	約 1.1km	4
6	つくるまサーキット那須	2020 年にオープンしたサーキット場。全日本ダートトライアルの開催、ラリークロス競技の予定も計画されている。	約 1.5km	5
7	塩原カントリークラブ	赤松林にセパレートされたフラットな 27 ホール。四季の山々はもとより、春はレンゲ・ツツジ・山桜等が咲き乱れ、秋は紅葉が美しい。年間を通じてプレーできるのがこのコースの魅力。	約 1.1km	2

出典:1.「那須塩原市文化財一覧」（那須塩原市 HP、閲覧：令和 8 年 8 月）
2.「なすしおばら観光 NAVI」（那須塩原市環境局 HP、閲覧：令和 8 年 8 月）
3.「那須大蛇尾渓谷『龍の国』オートキャンプ場」
（那須大蛇尾渓谷『龍の国』オートキャンプ場 HP、閲覧：令和 8 年 8 月）
4.「蛇尾川フィッシングパーク」（蛇尾川フィッシングパーク HP、閲覧：令和 8 年 8 月）
5.「つくるまサーキット那須」（SUNRISECUIRCUIT 合同会社、閲覧：令和 8 年 8 月）

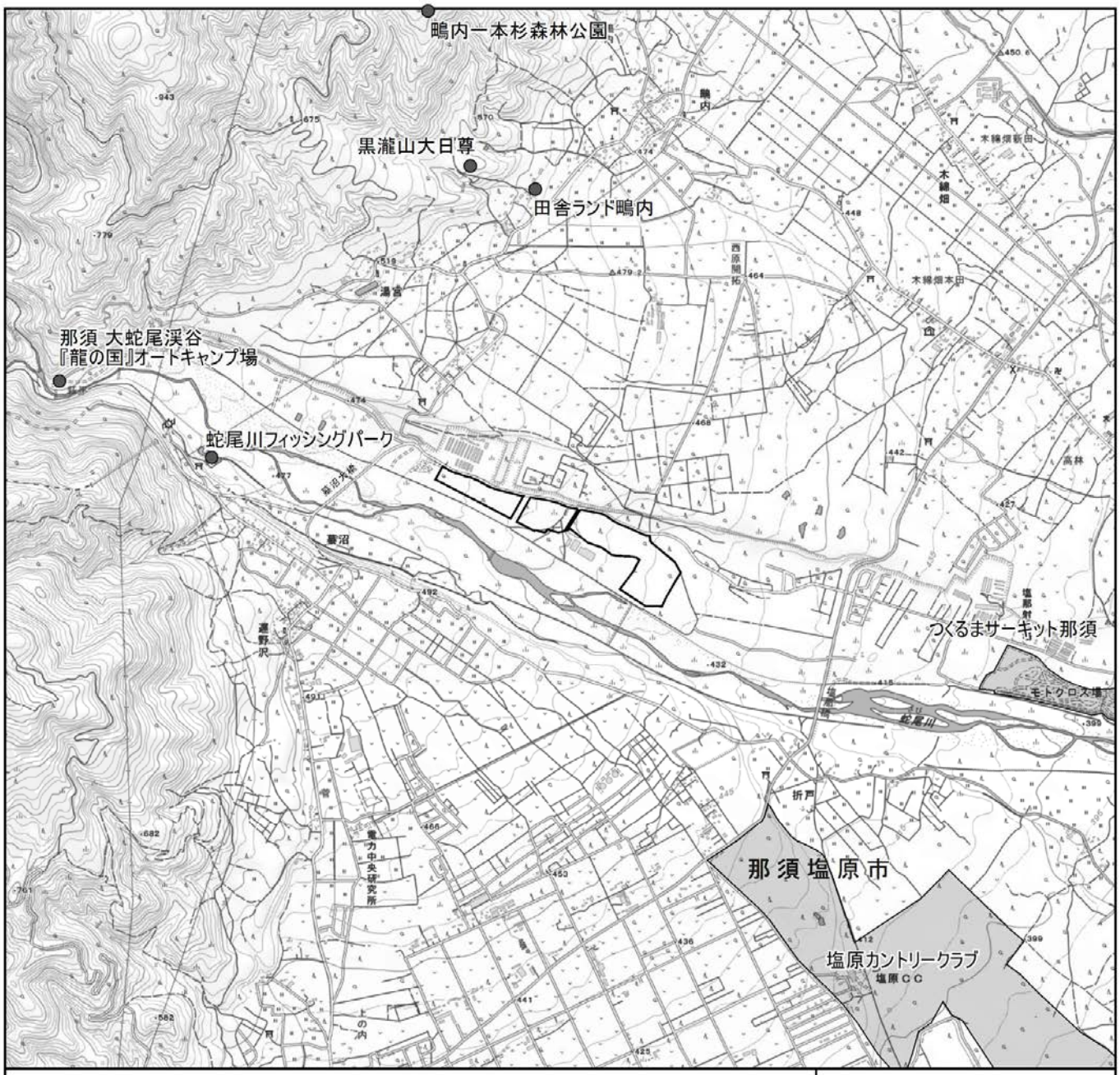

出典：「なすしおばら観光 NAVI」、「なすしおばらまっぷ」（那須塩原市）、「Google マップ」（©Google）
（閲覧：令和８年８月）より作成

図 3.1-25　人と自然との触れ合いの活動の場位置図

3) 文化財等の状況

(1) 指定文化財の状況

対象事業実施区域及びその周囲における指定文化財・登録文化財のうち、史跡、天然記念物は、表 3.1-52 及び図 3.1-26 に示すとおりである。

市指定の記念物（史跡）が 3 件、記念物（天然記念物）が 1 件となっている。

対象事業実施区域内に指定文化財は存在しない。

表 3.1-52　指定文化財の状況

番号	指定区分	種別区分1	種別区分2	名称	所有者(管理者)	指定年月日
1	市指定	記念物	史跡	蟇沼用水旧取水口	塩原土地改良区	H9.3.31
2	市指定	記念物	史跡	黒瀧山大日尊	鴫内・湯宮・木綿畑本田・木綿畑新田自治会	H6.2.18
3	市指定	記念物	史跡	高林村道路元標	那須塩原市	H27.3.30
4	市指定	記念物	天然記念物	高林小学校のヒイラギ	高林小学校	H14.4.23

出典:「文化財一覧」（那須塩原市 HP、閲覧：令和 8 年 8 月）より作成

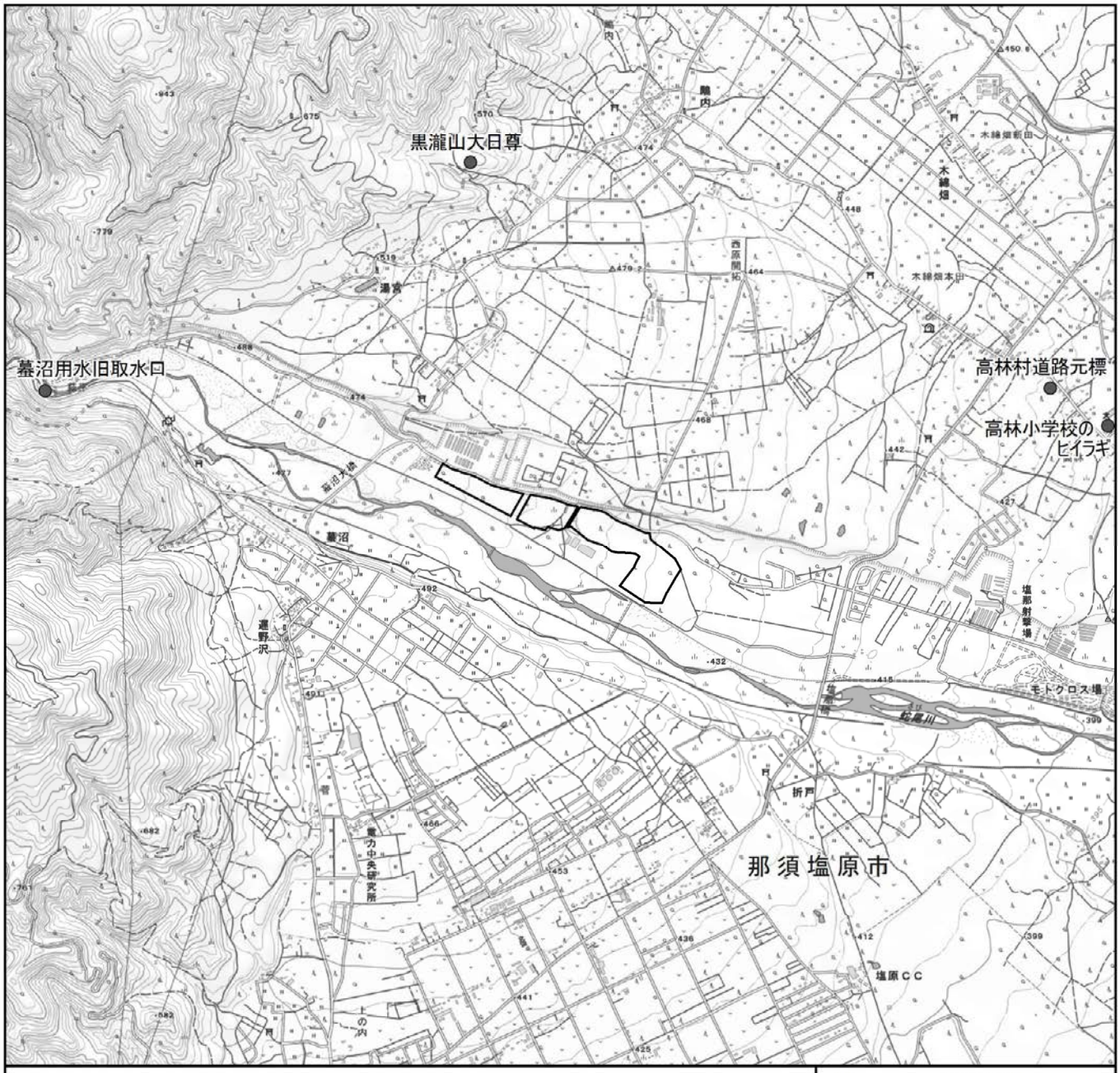

出典：「なすしおばらまっぷ」（那須塩原市、閲覧：令和８年８月）より作成

図 3.1-26　指定文化財位置図

(2) 埋蔵文化財包蔵地（遺跡）の状況

対象事業実施区域及びその周囲における埋蔵文化財包蔵地(遺跡)は表 3.1-53 及び図 3.1-27 に示すとおりである。

集落跡の埋蔵文化財包蔵地が 2 箇所存在している。

対象事業実施区域内に埋蔵文化財包蔵地は存在しない。

表 3.1-53　埋蔵文化財包蔵地（遺跡）の状況

番号	遺跡名	所在地	種別	時代
1	湯宮遺跡	那須塩原市湯宮	集落	縄文・古墳－奈良・平安
2	滝沢遺跡	那須塩原市関谷	集落	縄文・古墳－奈良・平安

出典：「なすしおばらまっぷ」（那須塩原市、閲覧：令和 8 年 8 月）より作成

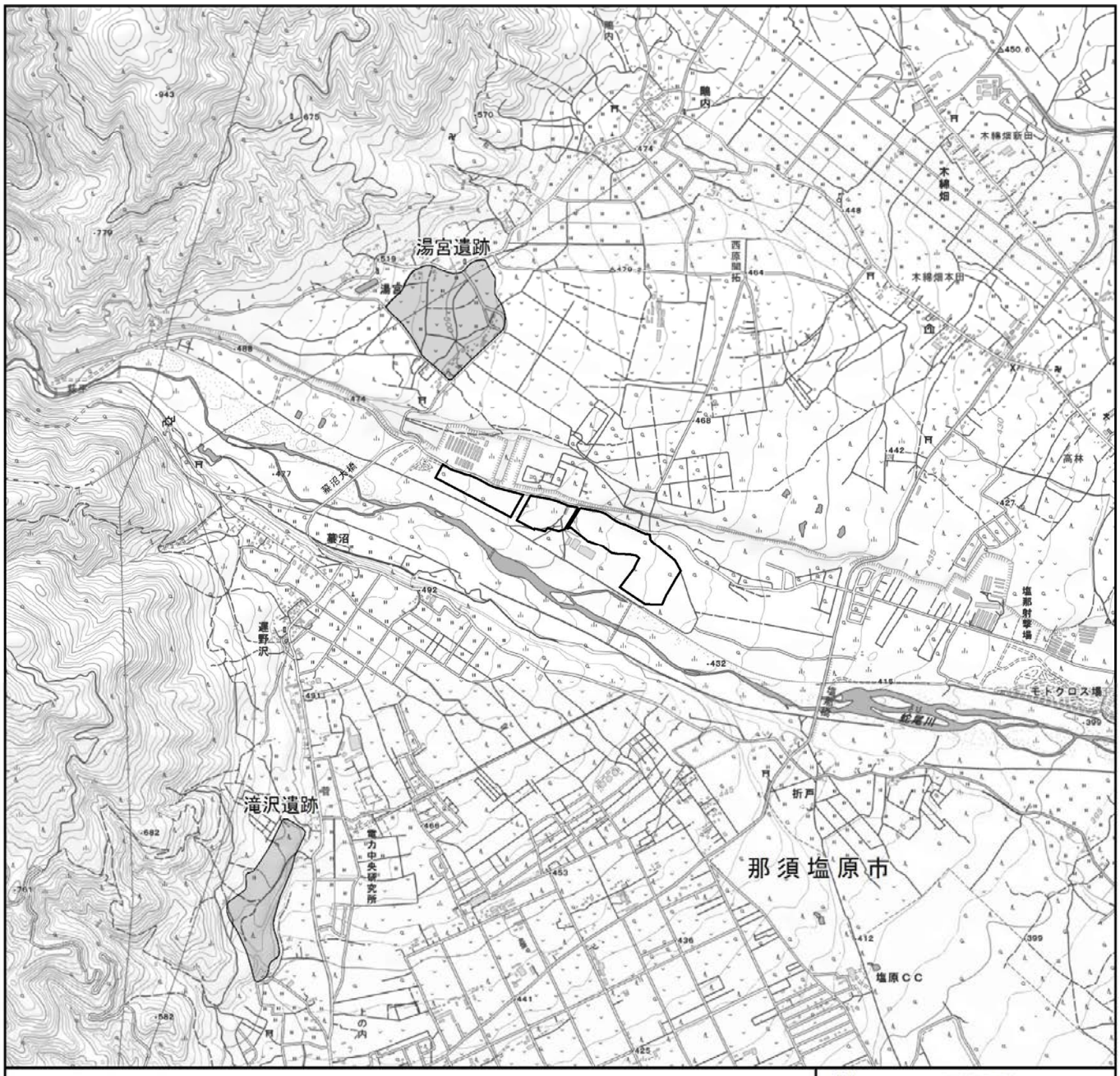

出典：「なすしおばらまっぷ」（那須塩原市、閲覧：令和８年８月）より作成

図 3.1-27　埋蔵文化財包蔵地（遺跡）位置図

3.1.7　一般環境中の放射性物質の状況

1)放射線量測定結果

那須塩原市では、市内の状況をより細かく把握するため市内の山岳部などを除いた317箇所で測定を行っている。

対象事業実施区域及びその周囲における令和7年度と令和8年度の放射線量測定結果を表3.1-54に、放射線測定位置を図 3.1-28に示す。

地域での条件をできるだけ同じにするため、原則として路上や歩道などアスファルト舗装で測定している(測定値)。また、周辺の草地などの測定も参考までに行っている(参考値)。

測定結果は、いずれの測定値も国が示す「追加被ばく線量※が年間 1.0mSv」に相当する0.23μSv/hを下回っていた。

※.追加被ばく線量とは、福島第一原子力発電所事故により放出された放射性物質による被ばく線量を指す。

表3.1-54　対象事業実施区域付近の放射線量測定結果

No.	測定箇所	測定値(μSv/h)				測定値(μSv/h)			
		前回(R7.5)	令和8年5月	測定箇所		前回(R7.5)	令和8年5月	測定箇所	
1	蟇沼地内発電所入口付近分岐	0.08	0.08	道	ア	0.10	0.10	脇	草
2	遅野沢コミュニティセンター入口付近	0.10	0.09	道	ア	0.12	0.11	脇	草
3	湯宮地区集会場付近	0.08	0.08	道	ア	0.10	0.10	脇	草
4	蟇沼大橋付近	0.08	0.07	道	ア	0.08	0.08	脇	草
5	蟇沼地内中山間石碑付近	0.08	0.08	道	ア	0.10	0.10	脇	草
6	遅野沢地内	0.09	0.08	道	ア	0.09	0.08	脇	草
7	関谷地内横断道路交差点付近	0.09	0.09	歩	ア	0.13	0.13	脇	草
8	鴫内地内	0.07	0.07	道	ア	0.09	0.09	脇	草
9	鴫内地内鉄塔付近	0.08	0.08	道	ア	0.10	0.11	脇	草
10	那須塩原クリーンセンター入口付近	0.08	0.09	歩	ア	0.12	0.12	脇	草
11	西塩水道折戸配水池付近	0.09	0.09	道	ア	0.11	0.11	脇	草
12	関谷地内横断道路	0.09	0.09	道	ア	0.11	0.10	脇	草
13	木綿畑新田集会所付近	0.07	0.07	道	ア	0.10	0.11	脇	砂
14	太子堂前バス停付近	0.08	0.08	道	ア	0.11	0.11	脇	草
15	高林地内横断道路	0.08	0.07	歩	ア	0.11	0.11	脇	草
16	折戸地内横断道路駐車場	0.09	0.09	駐	ア	0.11	0.11	他	草
17	折戸公民館付近	0.07	0.07	道	ア	0.08	0.08	脇	草
18	関谷日の出地内	0.11	0.11	道	ア	0.15	0.15	脇	他
19	横断道路木綿畑信号付近	0.08	0.08	歩	ア	0.09	0.09	脇	草
20	横断道路高林信号付近	0.08	0.08	歩	ア	0.12	0.12	脇	砂
21	高林地内	0.08	0.08	道	ア	0.12	0.11	脇	草
22	消防詰所（塩原4-3）付近	0.10	0.10	道	ア	0.14	0.14	脇	草

注 測定値の次に記載している文字は測定箇所の状態を表す。
道:道路 歩:歩道 駐:駐車場 ア:アスファルト 砂:砂 脇:道路脇 他:緑地帯等 草:草地
・測定機器：サーベイメータ(NaIシンチレーション)
・測定高さ：地表から50cm

出典:「放射線量マップ測定結果(令和8年5月現在)」（那須塩原市HP、閲覧：令和8年8月）より作成

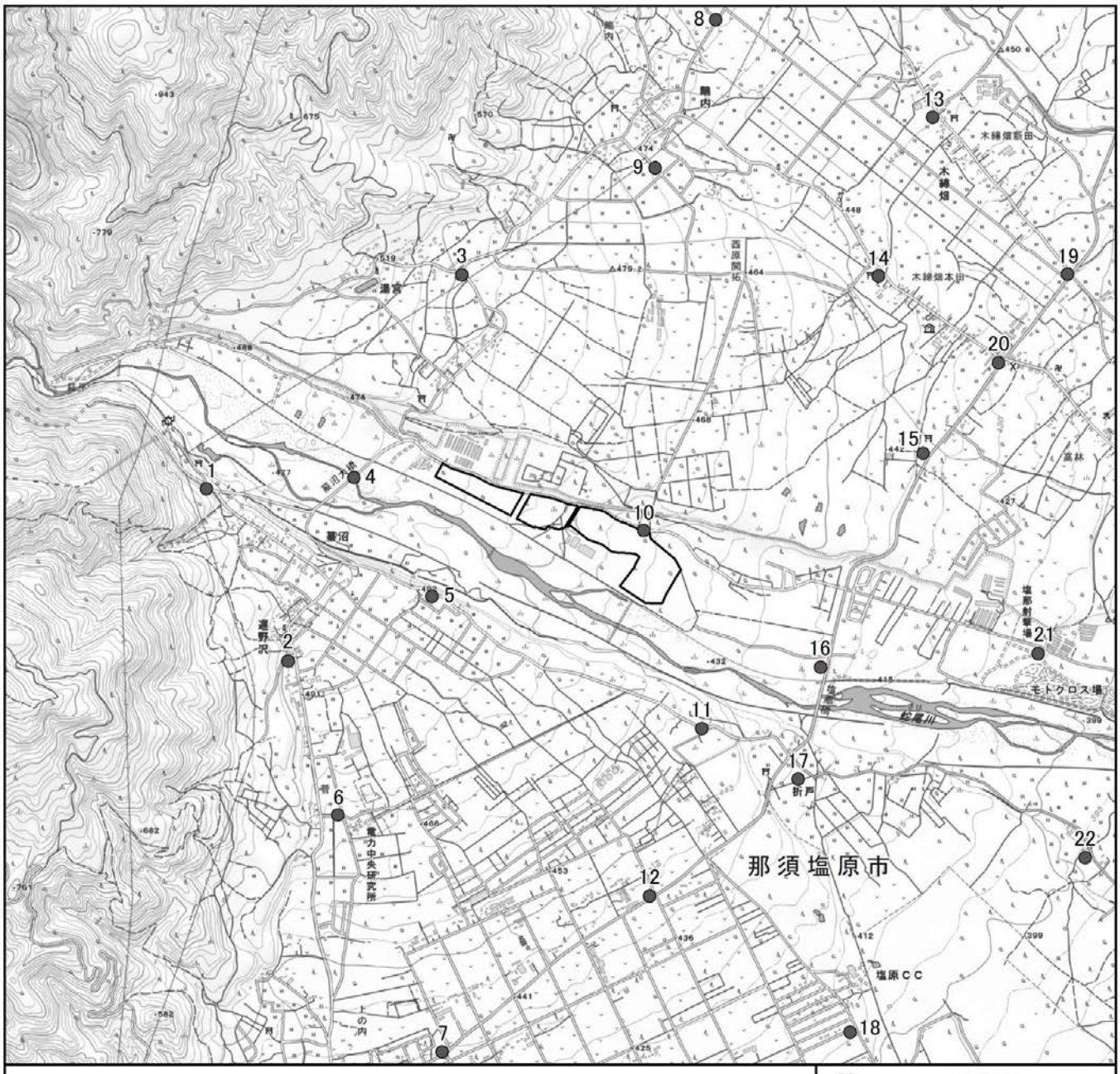

出典：「放射線量マップ測定結果(令和 8 年 5 月現在)」（那須塩原市 HP、閲覧：令和 8 年 8 月）より作成

図 3.1-28　那須塩原市放射線測定位置(令和 8 年 5 月現在)

2)公共施設等における空間放射線量の測定結果

那須塩原市では、市役所庁舎、小中学校、保育園等のほか、利用者が多く見込まれる公共施設や場所等について、空間放射線量の測定を行っている。

対象事業実施区域及びその周囲における過去 3 年の放射線量を表 3.1-55 に、放射線測定位置を図 3.1-29 に示す。

なお、年間を通して空間放射線量の変動が少ないことを受け、令和 5 年度から年 1 回の測定とし、令和 7 年度からは、測定箇所数の見直しを行っている。

測定結果は、いずれの測定値も国が示す「追加被ばく線量※が年間 1.0mSv」に相当する 0.23μSv/h を下回っていた。

※.追加被ばく線量とは、福島第一原子力発電所事故により放出された放射性物質による被ばく線量を指す。

表 3.1-55　公共施設放射線量測定結果

番号	分類	地点名	測定箇所	空間線量率(μSv/h)			測定高さ(cm)
				令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	
1	小中学校	高林小学校	校庭	0.08	0.08	0.08	50
2	児童クラブ	高林おひさまクラブ	庭	0.06	0.06	0.06	50
3	文化、社会教育施設	田舎ランド鴫内	グラウンド	0.08	0.09	0.09	50

注測定機器：サーベイメータ(NaI シンチレーション)

出典:「公共施設放射線量測定結果（令和 6(2024)年 7 月測定分、令和 7(2025)年 6･7 月測定分、令和 8(2026)年 6･7 月測定分、）」（令和 8 年 7 月 10 日更新、那須塩原市 HP）、（閲覧：令和 8 年 8 月）より作成

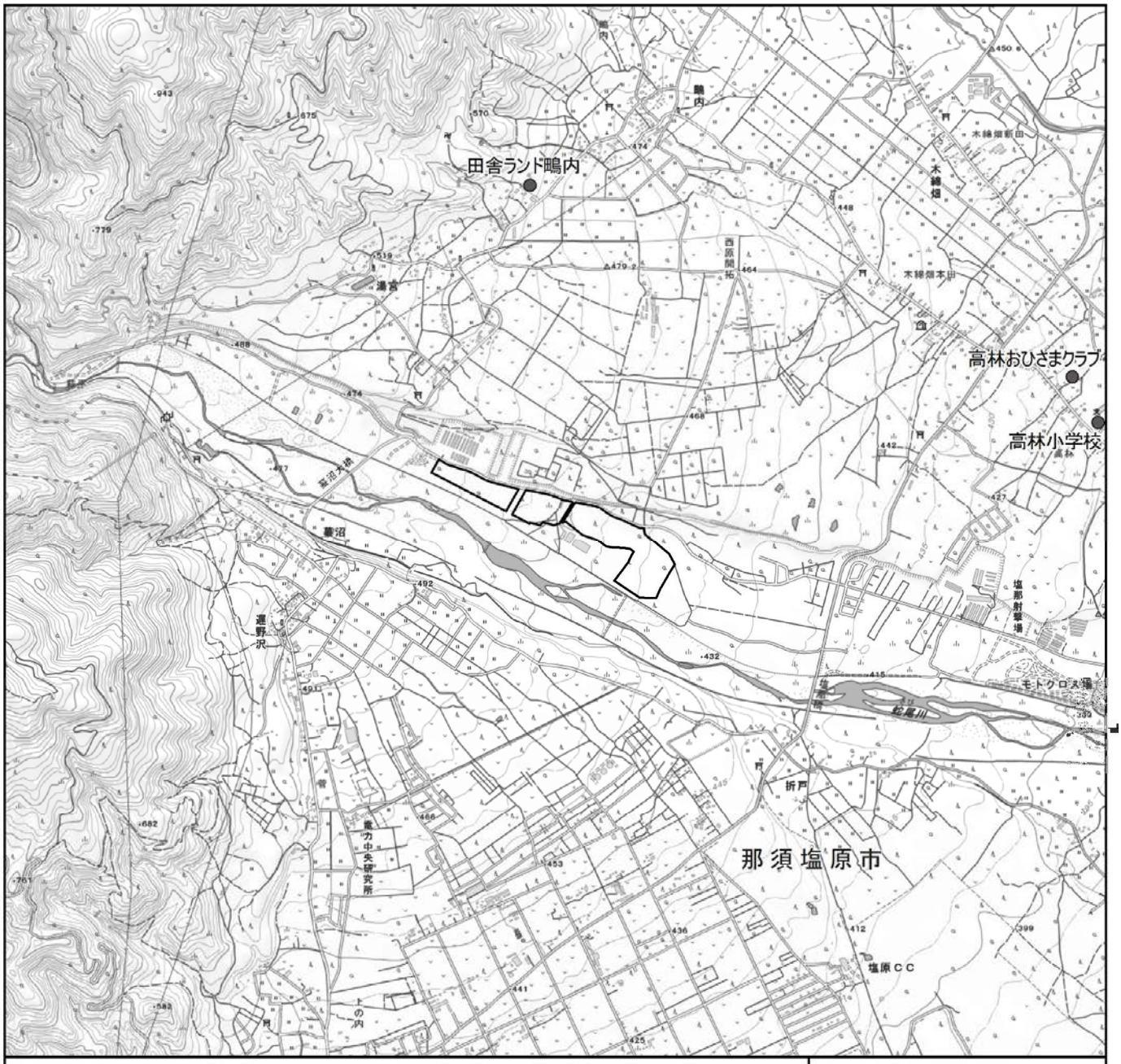

出典:「公共施設放射線量測定結果(令和 8(2026)年 6･7 月測定分)」（令和 8 年 7 月 10 日更新、那須塩原市 HP）
（閲覧：令和 8 年 8 月）より作成

図 3.1-29　公共施設等における空間放射線量の測定位置図

3.2 社会的状況

3.2.1 人口及び産業の状況

1) 人口

那須塩原市全体及び各地区（黒磯地区、西那須野地区、塩原地区）の令和 8 年 4 月 1 日現在の人口・世帯数は表 3.2-1 に示すとおりである。

那須塩原市全体の人口は 114,449 人、世帯数は 53,327 世帯、本事業が立地する塩原地区の人口は 6,396 人、世帯数は 3,194 世帯となっている。

また、表 3.2-2 に示した人口及び世帯数の推移をみると、人口については全ての地区で年々減少している一方、世帯数については全ての地区で年々増加しているため、世帯あたり人数は那須塩原市全体で減少傾向を示している。

表 3.2-1 人口・世帯数

地区名	世帯数	人口（人）		
		男	女	総数
	内外国人数	内外国人数	内外国人数	内外国人数
黒磯地区	27,910	29,868	30,330	60,198
	987	828	682	1,510
西那須野地区	22,223	24,089	23,766	47,855
	824	783	680	1,463
塩原地区	3,194	3,190	3,206	6,396
	158	84	136	220
那須塩原市全体	53,327	57,147	57,302	114,449
	1,969	1,695	1,498	3,193

出典：「那須塩原市 地区別人口総括表」（那須塩原市、令和 8 年 4 月 1 日現在）より作成

表 3.2-2　人口・世帯数の推移

市区	年次	人口		世帯数		世帯あたり人数	
		実数（人）	増減（%）	実数（世帯）	増減（%）	実数（人/世帯）	増減（%）
黒磯地区	令和4年	61,074	100.00	26,711	100.00	2.29	100.00
	令和5年	60,973	99.83	27,071	101.35	2.25	98.51
	令和6年	60,636	99.28	27,370	102.47	2.22	96.89
	令和7年	60,511	99.08	27,689	103.66	2.19	95.58
	令和8年	60,198	98.57	27,910	104.49	2.16	94.33
西那須野地区	令和4年	48,980	100.00	21,515	100.00	2.28	100.00
	令和5年	48,845	99.72	21,759	101.13	2.24	98.61
	令和6年	48,709	99.45	21,975	102.14	2.22	97.37
	令和7年	48,415	98.85	22,247	103.40	2.18	95.59
	令和8年	47,855	97.70	22,223	103.29	2.15	94.59
塩原地区	令和4年	6,708	100.00	3,082	100.00	2.18	100.00
	令和5年	6,598	98.36	3,083	100.03	2.14	98.33
	令和6年	6,495	96.82	3,113	101.01	2.09	95.86
	令和7年	6,446	96.09	3,179	103.15	2.03	93.16
	令和8年	6,396	95.35	3,194	103.63	2.00	92.01
那須塩原市全体	令和4年	116,762	100.00	51,308	100.00	2.28	100.00
	令和5年	116,416	99.70	51,913	101.18	2.24	98.54
	令和6年	115,840	99.21	52,458	102.24	2.21	97.04
	令和7年	115,372	98.81	53,115	103.52	2.17	95.45
	令和8年	114,449	98.02	53,327	103.94	2.15	94.31

注)令和4年～令和8年は4月1日現在の数値。

出典：「那須塩原市 地区別人口総括表」（那須塩原市、令和8年4月1日現在）より作成

2)産業

(1)産業別就業人口

那須塩原市の産業別就業者数及び産業分類構成比は表 3.2-3 に示すとおりである。

那須塩原市の令和 2 年における全就業者数は 57,158 人、そのうち第 1 次産業が 3,604 人(6.58%)、第 2 次産業が 17,507 人(31.96%)、第 3 次産業が 33,669 人(61.46%)、分類不能の産業が 2,378 人となっており、第 3 次産業が主体の産業構成となっている。産業別では、「卸売業、小売業」が 7,654 人(13.97%)と最も多くなっており、次いで「医療福祉」が 6,420 人(11.72%)となっている。平成 27 年から令和 2 年にかけての構成比の変化は、第 1 次産業が 0.27 ポイントの減少、第 2 次産業が 0.17 ポイントの減少、第 3 次産業が 0.44 ポイントの増加となっており、第 3 次産業の占める割合が微増している。

表 3.2-3　那須塩原市の産業分類別就業者数

産業分類（大分類）		平成 27 年		令和 2 年	
		就業者数（人）	構成比※（%）	就業者数（人）	構成比※（%）
第 1 次産業	農業	3,800	6.66	3,474	6.34
	林業	99	0.17	121	0.22
	漁業	13	0.02	9	0.02
	計	3,912	6.85	3,604	6.58
第 2 次産業	鉱業,採石業,砂利採取業	41	0.07	30	0.05
	建設業	4,648	8.14	4,222	7.71
	製造業	13,655	23.92	13,255	24.20
	計	18,344	32.13	17,507	31.96
第 3 次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	281	0.49	217	0.40
	情報通信業	458	0.80	459	0.84
	運輸業,郵便業	2,105	3.69	2,078	3.79
	卸売業,小売業	7,876	13.80	7,654	13.97
	金融業,保険業	844	1.48	729	1.33
	不動産業,物品賃貸業	786	1.38	681	1.24
	学術研究,専門・技術サービス業	1,454	2.55	1,457	2.66
	宿泊業,飲食サービス業	4,917	8.61	4,296	7.84
	生活関連サービス業,娯楽業	2,788	4.88	2,511	4.58
	教育,学習支援業	2,501	4.38	2,487	4.54
	医療,福祉	5,840	10.23	6,420	11.72
	複合サービス事業	467	0.82	480	0.88
	サービス業（他に分類されないもの）	2,893	5.07	2,608	4.76
	公務（他に分類されるものを除く）	1,626	2.85	1,592	2.91
	計	34,836	61.02	33,669	61.46
－	分類不能の産業	2,777	－	2,378	－
総数		59,869	－	57,158	－
総数から「分類不能の産業」を除いた数		57,092	100	54,780	100

※ 総数から「分類不能の産業」を除いた数（第1次産業、第2次産業、第3次産業の就業者数の合計）を分母とした。

出典：「平成 27 年国勢調査　就業状態等基本集計　産業(大分類)，男女別 15 歳以上就業者数及び産業別割合－ 全国，都道府県，市区町村」、「令和 2 年国勢調査　就業状態等基本集計　産業（大分類）別就業者数及び平均年齢（15 歳以上就業者）－全国，都道府県，市区町村)」（総務省統計局 HP、閲覧：令和 8 年 8 月）より作成

(2)生産品目、生産量及び生産額

①農業

令和6年における那須塩原市及び栃木県の農業産出額は表 3.2-4 のとおりである。同年における農業産出合計は、那須塩原市は538億円であり、栃木県全体（3,448億円）に占める割合は15.6%であった。

那須塩原市における農作物の中で最も産出額が多い品目は共に米であり、その次に多い品目は野菜であった。

那須塩原市における畜産の中で最も産出額が多い品目は乳用牛であり、次に多い品目は鶏であった。

表 3.2-4　農業産出額（令和6年）

単位：億円

那須塩原市	農業産出額	耕種計	米	麦類	雑穀	豆類	いも類	野菜	果実	花き	工芸農作物	その他作物
	538 (15.6%)	131.4	76	0.9	0.2	0.2	0.8	44.2	2.5	3.4	0.1	3.2
		畜産計	肉用牛	乳用牛	豚	鶏	その他畜産物		加工農産物			
		406.8	12.4	228.5	79.7	85.7	0.6		－			
栃木県全体	農業産出額	耕種計	米	麦類	雑穀	豆類	いも類	野菜	果実	花き	工芸農作物	その他作物
	3,448 (100%)	2,042	998	43	5	4	14	793	91	72	1	22
		畜産計	肉用牛	乳用牛	豚	鶏	その他畜産物		加工農産物			
		1,399	268	509	471	334	3		7			

注1 那須塩原市の値は、推計値である。
注2 「-」は事実のないもの、「0」は単位に満たないもの、「×」は個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないものを示す。
注3 （ ）内の数値は、栃木県全体に占める割合を示す。
出典：「令和6年生産農業所得統計　表番号3都道府県別農業産出額及び生産農業所得 実額」（政府統計の総合窓口 e-Stat、令和8年7月24日更新）
「令和6年市町村別農業生産額（推計）栃木県」（政府統計の総合窓口 e-Stat、令和8年7月24日更新）より作成

②林業

令和 2 年における那須塩原市及び栃木県の所有形態別林野面積は表 3.2-5 のとおりである。那須塩原市における林野面積合計は 37,253ha であり、栃木県全体の林野面積（339,113ha）に占める割合は 11.0%であった。

表 3.2-5　所有形態別林野面積（令和 2 年）

単位：ha

地域	合計	国有林			民有林			
		計	林野庁	林野庁以外の官庁	計	独立行政法人等	公有	私有
那須塩原市	37,253 (11.0%)	23,743	23,735	8	13,510	239	2,169	11,102
栃木県全体	339,113 (100%)	118,663	118,520	143	220,450	5,690	22,186	192,574

注 1 「-」は事実のないものを示す。
注 2 （ ）内の数値は、栃木県全体に占める割合を示す。
出典：「2020 年農林業センサス 確報 第 1 巻 都道府県別統計書 09 栃木県」（政府統計の総合窓口 e-Stat、閲覧：令和 8 年 8 月）より作成

③漁業

令和 6 年における内水面漁業の魚種別生産量は表 3.2-6 のとおりである。栃木県全体の内水面漁獲量のうち、アユの漁獲量がほとんどの割合を占めている。

表 3.2-6　栃木県の内水面漁業漁獲量（令和 6 年）

魚種	漁獲量（トン）	割合（%）
サケ類	0	0
サクラマス	0	0
その他のサケ・マス類	0	0
アユ	176	97.8
コイ	3	1.7
ウグイ・オイカワ	0	0
ウナギ	0	0
その他の魚類	0	0
その他の水産動植物	0	0
合計	180	100

注 1 「0」は単位に満たないものを示す。
出典：「海面漁業生産統計調査（令和 6 年）内水面漁業漁獲量（全国・都道府県別）」（政府統計の総合窓口 e-Stat、令和 8 年 2 月 27 日更新）より作成

④工業

令和 6 年の那須塩原市及び栃木県の事業所数、従業者数及び 2024 年の製造品出荷額等は、表 3.2-7 のとおりである。那須塩原市における製造品出荷額等の合計は、約 3,476 億 9 千万円であり、栃木県全体（約 9 兆 8,895 億円）に占める割合は約 3.5%であった。

表 3.2-7　工業の状況（地域別統計表）（令和 6 年）

地域	事業所数 （箇所）	従業者数 （人）	製造品出荷額等 （万円）
那須塩原市	237 （4.9%）	9,903 （5.0%）	34,769,348 （3.5%）
栃木県全体	4,857 （100%）	197,935 （100%）	988,954,349 （100%）

注 1 事業所数、従業者数については令和 6(2024)年 6 月 1 日現在、製造品出荷額等については令和 5(2023)年 1 月～令和 5(2023)年 12 月の実績により調査している。
注 2 製造業事業所調査においては、個人経営を含まない集計結果である。
出典：「2024 年経済構造実態調査 製造業事業所調査（地域別統計表データ）」（政府統計の総合窓口 e-Stat、令和 7 年 12 月 25 日更新）より作成

⑤商業

令和 3 年の那須塩原市及び栃木県の事業所数、従業者及び年間商品販売額は、表 3.2-8 のとおりである。年間商品販売額の合計は、那須塩原市が約 2,467 億円であり、栃木県全体（約 5 兆 1,667 億円）に占める割合は約 4.8%であった。

表 3.2-8　商業の状況（卸・小売業）（令和 3 年）

地域	事業所数 （箇所）	従業者数 （人）	年間商品販売額 （百万円）
那須塩原市	1,122 （6.8%）	8,796 （6.5%）	246,664 （4.8%）
栃木県全体	16,614 （100%）	135,955 （100%）	5,166,655 （100%）

注 1 管理，補助的経済活動のみを行う事業所、産業細分類が格付不能の法人組織の事業所又は産業小分類が格付不能の個人経営（法人でない団体を含む）の事業所、卸売の商品販売額（仲立手数料を除く）、小売の商品販売額及び仲立手数料のいずれの金額も無い法人組織の事業所は含まない。
注 2 従業者数とは、「個人業主」、「無給家族従業者」、「有給役員」及び「常用雇用者」の計であり、「臨時雇用者」は含めていない。
注 3 個人経営の事業所は調査項目に年間商品販売額を含まない。
出典：「令和 3 年経済センサス-活動調査（事業所に関する集計）」（政府統計の総合窓口 e-Stat、令和 6 年 6 月 25 日更新）より作成

3.2.2　土地利用の状況

1)土地利用状況

那須塩原市の地目別面積の推移は表 3.2-9 に示すとおりである。

那須塩原市の総面積は 592.74 ㎢であり、地目別面積ではその他が 333.93 ㎢と最も多く市域の約 56%を占め、次いで山林 81.86 ㎢（13.8%）、田 65.67 ㎢（11.1%）、畑 37.65 ㎢（6.4%）となっている。令和 3 年からの経年変化をみると、雑種地及び宅地が微増、山林等がやや減少している。

表 3.2-9　那須塩原市の地目別面積の推移

各年 1 月 1 日現在(単位：㎢)

年次	総地積	田	畑	宅地	池沼	山林	牧場	原野	雑種地	その他
令和 3 年	592.74	65.99	37.68	32.64	1.08	85.78	1.66	4.98	25.59	337.34
令和 4 年	592.74	65.86	37.59	36.50	1.08	85.23	1.66	4.97	26.07	333.78
令和 5 年	592.74	65.80	37.54	36.93	1.08	85.00	1.66	4.99	25.93	333.82
令和 6 年	592.74	65.77	37.63	33.98	1.07	82.13	1.66	4.82	28.57	337.12
令和 7 年	592.74	65.67	37.65	37.43	1.08	81.86	1.66	4.76	28.71	333.93
構成比 (令和 7 年)	100.0	11.1	6.4	6.3	0.2	13.8	0.3	0.8	4.8	56.3

出典：「那須塩原市統計書(令和 7(2025)年版) 1 土地・気象 1-3 地目別面積の推移」（那須塩原市 HP、閲覧：令和 8 年 8 月）より作成

2)土地利用計画

対象事業実施区域及びその周囲には、「国土利用計画法」（昭和 49 年 6 月 25 日 法律第 92 号）に基づく土地利用基本計画が定められている。

森林地域は「森林法」（昭和 26 年 6 月 26 日 法律第 249 号）により地域森林計画や保安林等が定められ、農業地域は「農地法」（昭和 27 年 7 月 15 日 法律第 229 号）により農地保全の観点から転用に一定の配慮が求められる地域となっている。

対象事業実施区域及びその周囲における都市地域は図 3.2-1、森林地域は図 3.2-2、農業地域は、図 3.2-3 に示すとおりである。

対象事業実施区域は、全域が都市地域に含まれており、一部が森林地域に含まれている。なお、農業地域には含まれていない。

3)都市計画区域

那須塩原市は、一部山沿いを除く那須塩原市全域が都市計画区域に指定されており、対象事業実施区域も都市計画区域内に位置している。

対象事業実施区域及びその周囲には、「都市計画法」（昭和 43 年 6 月 15 日 法律第 100 号）に基づく用途地域の指定はない。

なお、那須塩原市の都市計画区域は、「市街化区域」と「市街化調整区域」の区域区分はなく、「非線引き」の都市計画区域となっている。

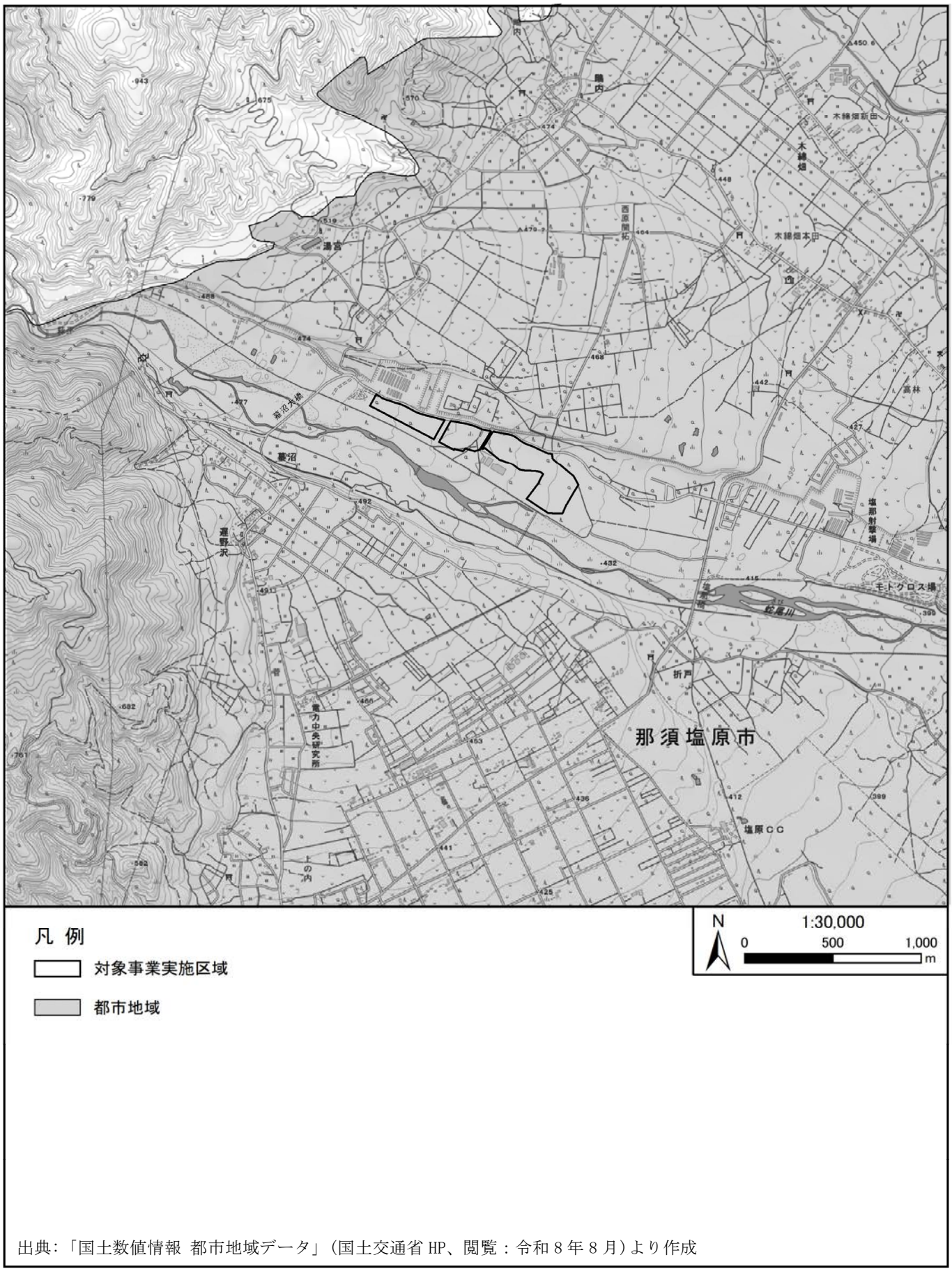

出典:「国土数値情報 都市地域データ」(国土交通省 HP、閲覧：令和 8 年 8 月)より作成

図 3.2-1　土地利用基本計画図（都市地域）

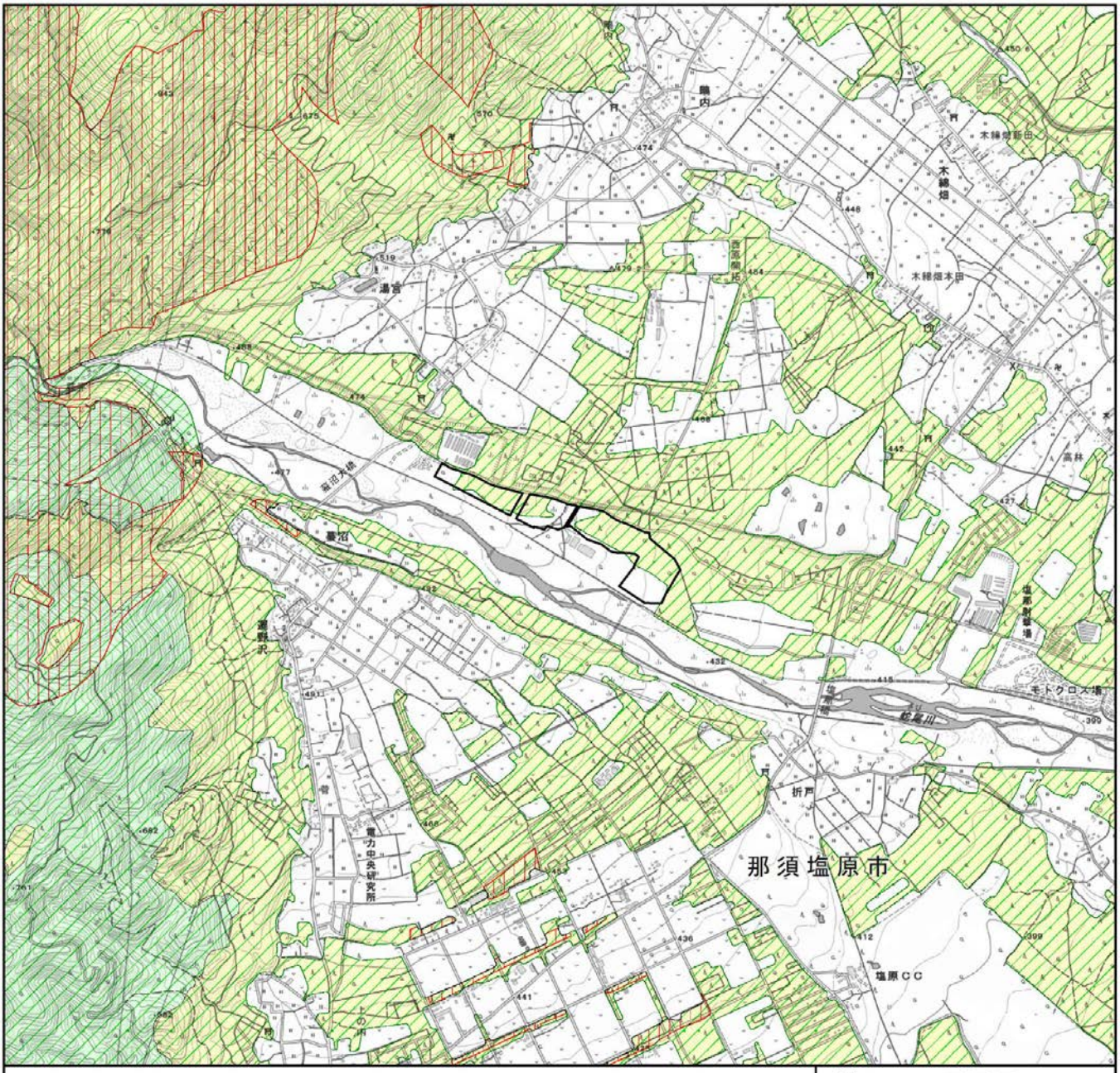

出典:「国土数値情報 森林地域データ」(国土交通省 HP、閲覧：令和 8 年 8 月)より作成

図 3.2-2　土地利用基本計画図（森林地域）

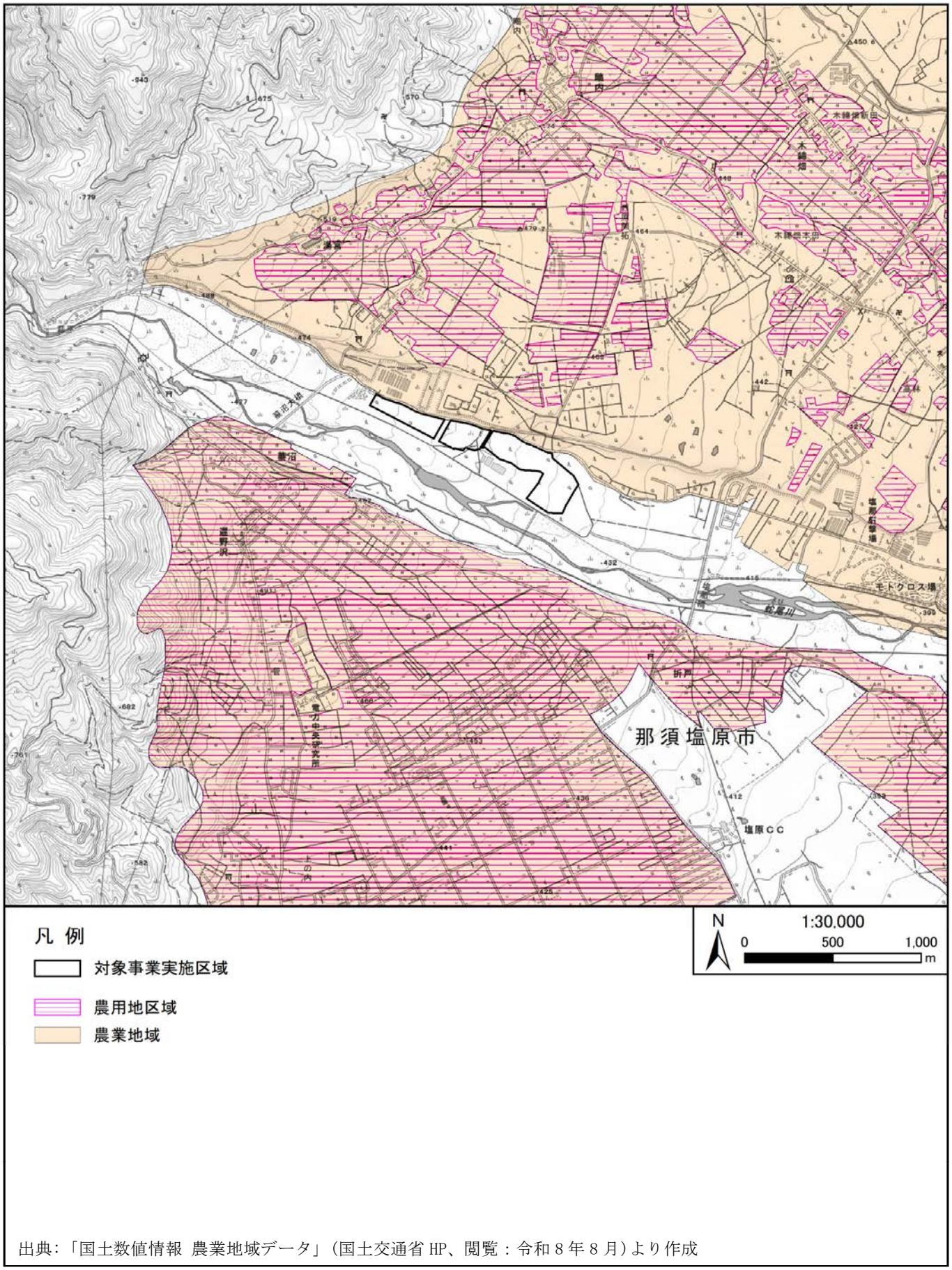

出典:「国土数値情報 農業地域データ」(国土交通省 HP、閲覧：令和８年８月)より作成

図 3.2-3　土地利用基本計画図（農業地域）

4)周辺開発計画

対象事業実施区域及びその周囲における環境影響評価手続き中の開発事業は表 3.2-10 及び図 3.2-4 に示すとおりである。

対象事業実施区域に隣接する計画となっている。

表 3.2-10　計画地周辺の開発計画

番号	状況	項目	内容
1	方法書手続き終了	事業名称	（仮称）那須塩原市における産業廃棄物処理施設設置事業（管理型最終処分場）
		種別	県条例アセス（普通地域）
		事業者の名称	株式会社ミダックホールディングス
		事業の種類	産業廃棄物最終処分場（管理型）
		事業の規模	延べ面積 198,503 平方メートル
		事業の位置	栃木県那須塩原市折戸字中島 312－1 外 12 筆
		工事着手予定日	2028 年 1 月
		工事竣工予定日	2031 年 12 月
		埋立開始予定	2032 年 1 月
		埋立終了予定	2045 年 3 月

出典:「（仮称）那須塩原市における産業廃棄物処理施設設置事業（管理型最終処分場）に係る環境影響評価　方法書」（令和 7 年 8 月、株式会社ミダックホールディングス）より作成

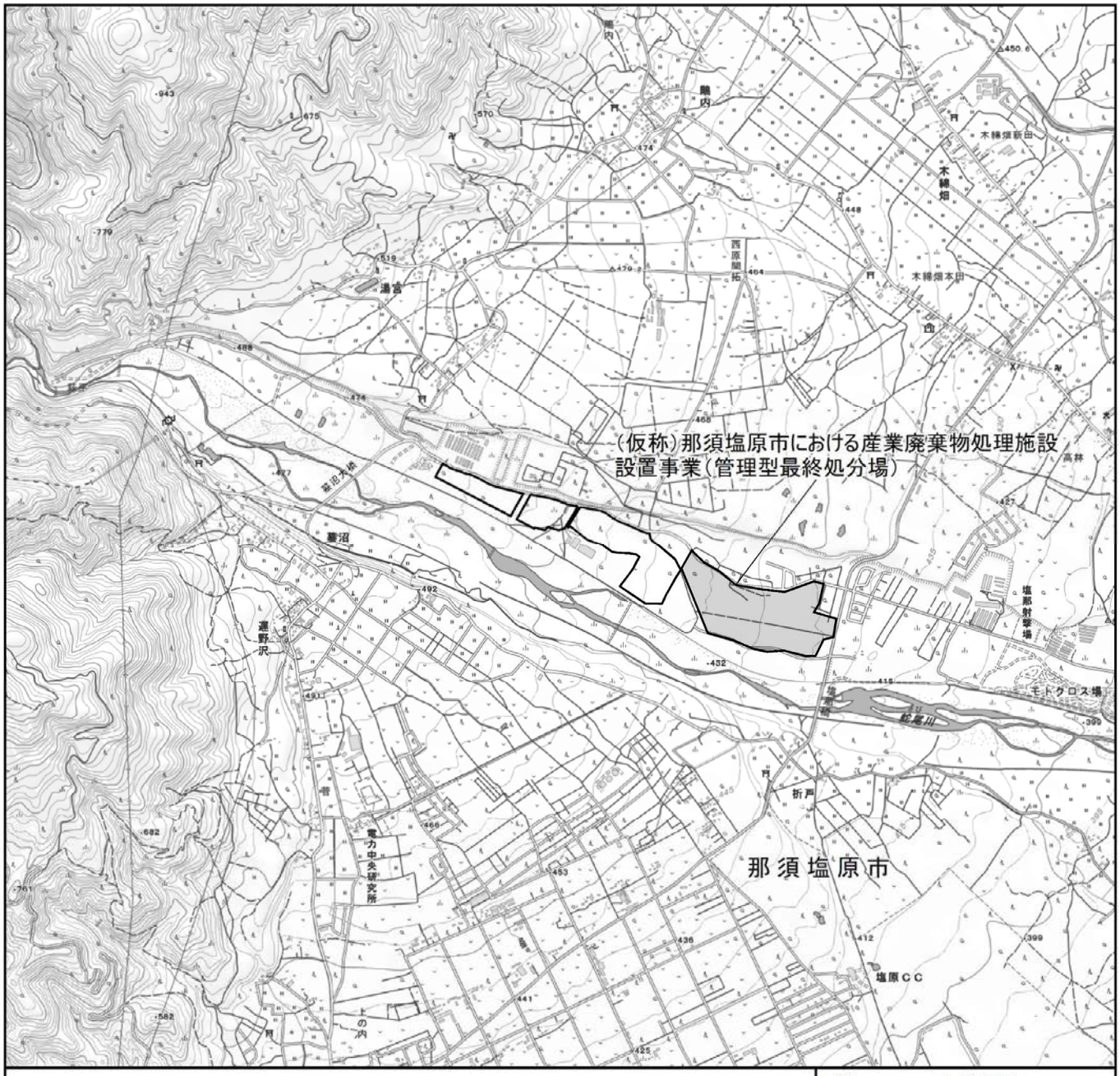

出典:「（仮称）那須塩原市における産業廃棄物処理施設設置事業（管理型最終処分場）に係る環境影響評価　方法書」（令和７年８月、株式会社ミダックホールディングス）より作成

図 3.2-4　周辺開発計画位置図

3.2.3　河川及び湖沼の利用並びに地下水の利用状況

1)水利権の設定及び利水の状況

那須塩原市は、令和3年度末時点で21の水源があり、県営北那須水道用水供給事業（以下「北那須水道」という。）から浄水の供給を受けている。水源種別は、表流水、伏流水（ともに河川水)、地下水（浅井戸、深井戸）及び湧水と多岐にわたる。

また、専用水道が16箇所存在し、原水の種類も北那須水道と同様に表流水、伏流水、地下水（浅井戸、深井戸）及び湧水と多岐にわたる。

対象事業実施区域及びその周囲における水源施設を表 3.2-11に、専用水道を表 3.2-12に、水道施設を表 3.2-13に、水道施設及び給水区域を図 3.2-5に示す。

なお、蟇沼浄水場は令和3(2021)年4月に運用を休止している。

表 3.2-11　対象事業実施区域及びその周囲における水源施設

水源名称	種別	施設能力（㎥/日）	浄水場	計画浄水量（㎥/日）	水道供給先
黒磯地区					
北那須水道	浄水受水	7,534	穴沢浄水場	1,382	鴫内、西山地区高林の各一部、湯宮、クリーンセンター、木綿畑本田
関谷地区					
関谷水源	湧水	50	-	-	関谷地区
北那須水道	浄水受水	1,346	-	-	
折接地区					
北那須水道	浄水受水	219	-	-	折戸・横林系、千本松系

出典：「那須塩原市水道事業基本計画」（令和4年3月改定、那須塩原市）より作成

表 3.2-12　対象事業実施区域及びその周囲における専用水道

設置者名又は施設名称	現在給水人口	施設能力（㎥/日）	原水の種別	浄水方法
塩那平専用水道	4	198	深井戸	消毒のみ
日の出地区専用水道	135	518.4	表流水	簡易ろ過・消毒のみ
蟇沼専用水道組合	65	88	伏流水	緩速ろ過

出典：「栃木の水道 令和6(2024)年度版」（令和8年5月発行、栃木県県土整備部上下水道科）より作成

表 3.2-13　対象事業実施区域及びその周囲における水道施設

区分	施設名称	容量（㎥）	原水の種別	浄水方法
水源施設	蛇尾川水源	-	表流水	-
	関谷水源	-	湧水	-
浄水施設	蟇沼浄水場（令和3年4月より休止中）	-	-	急速ろ過
配水施設	折戸配水池	740	-	-
	北那須配水池	850	-	-
	関谷配水池	91	-	-

出典：「水道施設位置図」（那須塩原市HP、閲覧：令和8年8月）より作成

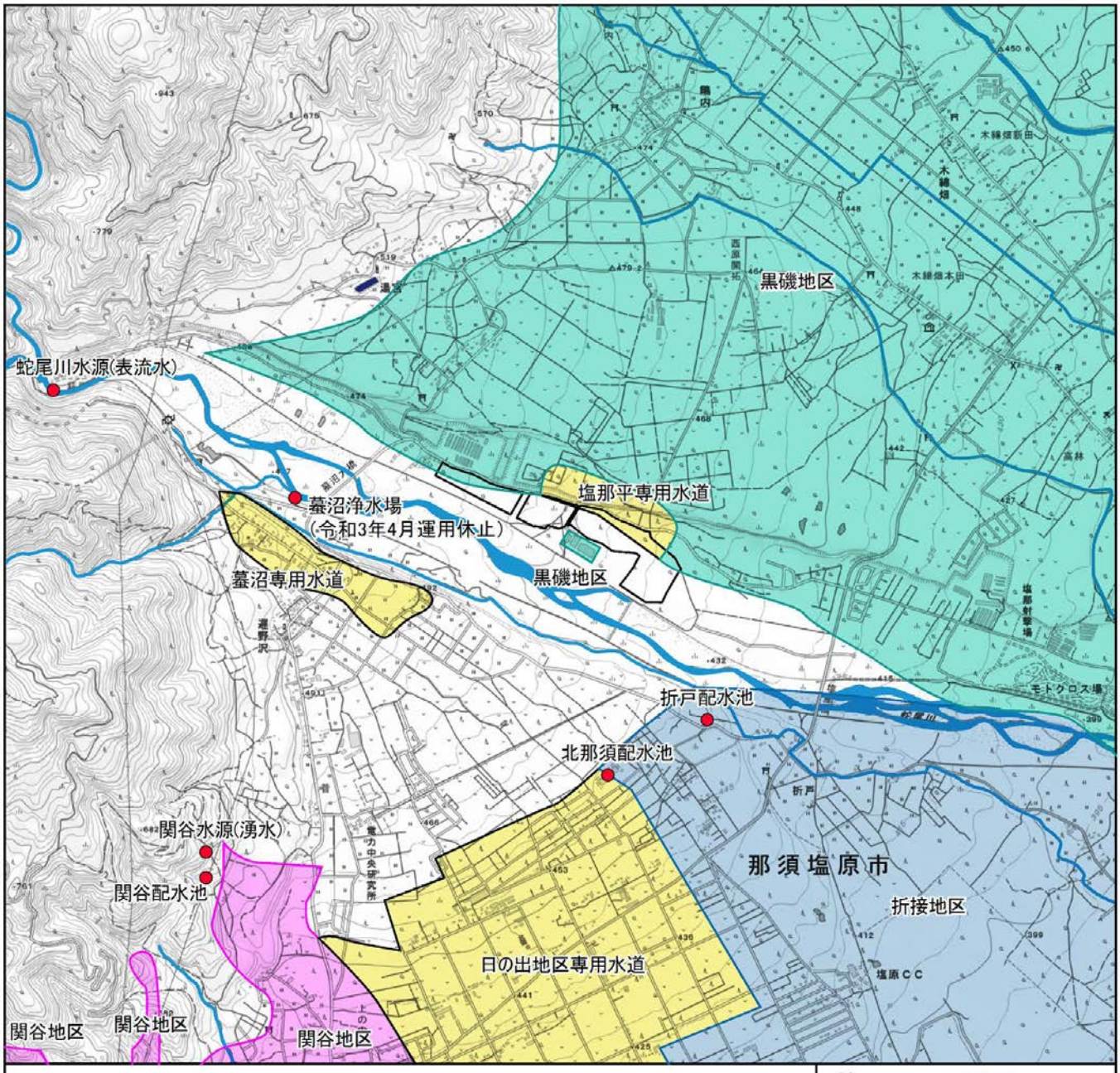

出典:「那須塩原市水道事業基本計画」（令和４年３月改定、那須塩原市）、「水道施設位置図」（那須塩原市 HP、閲覧：令和８年８月）より作成

図 3.2-5　水道施設及び給水地区位置図

2)水道の普及状況

(1)上水道の状況

那須塩原市における上水道の普及状況は表 3.2-14 に示すとおりである。

令和 7 年 3 月 31 日現在の給水区域内普及率(人口)は 98.60%となっている。

表 3.2-14　上水道の普及状況（令和 7 年 3 月 31 日現在）

給水区域内人口（人）	給水人口（人）	給水区域内普及率(人口)(%)	配水量		有収水量	
			総量(㎥/年)	日平均(㎥/日)	総量(㎥/年)	日平均(㎥/日)
114,199	112,596	98.60	15,546,275	42,593	12,243,806	33,545

出典：「令和 7(2025)年度那須塩原市の水道・下水道」（令和 7 年 11 月 19 日更新、那須塩原市上下水道部管理課）より作成

(2)下水道の状況

那須塩原市における下水道の普及状況は表 3.2-15 に示すとおりである。

令和 7 年 3 月 31 日現在の生活排水処理人口普及率は 81.7%、公共下水道の普及率は 59.7%となっている。いずれも栃木県全体の普及率の値をやや下回っている。

表 3.2-15　下水道の普及状況（令和 7 年 3 月 31 日現在）

地域	生活排水処理人口普及率(%)	公共下水道(%)	農業集落排水施設(%)	合併処理浄化槽(%)
那須塩原市	81.7	59.7	1.0	21.0
栃木県全体	90.6	70.4	3.7	16.4

出典：「令和 7 年度版とちぎの下水道」（令和 7 年 4 月 1 日更新、栃木県）

3)漁業権の設定状況

「漁業権免許状況一覧」（栃木県農政部農村振興課、令和 6 年 4 月 1 日現在）によると、対象事業実施区域及びその周囲における内水面漁業の状況は、栃木県那珂川漁業協同組合連合会が漁業権者として設定され、漁場に含まれる河川は、蛇尾川、大蛇尾川、小蛇尾川、熊川が該当する。内水面漁業権の設定状況は表 3.2-16 及び図 3.2-6 に示すとおりである。

表 3.2-16　漁業権の設定状況（内水面漁業）

免許番号	漁業権者の名称	対象事業実施区域及びその周囲における漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	存続期間
内共第 1 号	栃木県那珂川漁業協同組合連合会	蛇尾川、熊川、大蛇尾川、小蛇尾川	第 5 種共同漁業	さくらます・やまめ、にじます、いわな、あゆ、うぐい、おいかわ、ふな、こい、どじょう、しまどじょう、なまず、うなぎ、かじか、かに	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	令和 6(2024)年 1 月 1 日から令和 15(2033)年 12 月 31 日まで

出典：「漁業権免許状況一覧」（令和 6 年 4 月 1 日現在、栃木県農政部農村振興課）より作成

出典:「漁業権免許状況一覧」（令和６年４月１日現在、栃木県農政部農村振興課）より作成

図 3.2-6　漁業権の設定状況

3.2.4　社会資本整備等

1)交通

(1)道路

対象事業実施区域及びその周囲における主要な道路は、一般県道の折戸西那須野線、主要地方道の矢板那須線、大田原高林線がある。

各路線における令和3年度道路交通センサスの交通量は、表 3.2-17 及び図 3.2-7 に示すとおりである。

表 3.2-17　主な道路の交通量（令和3年度）

番号	種別	路線名	交通量調査観測地点	平日					
				12時間交通量（台/12h）			24時間交通量（台/日）		
				小型車	大型車	合計	小型車	大型車	合計
1	一般県道	折戸西那須野線	那須塩原市接骨木地内	2,503	338	2,841	3,012	454	3,466
2	主要地方道	矢板那須線	那須塩原市箭坪347-1	3,785	644	4,429	4,787	882	5,669
3		大田原高林線	那須塩原市高林1160-2	1,714	211	1,925	2,059	290	2,349

出典：「令和3年度全国道路・街路交通情勢調査（道路交通センサス）」（国土交通省HP、閲覧：令和8年8月）より作成

(2)鉄道

那須塩原市内の鉄道には、東北本線及びJR宇都宮線が存在する。

対象事業実施区域及びその周囲には鉄道はないが、那須塩原市内における鉄道各駅の乗車人数を表 3.2-18 に示した。

表 3.2-18　那須塩原市内の駅における乗車人数の推移（一日平均乗車人数）

単位：千人

年次	黒磯駅				那須塩原駅				西那須野駅			
	乗車人数			1日平均乗車人数	乗車人数			1日平均乗車人数	乗車人数			1日平均乗車人数
	総数	普通	定期		総数	普通	定期		総数	普通	定期	
令和元年	848	214	633	2.32	1,937	1,061	876	5.31	1,369	333	1,036	3.75
令和2年	704	128	576	1.93	1,156	476	680	3.17	1,104	185	919	3.02
令和3年	739	158	581	2.02	1,342	621	721	3.68	1,147	218	929	3.14
令和4年	752	187	565	2.06	1,604	861	743	4.39	1,171	265	906	3.21
令和5年	772	206	566	2.12	1,775	1,024	751	4.86	1,201	307	894	3.29

注 JR宇都宮線の一日平均乗車人数は年間乗車人数からの換算値

出典：「那須塩原市統計書(令和7(2025)年版)8 運輸・通信 8-1JR宇都宮線市内各駅旅客乗車人員数」（那須塩原市HP、閲覧：令和8年8月）より作成

(3)海上交通

対象事業実施区域及びその周囲において、港湾等の海上交通は存在しない。

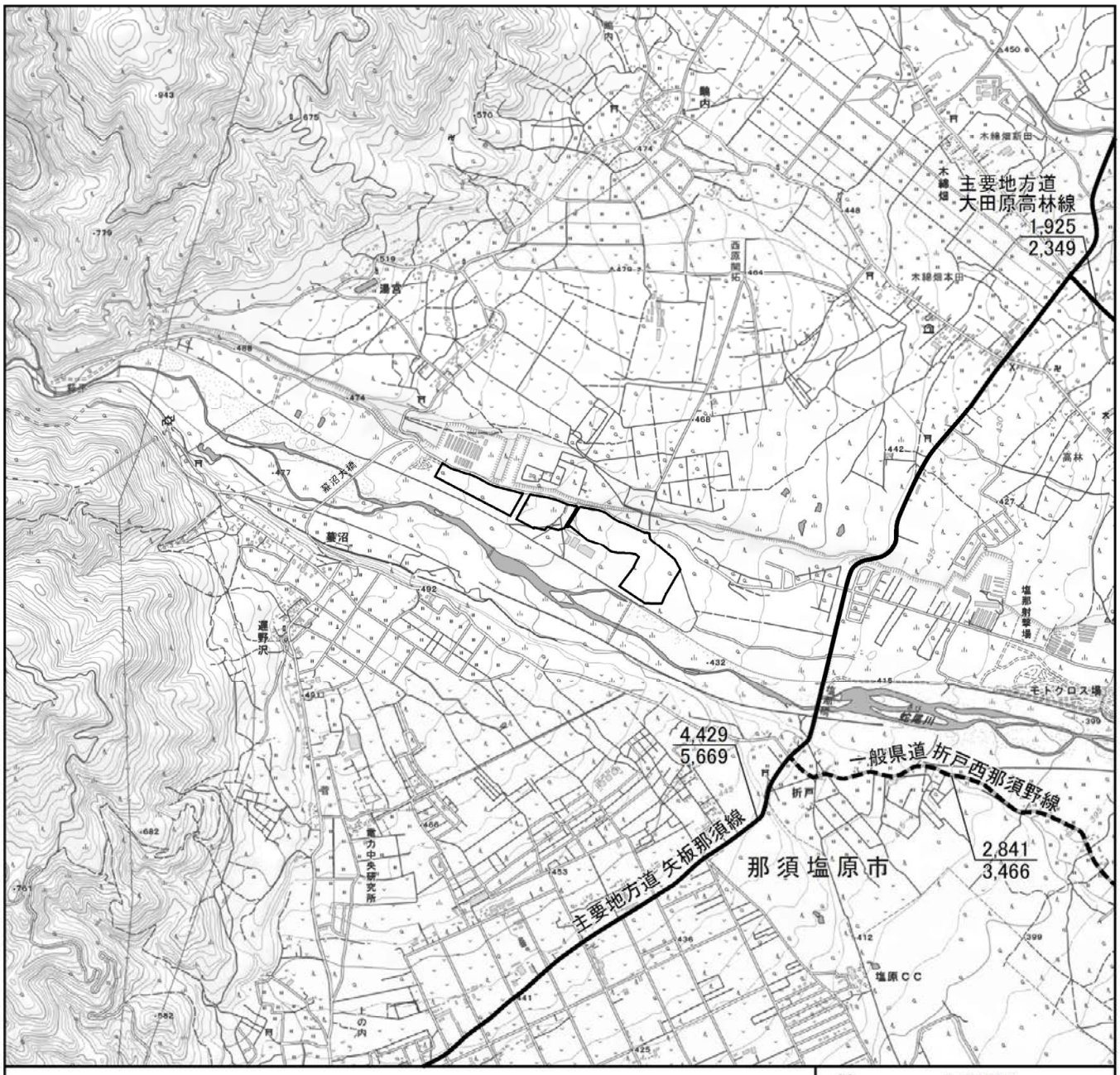

出典：「令和３年度全国道路・街路交通情勢調査（道路交通センサス）」（国土交通省 HP、閲覧：令和８年８月）より作成

図 3.2-7　交通量調査地点図

2)廃棄物処理施設等

(1)一般廃棄物

那須塩原市及び栃木県における一般廃棄物の処理状況は表 3.2-19 に示すとおりである。

令和 6 年度における一般廃棄物排出量は、那須塩原市で 38,104t、栃木県全体では 598,571t となっている。リサイクル率は那須塩原市で 8.88%、栃木県では 15.02%となっている。

対象事業実施区域及びその周囲における一般廃棄物処理業許可業者は表 3.2-20 及び図 3.2-8 に示した。

なお、那須塩原クリーンセンターが対象事業実施区域に隣接する。

表 3.2-19　一般廃棄物の処理状況（令和 6 年度）

地域	総排出量（t）	処理量（t）				最終処分量（t）	リサイクル率（%）
		直接焼却	直接最終処分	その他	直接資源化量		
那須塩原市	38,104	33,622	0	1,559	1,336	4,881	8.88
栃木県全体	598,571	491,968	0	56,711	21,127	53,892	15.02

出典：「一般廃棄物処理実態調査結果 栃木県集計結果」（令和 8 年 3 月 27 日、環境省）より作成

表 3.2-20　一般廃棄物処理業許可業者

種別	名称	住所	備考
一般廃棄物	那須塩原クリーンセンター	蟇沼 593 番地	中間処理
	エルエス工業 株式会社	高林 307-5	中間処理、最終処分
	有限会社 秀栄	関谷 1576	中間処理

出典：「とちぎの廃棄物 令和 6 年度版」（令和 7 年 4 月、栃木県環境森林部資源循環推進課）、
「那須塩原市一般廃棄物処理業許可業者一覧」（令和 7 年 11 月 1 日現在、那須塩原市 HP）より作成

(2)産業廃棄物

栃木県における産業廃棄物の種別処理状況は表 3.2-21 に示すとおりである。

令和 6 年度における栃木県の産業廃棄物排出量は、約 748 万ｔと推計され、ここから農業、鉱業を除いた産業廃棄物の排出量約 374 万ｔのうち、再生利用量は約 189 万ｔ、減量化量は約 178 万ｔ、最終処分量は約 7.6 万ｔと推計される。

対象事業実施区域及びその周囲における産業廃棄物処理業者は表 3.2-22 及び図 3.2-8 に示した。

表 3.2-21　産業廃棄物の種別処理状況（農業・鉱業を除く）（令和 6 年度）

（単位：千ｔ･%）

種別	令和 6 年度（栃木県）		再生利用量		減量化量		最終処分量		その他量		排出量
		割合		割合		割合		割合		割合	
汚泥	2,812	37.6	179	9.9	1,622	89.7	7	0.4	0	0	1,809
動物のふん尿	2,705	36.2	－	－	－	－	－	－	－	－	－
がれき類	829	11.1	815	98.3	0	0	14	1.6	0	0	829
鉱さい	233	3.1	227	97.5	6	2.4	0	0.1	0	0	233
木くず	151	2.0	136	94.3	6	4.3	2	1.5	0	0	144
廃プラスチック類	167	2.2	109	70.2	35	22.4	11	7.4	0	0	156
ガラス陶磁器くず	149	2.0	140	93.6	0	0	10	6.4	0	0	149
金属くず	44	0.6	41	95.6	0	0	2	4.4	0	0	43
その他	389	5.2	242	63.4	110	28.8	30	7.9	0	0	381
合計	7,478	100.0	1,889	50.4	1,779	47.5	76	2.0	0	0	3,744

注 1. ()内は前年度の値を示す。
注 2. 各項目で四捨五入しているため、合計と内容は必ずしも一致しない。
注 3. 空欄の項目は廃棄物が発生していないこと、「0」の項目は 500ｔ未満であることを示す。
出典：「とちぎの廃棄物 令和 6 年度版」（令和 7 年 4 月、栃木県環境森林部資源循環推進課）より作成

表 3.2-22　産業廃棄物処理業者

種別	名称	住所	備考
産業廃棄物	株式会社Ｒエンジニアリング	蟇沼字蛇尾川向 609 番 2	中間処理
	株式会社ＩＷＤ	蟇沼字下原 13 番 7、8	中間処理
	有限会社吾栄	湯宮字下ノ林 17 番 1 外 2 筆	最終処分
	栃木砂利工業有限会社	蟇沼字蛇尾川向 619 番 1 他	中間処理
	株式会社那須グリーン	蟇沼字原山 9 番 27	中間処理

出典：「とちぎの廃棄物 令和 6 年度版」（令和 7 年 4 月、栃木県環境森林部資源循環推進課）、
「栃木県 産業廃棄物処理業者名簿」（令和 8 年 6 月 29 日現在、栃木県 HP）より作成

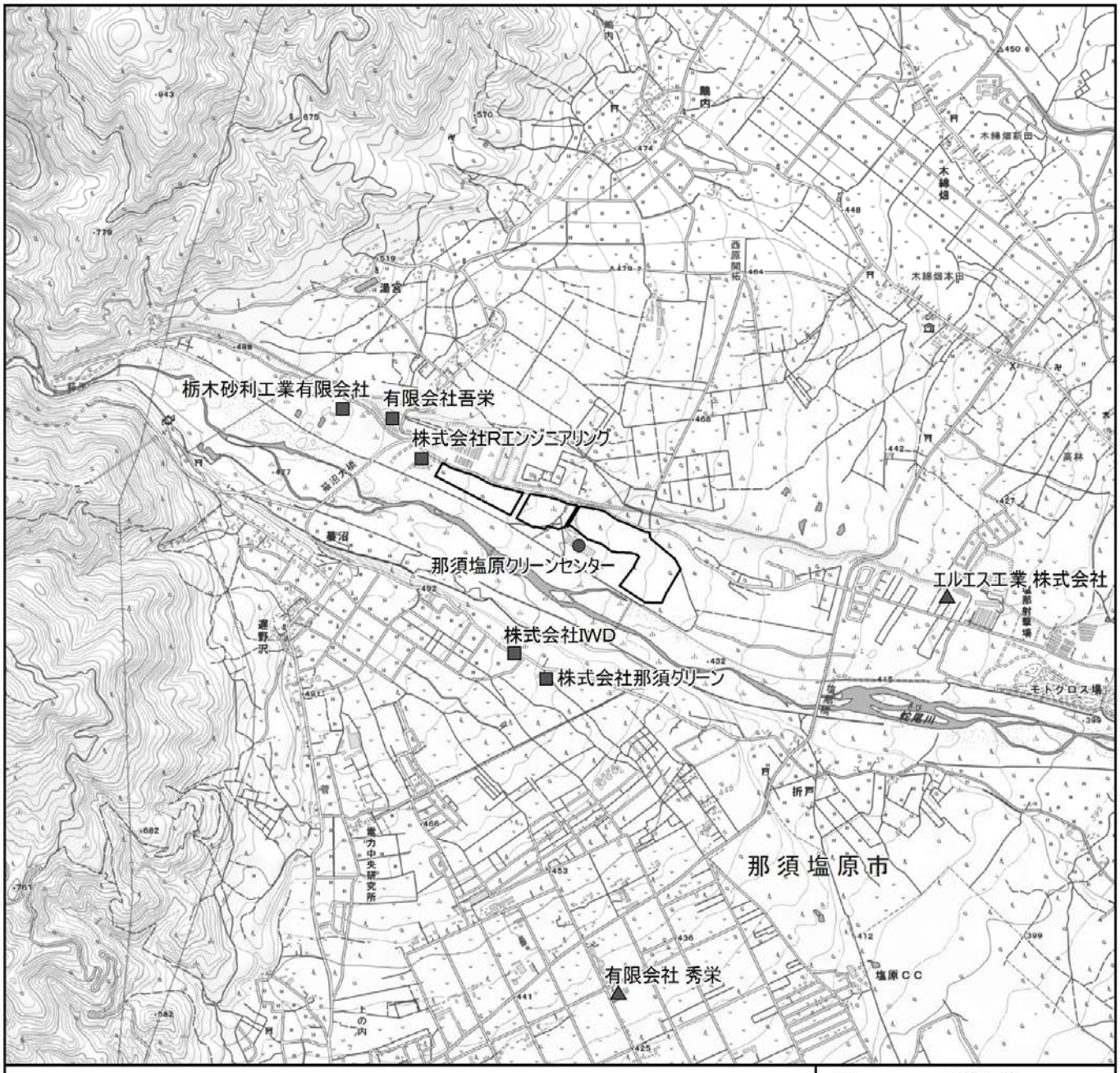

出典：「とちぎの廃棄物 令和5年度版」（令和7年4月、栃木県環境森林部資源循環推進課）、
「那須塩原市一般廃棄物処理業許可業者一覧」（令和7年11月1日現在、那須塩原市HP）、「栃木県 産業廃棄物処理業者名簿」（令和8年6月29日現在、栃木県HP）、

図 3.2-8 廃棄物処理施設位置図

3.2.5　環境の保全等についての配慮が特に必要な施設等

1)学校及び社会福祉施設の状況

対象事業実施区域及びその周囲における学校及び社会福祉施設の配慮が特に必要な施設は表 3.2-23 に、位置は図 3.2-9 に示すとおりである。

配慮が特に必要な施設は、対象事業実施区域の北東側約 1.2km に子育て施設の「創造の森」（小規模保育施設）、「創造の森」（認可外保育所）が立地している。また、北東約 2km に高林小学校及び社会福祉施設 6 施設が立地している。

表 3.2-23　配慮が特に必要な施設

分類		名称	住所	備考
学校		高林小学校	高林 483	公立小学校
社会福祉施設	介護保険事業所	居宅介護支援事業所つばきハウス	木綿畑 529-2	居宅介護支援
		特別養護老人ホームつばきハウス	木綿畑 529-2	短期入所生活介護
		老人デイサービスセンターつばきハウス	木綿畑 529-2	通所介護、特養
		ケアステーションたかばやし	高林 476-1	通所介護
	子育て施設	創造の森	高林 326	小規模保育施設
		創造の森	高林 326	認可外保育施設
	放課後児童クラブ	高林あさひクラブ	高林 455	公設民営
		高林おひさまクラブ	高林 455	公設民営

出典：「那須塩原市 子育てガイドブック 2025 年」（令和 7 年 11 月発行、那須塩原市）、
「那須塩原市介護保険事業所一覧」（令和 8 年 6 月 1 日現在、那須塩原市）より作成

2)住宅の配置の状況

対象事業実施区域及びその周囲における住宅の状況は図 3.2-10 に示すとおりである。

対象事業実施区域に最も近い住宅は、北側約 140ｍに別荘地（塩那平地区）が立地している。

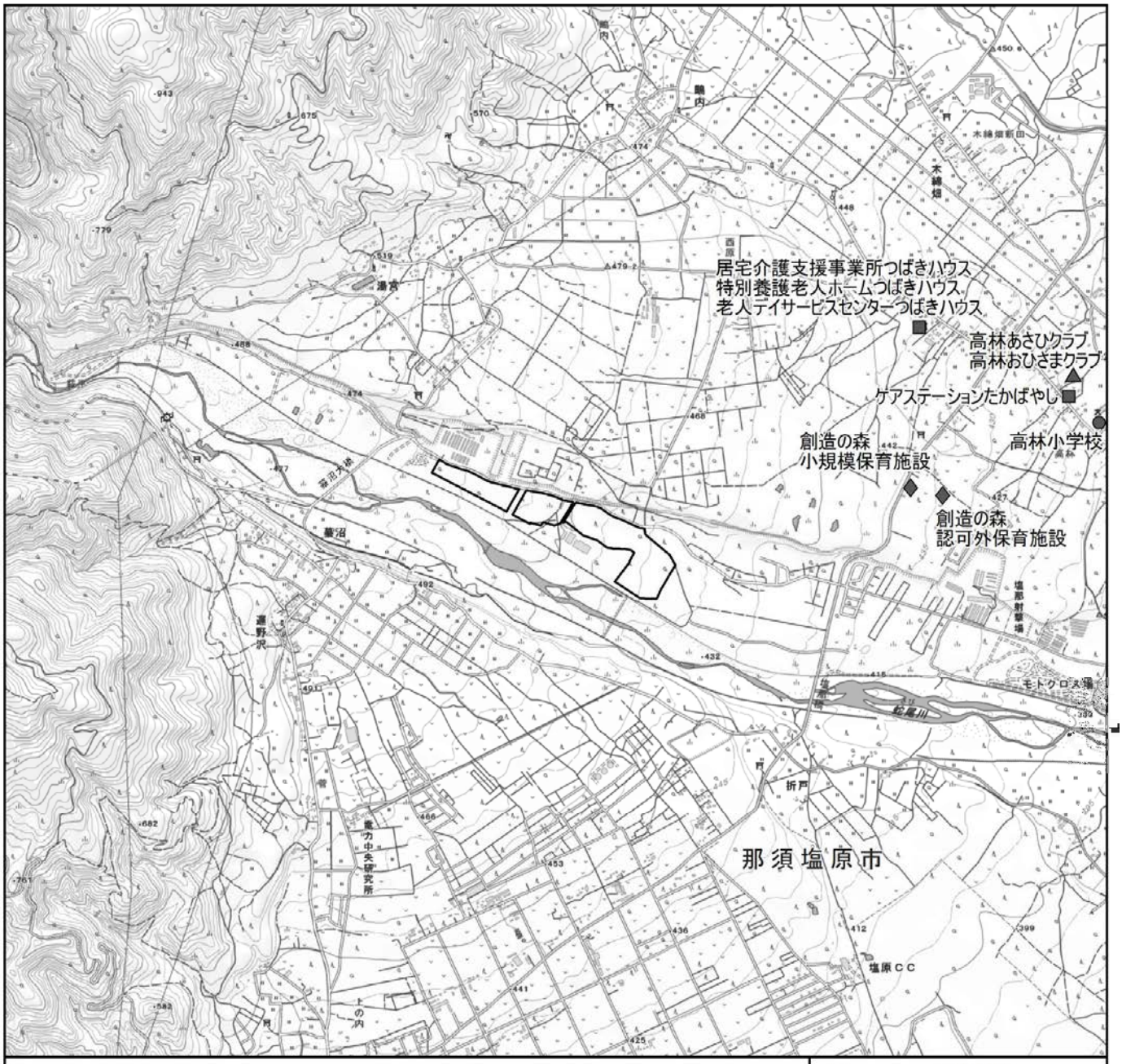

出典：「那須塩原市 子育てガイドブック 2025 年」（令和 7 年 11 月発行、那須塩原市）、
「那須塩原市介護保険事業所一覧」（令和 8 年 6 月 1 日現在、那須塩原市）より作成

図 3.2-9　配慮が特に必要な施設位置図

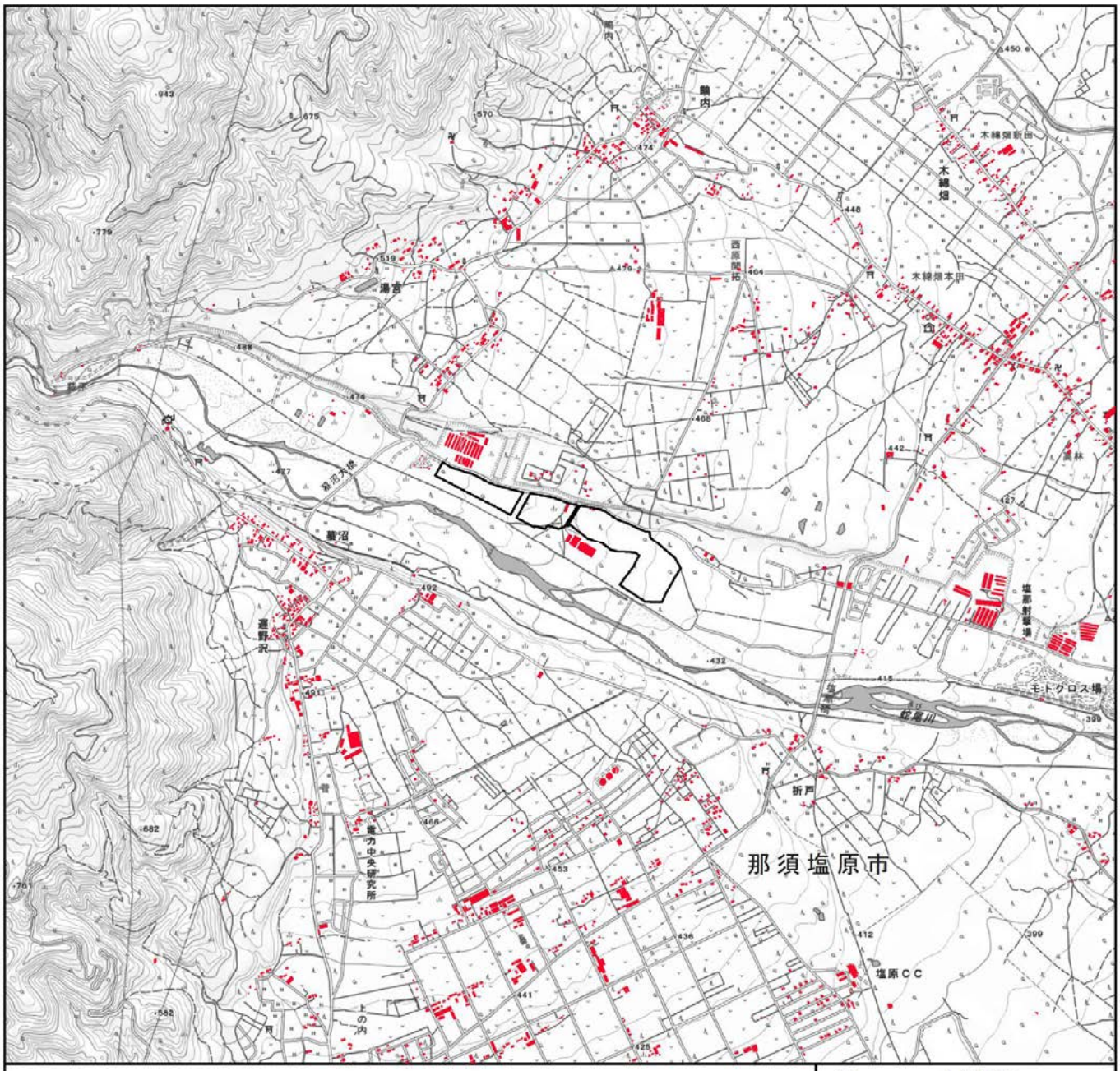

出典：「基盤地図情報ダウンロードサービス（建築物の外周線）」（国土交通省 HP）、
「フロム自然郷 塩那平地区」（塩原自然郷自治会 HP）、（閲覧：令和 8 年 8 月）より作成

図 3.2-10　住宅の配置状況

3.2.6　環境の保全等を目的とする法令等

1)法令等に基づく指定・規制

(1)自然環境保全に係る指定地域等の状況

①自然公園

対象事業実施区域及びその周囲には、「自然公園法」（昭和 32 年 6 月 1 日　法律第 161 号）により指定された日光国立公園が存在する。日光国立公園の概要は、表 3.2-24 及び図 3.2-11 に示すとおりである。

対象事業実施区域西側の那須連山が「日光国立公園」の「塩原地域」の指定範囲となっている。また、北側の一部が「第 3 種特別地域」に指定されている。なお、対象事業実施区域は日光国立公園に含まれていない。

表 3.2-24　国立公園の概要

単位：ha

名称	地種区分	特別地域				普通地域	公園面積
		特別保護地区	第1種	第2種	第3種		
日光国立公園	那須甲子･塩原地域	28	1,454	13,258	7,941	16,521	39,202
	日光地域	1,159	7,246	20,836	4,313	42,152	75,706
	合計	1,187	8,700	34,094	12,254	58,673	114,908

出典：「日光国立公園 概要・計画書」（環境省 HP、閲覧：令和 8 年 8 月）より作成

②自然環境保全地域等

対象事業実施区域及びその周囲には、「自然環境保全法」（昭和 47 年 6 月 22 日　法律第 85 号）により指定された自然環境保全地域は存在しない。また、「自然環境の保全及び緑化に関する条例」（昭和 49 年 3 月 30 日 栃木県条例第 5 号）により指定された県指定自然環境保全地域は存在しない。

③重要里地里山

対象事業実施区域及びその周囲には、環境省により「生物多様性保全上重要な里地里山」の「那須野ヶ原」が指定されている。「那須野ヶ原」の指定状況は図 3.2-11 に示すとおりである。

④鳥獣保護区

対象事業実施区域及びその周囲には、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成 14 年 7 月 12 日　法律第 88 号）により指定された鳥獣保護区は表　3.2-25 及び図　3.2-11 に示すとおりである。対象事業実施区域の南西側に塩原ダム鳥獣保護区、南東側が千本松鳥獣保護区の指定範囲となっている。なお、対象事業実施区域は鳥獣保護区に含まれていない。

表 3.2-25　鳥獣保護区の概要

名称	存続期限	所在地	面積
塩原ダム	令和10年10月31日	那須塩原市	430ha
千本松	令和16年10月31日	那須塩原市	836ha

出典：「栃木県鳥獣保護区等位置図(令和 7(2025)年度)」（令和 7 年 11 月 1 日現在、栃木県）
「鳥獣保護区の指定」（平成 27 年 10 月 22 日、栃木県告示第 492 号）より作成

⑤風致地区

「都市計画法」（昭和 43 年 6 月 15 日 法律第 100 号）に基づく風致地区に該当する地域は那須塩原市には存在しない。

⑥特別緑地保全地区

「都市緑地法」（昭和 48 年 9 月 1 日 法律第 72 号）に基づく特別緑地保全地区に該当する地域は那須塩原市には存在しない。

⑦保安林

「森林法」（昭和 26 年 6 月 26 日 法律第 249 号）に基づく保安林は図 3.2-12 に示すとおりである。なお、対象事業実施区域は保安林に含まれていない。

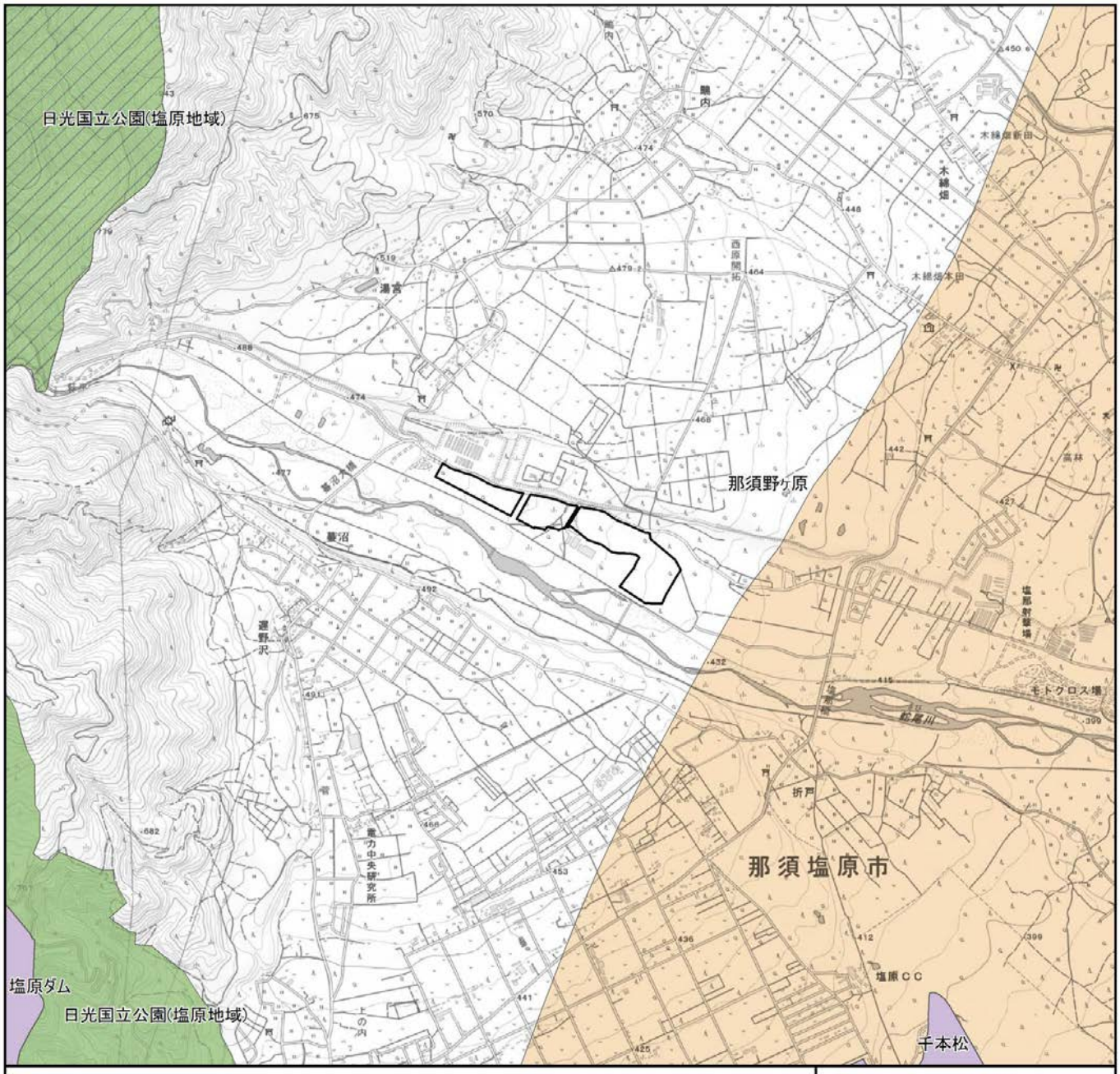

出典:「国土数値情報 自然公園地域データ」(国土交通省 HP)、
「栃木県鳥獣保護区等位置図(令和 7(2025)年度)」(令和 7 年 11 月 1 日現在、栃木県)、
「日本の典型地形ウェブサイト」(国土地理院 HP)、(閲覧:令和 8 年 8 月) より作成

図 3.2-11 自然環境保全に係る指定地域等の状況

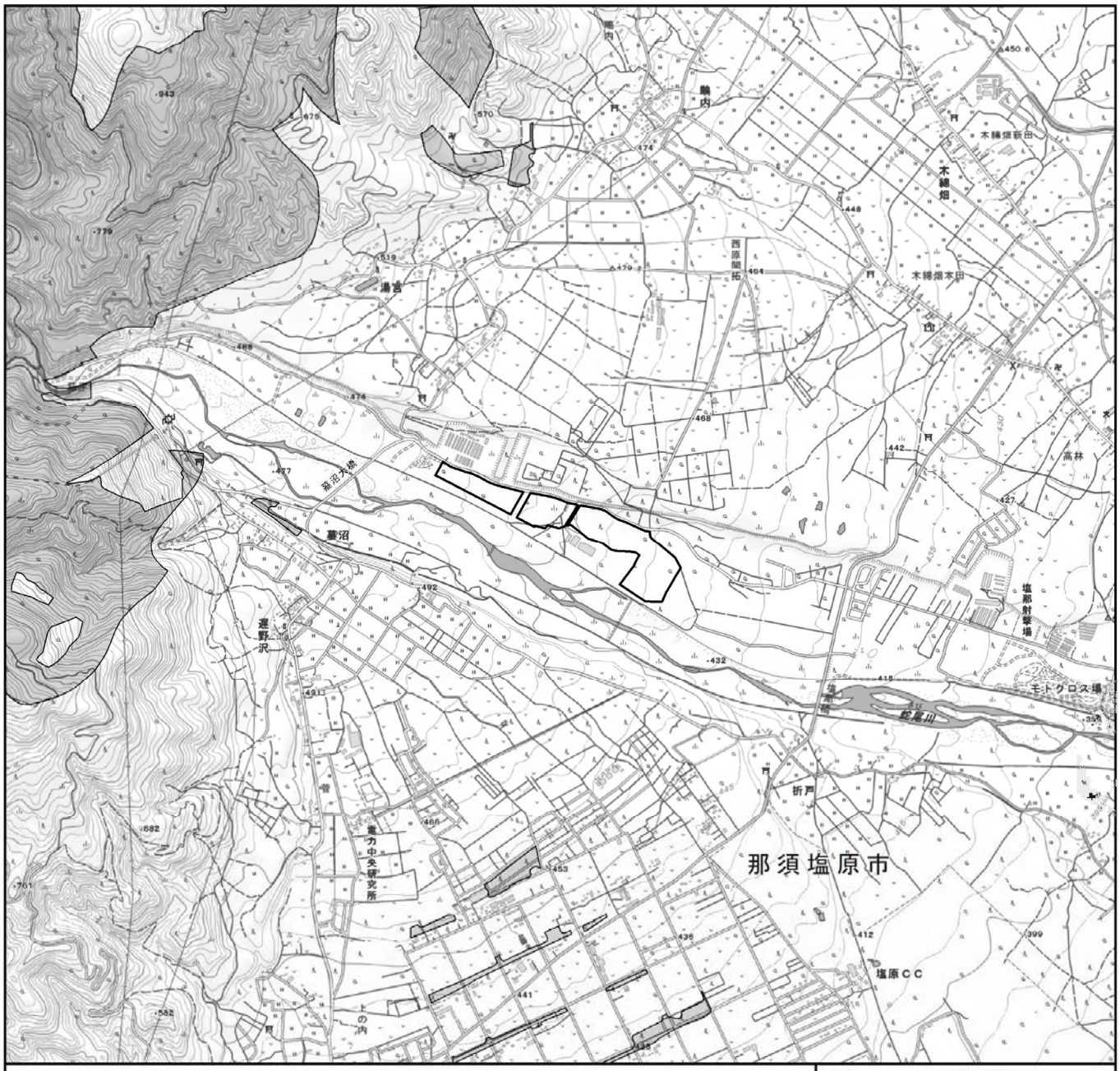

出典:「国土数値情報 森林地域データ」(国土交通省 HP、閲覧：令和 8 年 8 月)より作成

図 3.2-12　保安林の指定状況

2) 公害防止に係る指定地域、環境基準の類型指定の状況

(1) 大気汚染関係

①環境基準

大気汚染に係る環境基準は、「環境基本法」（平成 5 年 11 月 19 日 法律第 91 号）に基づき、全国一律に定められている。大気汚染に係る環境基準を表 3.2-26 に、また、有害大気汚染物質については表 3.2-27 に示すとおりである。

表 3.2-26　大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化いおう（SO_2）	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。
一酸化炭素（CO）	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。
浮遊粒子状物質（SPM）	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m^3 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m^3 以下であること。
二酸化窒素（NO_2）	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント（Ox）	オゾンとして、8 時間値が 0.07ppm 以下であり、かつ、日最高 8 時間値の 1 年平均値が 0.04ppm 以下であること。
微小粒子状物質	1 年平均値が 15μg/m^3 以下であり、かつ、1 日平均値が 35μg/m^3 以下であること。

備考

1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
2. 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が 10μm 以下のものをいう。
3. 二酸化窒素について、1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内にある地域にあっては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。
4. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。
5. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が 2.5μm の粒子を 50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

出典：「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年 5 月 8 日 環境庁告示第 25 号）、
「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 53 年 7 月 11 日 環境庁告示第 38 号）、
「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」（平成 21 年 9 月 9 日 環境省告示第 33 号）、
「光化学オキシダントに係る環境基準の改定について（通知）」（環水大管発第 2601301 号）より作成

表 3.2-27　大気汚染に係る環境基準（有害大気汚染物質）

物質	環境上の条件
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m^{3}以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m^{3}以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m^{3}以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m^{3}以下であること。

備考

1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
2. ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

出典：「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」（平成 9 年 2 月 4 日 環境庁告示第 4 号）より作成

②大気汚染防止法

大気汚染に係る規制基準については、「大気汚染防止法」（昭和 43 年 6 月 10 日　法律 97 号）及び「栃木県生活環境の保全等に関する条例」（平成 16 年 10 月 14 日　栃木県条例第 40 号）により、固定発生源（工場や事業場）から排出又は飛散する大気汚染物質について排出基準等が定められている。

硫黄酸化物は、ばい煙発生施設において排出口から大気中に排出される量について、以下の式により算出した硫黄酸化物の量が規制されている。

この式における K 値は、「大気汚染防止法第 3 条第 2 項第 1 号」で定める地域ごとの K 値により規制され、那須塩原市では 17.5 となっている。

$q=K\times10^{-3}He^{2}$

q：いおう酸化物の許容量（Nm^{3}/h）

K：大気汚染防止法第3条第2項第1号で定める地域ごとの値

He：規定する方法により補正された排出口の高さ(m)

また、「大気汚染防止法」の対象となる一般粉じん及びばい煙については、発生施設の種類、規模ごとに排出基準値が定められているが、本事業ではそれらが適用されるばい煙発生施設は設置しない。

(2)騒音関係

①環境基準

騒音に係る環境基準は、「環境基本法」（平成5年11月19日 法律第91号）に基づき、地域の類型の区分ごとに定められている。騒音に係る環境基準は表 3.2-28に示すとおりである。

那須塩原市では表 3.2-29に示すとおり騒音に係る環境基準の地域の類型が指定されている。

また、道路に面する地域の騒音の環境基準を表 3.2-30に、幹線交通を担う道路に近接する空間における特例基準値は表 3.2-31に示すとおりである。

なお、対象事業実施区域及びその周囲には用途地域の指定がないためC類型に該当する。

表 3.2-28 騒音に係る環境基準（一般地域）

地域の類型	環境基準	
	昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～6時)
AA	50dB以下	40dB以下
A及びB	55dB以下	45dB以下
C	60dB以下	50dB以下

備考

AA：療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域
A ：専ら住居の用に供される地域
B ：主として住居の用に供される地域
C ：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成10年9月30日 環境庁告示第64号）より作成

表 3.2-29 那須塩原市における騒音に関する環境基準についての地域の指定

地域の類型	該当地域
A	都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域及び第1種中高層住居専用地域
B	都市計画法第8条第1項第1号に規定する第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域
C	地域類型A及びBを当てはめた地域以外の地域（都市計画法第8条第1項第1号に規定する工業専用地域を除く。）

出典：「騒音に関する環境基準についての地域の指定について」（令和2年4月1日 那須塩原市告示第102号）より作成

表 3.2-30 騒音に係る環境基準（道路に面する地域）

地域の区分	環境基準	
	昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～6時)
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB以下	55dB以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65dB以下	60dB以下

備考

車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として表 3.2-31に掲げる基準値を適用する。

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成10年9月30日 環境庁告示第64号）より作成

表 3.2-31　幹線交通を担う道路に近接する空間における特例基準値

環境基準	
昼間（6 時～22 時）	夜間（22 時～6 時）
70dB 以下	65dB 以下

備考

個別の住居等において騒音の影響の受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45dB 以下、夜間にあっては、40dB 以下）によることができる。

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年 9 月 30 日 環境庁告示第 64 号）より作成

②規制基準

特定工場等に係る騒音の規制基準は、「騒音規制法」（昭和 43 年 6 月 10 日　法律第 98 号）に基づき区域の区分ごとの規制基準を定められている。特定工場等において発生する騒音に関する基準を表 3.2-32 に、栃木県条例における特定工場等において発生する騒音に関する基準は表 3.2-33 に、特定建設作業の騒音に係る規制基準は表 3.2-34 に示すとおりである。

また、騒音規制法で定める特定施設は表 3.2-35 に、騒音に係る特定建設作業は表 3.2-36 に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲は、用途地域の定めのない地域であるため、騒音規制法の規制基準は適用されないが、栃木県条例では、工業専用地域以外の地域に該当する。

なお、本事業は騒音規制法で定める特定施設には該当しない。

表 3.2-32　特定工場等において発生する騒音に関する基準

区域の区分	昼間 (8時～18時)	朝夕 (6時～8時) (18時～22時)	夜間 (22時～6時)
第1種区域	50dB	45dB	45dB
第2種区域	55dB	50dB	45dB
第3種区域	65dB	60dB	50dB
第4種区域	70dB	65dB	60dB

備考

第 1 種区域：「都市計画法」第 8 条第 1 項第 1 号に規定する第 1 種低層住居専用地域及び第 2 種低層住居専用地域

第 2 種区域：同号に規定する第 1 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域

第 3 種区域：同号に規定する近隣商業地域、商業地域及び準工業地域

第 4 種区域：同号に規定する工業地域

ただし、第2種区域（第2種区域の夜間に係るものは除く。）、第3種区域及び第4種区域の区域内に所在する学校、保育所、病院及び診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム並びに幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準は、当該各欄に定める当該値から5デシベルを減じた値とする。

出典：「騒音規制法」（昭和 43 年 6 月 10 日 法律第 98 号）、
「特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域等について」（令和 2 年 4 月 1 日 那須塩原市告示第 103 号）より作成

表 3.2-33　特定工場等において発生する騒音に関する基準（栃木県条例）

区域の区分	昼間 (8時～18時)	朝夕 (6時～8時) (18時～22時)	夜間 (22時～6時)
工業専用地域	75dB	70dB	60dB
工業専用地域以外の地域	65dB	60dB	50dB
学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50ｍの区域内の地域	60dB	55dB	45dB

出典：「栃木県生活環境の保全等に関する条例」（平成 16 年 10 月 14 日 栃木県条例第 40 号）より作成

表 3.2-34　特定建設作業に係る騒音の規制基準

区域の区分	基準値	作業時間	1日における連続作業時間	同一場所における連続作業期間	日曜・休日における作業
第1号区域	85dB	7時～19時	10時間以内	6日以内	禁止
第2号区域		6時～22時	14時間以内	6日以内	

備考

第 1 号区域：表　3.2-32 の第 1 種区域、第 2 種区域、第 3 種区域及び、第 4 種区域のうち、学校、保育所、病院及び診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム並びに幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね 80 メートルの区域内

第 2 号区域：「都市計画法」第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域のうち、1 号区域以外の区域。

出典：「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」（昭和 43 年 11 月 27 日　厚生省・建設省告示第 1 号）、
「特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域等について」（令和 2 年 4 月 1 日 那須塩原市告示第 103 号）より作成

表 3.2-35　騒音規制法で定める特定施設

特定施設名			規制対象
金属加工機械	圧延機械		合計 22.5kW 以上
	製管機械		すべて
	ベンディングマシン（ロール式）		3.75kW 以上
	液圧プレス		矯正プレスを除く
	機械プレス		呼び加圧能力 294kN 以上
	せん断機		3.75kW 以上
	鍛造機		すべて
	ワイヤーフォーミングマシン		すべて
	ブラスト（タンブラスト以外）		密閉式以外
	タンブラー		すべて
	切断機		砥石を用いるもの
空気圧縮機及び送風機			7.5kW 以上
土石用又は鉱物用の破砕機，摩砕機，ふるい，分級機			7.5kW 以上
繊維機械			原動機を用いるもの
建設用資材製造機械	コンクリートプラント（気泡プラントを除く）		混練容量 0.45 ㎥以上
	アスファルトプラント		混練容量 200kg 以上
穀物用製粉機（ロール式）			7.5kW 以上
木材加工機械	ドラムバーカー		すべて
	チッパー		2.25kW 以上
	砕木機		すべて
	帯のこ盤丸のこ盤	製材用	15kW 以上
		木工用	2.25kW 以上
	かんな盤		2.25kW 以上
抄紙機			すべて
印刷機械			原動機を用いるもの
合成樹脂用射出成形機			すべて
鍛造機械	鋳型造型機		ジョルト式

出典：「騒音規制法施行令」（昭和 43 年 11 月 27 日 政令第 346 号）、
「栃木県生活環境の保全等に関する条例」（平成 16 年 10 月 14 日 栃木県条例第 40 号）より作成

表 3.2-36　騒音に係る特定建設作業

特定施設名		規制対象
くい打機、くい抜機、くい打くい抜機を使用する作業		すべて
びょう打機を使用する作業		すべて
さく岩機を使用する作業		1 日 2 点間 50m 以内
空気圧縮機		15kW 以上
建設用資材製造機械	コンクリートプラント	混練容量 0.45 ㎥以上
	アスファルトプラント	混練容量 200kg 以上
バックホウ		80kW 以上
トラクターショベル		70kW 以上
ブルドーザー		40kW 以上

出典：「騒音規制法施行令」（昭和 43 年 11 月 27 日 政令第 346 号）、
「栃木県生活環境の保全等に関する条例」（平成 16 年 10 月 14 日 栃木県条例第 40 号）より作成

③要請限度

自動車騒音に係る要請限度は、「騒音規制法」（昭和 43 年 6 月 10 日 法律第 98 号）に基づき、指定区域ごとに定められている。自動車騒音の要請限度は表 3.2-37 に示すとおりである。対象事業実施区域及びその周囲は、用途地域の定めのない地域であるため、適用されない。

表 3.2-37　自動車騒音の要請限度

区域の区分	昼間 (6 時～22 時)	夜間 (22 時～6 時)
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65dB 以下	55dB 以下
a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70dB 以下	65dB 以下
b 区域のうち 2 車線以上車線を有する道路に面する区域 及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75dB 以下	70dB 以下

備考

a 区域：騒音規制法に基づく規制地域として指定された地域（以下「指定地域」という）のうち、第 1 種区域及び第 2 種区域（第 2 種区域にあっては、都市計画法に基づく用途地域が第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域及び第 2 種中高層住居専用地域に限る）

b 区域：指定地域のうち、第 2 種区域（a 区域を除く）

c 区域：指定地域のうち、第 3 種区域及び第 4 種区域（両区域とも工業専用地域を除く）

出典：「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」（平成 12 年 3 月 2 日 総理府令第 15 号）、
「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域における自動車騒音の限度を定める総理府令別表備考の区域について」（令和 2 年 4 月 1 日 那須塩原市告示第 106 号）より作成

(3) 振動関係

①規制基準

要請限度は、「振動規制法」（昭和 51 年 6 月 10 日 法律第 64 号）による特定工場等における振動の規制基準は表 3.2-38 に、栃木県条例における特定工場等において発生する振動の規制基準は表 3.2-39 に、特定建設作業に係る振動の規制基準を表 3.2-40 に、栃木県条例における特定建設作業に係る振動の規制基準は表 3.2-41 に示すとおりである。

また、振動規制法で定める特定工場等を表 3.2-42 に、振動に係る特定建設作業は表 3.2-43 に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲は、用途地域の定めのない地域であるため、振動規制法の規制基準は適用されないが、栃木県条例では、工業専用地域以外の地域に該当する。

なお、本事業は振動規制法で定める特定施設には該当しない。

表 3.2-38 特定工場等における振動の規制基準

区域の区分	昼間 (8時～20時)	夜間 (20時～8時)
第1種区域	60dB	55dB
第2種区域（A）	65dB	60dB
第2種区域（B）	70dB	65dB

備考

第 1 種区域：「都市計画法」第 8 条第 1 項第 1 号に規定する第 1 種低層住居専用地域及び第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域

第 2 種区域（A）：同号に規定する近隣商業地域、商業地域及び準工業地域

第 2 種区域（B）：同号に規定する工業地域

ただし、第2種区域（第2種区域の夜間に係るものは除く。）、第3種区域及び第4種区域の区域内に所在する学校、保育所、病院及び診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム並びに幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準は、当該各欄に定める当該値から5デシベルを減じた値とする。

出典：「振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域の指定等について」（令和 2 年 4 月 1 日 那須塩原市告示第 104 号）より作成

表 3.2-39 特定工場等において発生する振動に関する基準（栃木県条例）

区域の区分	昼間 (8時～18時)	朝夕 (6時～8時) (18時～22時)	夜間 (22時～6時)
工業専用地域	75dB	70dB	60dB
工業専用地域以外の地域	65dB	60dB	50dB
学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50ｍの区域内の地域	60dB	55dB	45dB

出典：「栃木県生活環境の保全等に関する条例」（平成 16 年 10 月 14 日 栃木県条例第 40 号）より作成

表 3.2-40　特定建設作業に係る振動の規制基準

区域の区分	基準値	作業時間	1日における連続作業時間	同一場所における連続作業期間	日曜・休日における作業
第1号区域	75dB	7時～19時	10時間以内	6日以内	禁止
第2号区域		6時～22時	14時間以内	6日以内	

備考

第 1 号区域：表 3.2-38 の第 1 種区域、第 2 種区域(A)、第 2 種区域(B)のうち、学校、保育所、病院及び診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム並びに幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね 80 メートルの区域内

第 2 号区域：「都市計画法」第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域のうち、1 号区域以外の区域。

出典：「振動規制法施行規則」（昭和 51 年11 月 10 日 総理府令第 58 号）より作成

表 3.2-41　特定建設作業に係る振動の規制基準（栃木県条例）

区域の区分	基準値	作業時間	1日における連続作業時間	同一場所における連続作業期間	日曜・休日における作業
工業専用地域	75dB	6時～22時	14時間以内	6日以内	禁止
工業地域以外の地域		7時～19時	10時間以内	6日以内	

出典：「栃木県生活環境の保全等に関する条例」（平成 16 年 10 月 14 日 栃木県条例第 40 号）より作成

表 3.2-42　振動規制法で定める特定工場等

特定工場等		規制対象
金属加工機械	液圧プレス	矯正プレスを除く
	機械プレス	すべて
	せん断機	1kW 以上
	鍛造機	すべて
	ワイヤーフォーミングマシン	37.5kW 以上
圧縮機		7.5kW 以上
土石用又は鉱物用の破砕機，摩砕機，ふるい，分級機		7.5kW 以上
繊維機械		原動機を用いるもの
建設用資材製造機械	コンクリートブロックマシン	2.95kW 以上
	コンクリート管製造機及びコンクリート柱製造機械	10ｋW 以上
木材加工機械	ドラムバーカー	すべて
	チッパー	2.2kW 以上
印刷機械		2.2kW 以上
ゴム練要又は合成樹脂練用のロール機		30kW 以上
鋳型造型機		ジョルト式

出典：「振動規制法」（昭和 51 年 6 月 10 日 法律第 64 号）、
「栃木県生活環境の保全等に関する条例」（平成 16 年 10 月 14 日 栃木県条例第 40 号）より作成

表 3.2-43　振動に係る特定建設作業

特定建設作業	規制対象
くい打機、くい抜機、くい打くい抜機を使用する作業	すべて
鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	すべて
舗装版破砕機を使用する作業	1 日 2 点間 50m 以内
ブレーカー	1 日 2 点間 50m 以内

出典：「振動規制法施行規則」（昭和 51 年11 月 10 日 総理府令第 58 号）、
「栃木県生活環境の保全等に関する条例」（平成 16 年 10 月 14 日 栃木県条例第 40 号）より作成

③要請限度

道路交通振動に係る要請限度は、「振動規制法」（昭和 51 年 6 月 10 日 法律第 64 号）に基づき指定区域内における道路交通振動の限度を定めている。道路交通振動に係る要請限度は表 3.2-44 に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲は、用途地域の定めのない地域であるため、適用されない。

表 3.2-44　道路交通振動に係る要請限度

区域の区分	昼間 (7時～20時)	夜間 (20時～7時)
第1種区域	65dB	60dB
第2種区域	70dB	65dB

備考

第 1 号区域：表 3.2-38 の第 1 種区域

第 2 号区域：表 3.2-38 の第 2 種区域(A)、第 2 種区域(B)

出典：「振動規制法施行規則」（昭和51年11月10日 総理府令第58号）、
「振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域の指定等」
（平成24年3月30日 栃木県告示第388号）より作成

(4) 悪臭

①悪臭防止法

「悪臭防止法」（昭和 46 年 6 月 1 日 法律第 91 号）では、事業活動に伴って発生する悪臭物質を規制するため、規制地域内の全ての工場・事業場を対象に規制基準を定めている。規制地域は、特定悪臭物質による規制と臭気指数による規制のどちらかの基準しか設けることができない。那須塩原市では、臭気指数の嗅覚測定法により規制されている。規制基準は表 3.2-45 に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲は、用途地域の定めのない地域であるため、適用されない。

表 3.2-45　悪臭防止法に係る規制基準

区域の区分	規制基準（大気の臭気指数）
指数 15 区域	15
指数 18 区域	18

備考

第 1 号区域：「都市計画法」第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域のうち、第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、及び工業専用地域等

第 2 号区域：用途地域のうち工業地域及び工業専用地域

出典：「悪臭防止法の規定に基づく規制地域及び規制基準について」（令和 2 年 4 月 1 日　那須塩原市告示第 105 号）より作成

(5) 水質汚濁

①環境基準等

水質汚濁に係る環境基準は、「環境基本法」（平成 5 年 11 月 19 日 法律第 91 号）に基づき、全国一律に定められている。公共用水域では、人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）及び生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）が設定されている。また、人の健康の保護に関連する物質としてクロロホルム等の有機化学物質、農薬等 26 項目が「要監視項目」とされ指針値が設定されている。水質汚濁に係る健康項目の基準値を表 3.2-46、生活環境項目の基準値は表 3.2-47～表 3.2-48 に、要監視項目の指針値は表 3.2-49 に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲には、那珂川水系蛇尾川が類型指定されている。水域及び類型は表 3.2-50 及び図 3.2-13 に示すとおりである。

表 3.2-46　人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	シマジン	0.003mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
PCB	検出されないこと。	ベンゼン	0.01mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	ふっ素	0.8mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下		

備考

1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2. 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について別表 1 人の健康の保護に関する環境基準」（昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示第 59 号）より作成

表 3.2-47(1)　生活環境保全に係る環境基準（河川(湖沼を除く)）

項目／類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度(pH)	生物化学的酸素要求量(BOD)	浮遊物質量(SS)	溶存酸素量(DO)	大腸菌数
AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	20CFU/100ml以下
A	水道2級、水産1級及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	300CFU/100ml以下
B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	1,000CFU/100ml以下
C	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	―
D	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	―
E	工業用水3級、環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L以上	―

備考

1. 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の 0.9×n 番目（n は日間平均値のデータ数）のデータ値（0.9×n が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。））とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)。
2. 農業用利水点は、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする。
3. 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であつて、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう(湖沼、海域もこれに準ずる。)。
3. 水道 1 級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数100CFU/100mL以下とする。
4. 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない。
5. いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点（自然環境保全及び水道 1 級を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数300CFU/100ml以下とする。
6. 水産１級、水産２級及び水産３級のみを利用目的とする場合については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
7. 大腸菌数に用いる単位はCFU(コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100mLとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

注)「利用目的の適応性」は以下のとおり。

自然環境保全：自然探勝等の環境保全
水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの
環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

出典：「水質汚濁に係る環境基準について別表2生活環境の保全に関する環境基準」（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）より作成

表 3.2-47(2)　生活環境保全に係る環境基準（河川）

項目／類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値※		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

備考

1. 基準値は、年間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について別表 2 生活環境の保全に関する環境基準」（昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示第 59）より作成

表 3.2-48(1)　生活環境保全に係る環境基準（湖沼）

項目／類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度（pH）	化学的酸素要求量（COD）	浮遊物質量（SS）	溶存酸素量（DO）	大腸菌数
AA	水道１級、水産１級、自然環境保全及びＡ以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/100ml 以下
A	水道 2,3 級、水産２級及びＢ以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/100ml 以下
B	水道３級、工業用水１級及びＣ以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	15mg/L 以下	5mg/L 以上	―
C	工業用水２級、環境保全	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L 以上	―

備考

1. 水産１級、水産２級及び水産３級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。
2. 水道１級を利用目的としている測定点（自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数 100CFU/100ml 以下とする
3. 水道３級を利用目的としている測定点（水浴又は水道２級を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数 1,000CFU/100ml 以下とする。
4. いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点（自然環境保全及び水道１級を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数 300CFU/100ml 以下とする。
5. 大腸菌数に用いる単位は CFU(コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100mL とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

注)「利用目的の適応性」は以下のとおり。

1. 自然環境保全：自然探勝等の環境の保全
2. 水道１級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
   水道 2､3 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3. 水産１級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産２級及び水産３級の水産生物用
   水産２級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産３級の水産生物用
   水産３級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
4. 工業用水１級：沈澱等による通常の浄水操作を行なうもの
   工業用水２級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊の浄水操作を行なうもの
5. 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

出典：「水質汚濁に係る環境基準について別表２生活環境の保全に関する環境基準」（昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示第 59）より作成

表 3.2-48(2)　生活環境保全に係る環境基準（湖沼）

項目／類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全りん
Ⅰ	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L 以下	0.005mg/L 以下
Ⅱ	水道 1､2､3 級（特殊なものを除く）水産 1 種及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L 以下	0.01mg/L 以下
Ⅲ	水道 3 級（特殊なもの）及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L 以下	0.03mg/L 以下
Ⅳ	水産 2 種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
Ⅴ	水産 3 種、工業用水、農業用水、環境保全	1mg/L 以下	0.1mg/L 以下

備考

1. 基準値は年間平均値とする。
2. 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。
3. 農業用水については、全燐の項目の基準値は適用しない。

注)「利用目的の適応性」は以下のとおり。

1. 自然環境保全：自然探勝等の環境の保全
2. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
   水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作行うもの
   水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの(「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。
3. 水産 1 種：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 3 種の水産生物用
   水産 2 種：ワカサギ等の水産生物用及び水産 3 種の水産生物用
   水産 3 種：コイ、フナ等の水産生物用
4. 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

出典：「水質汚濁に係る環境基準について別表 2 生活環境の保全に関する環境基準」（昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59）より作成

表 3.2-48(3)　生活環境保全に係る環境基準（湖沼）

項目／類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

出典：「水質汚濁に係る環境基準について別表 2 生活環境の保全に関する環境基準」（昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59）より作成

表 3.2-48(4)　生活環境保全に係る環境基準（湖沼）

項目／類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値 底層溶存酸素量
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L 以上
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L 以上
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上

備考

1. 基準値は、日間平均値とする。
2. 底面付近で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について別表 2 生活環境の保全に関する環境基準」（昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示第 59）より作成

表 3.2-49　公共用水域における要監視項目及び指針値

項目	指針値	項目	指針値
クロロホルム	0.06mg/L 以下	イプロベンホス（IBP）	0.008mg/L 以下
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	クロルニトロフェン（CNP）	-
1,2-ジクロロプロパン	0.06mg/L 以下	トルエン	0.6mg/L 以下
p-ジクロロベンゼン	0.2mg/L 以下	キシレン	0.4mg/L 以下
イソキサチオン	0.008mg/L 以下	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06mg/L 以下
ダイアジノン	0.005mg/L 以下	ニッケル	-
フェニトロチオン（MEP）	0.003mg/L 以下	モリブデン	0.07mg/L 以下
イソプロチオラン	0.04mg/L 以下	アンチモン	0.02mg/L 以下
オキシン銅（有機銅）	0.04mg/L 以下	塩化ビニルモノマー	0.002mg/L 以下
クロロタロニル（TPN）	0.05mg/L 以下	エピクロロヒドリン	0.0004mg/L 以下
プロピザミド	0.008mg/L 以下	全マンガン	0.2mg/L 以下
EPN	0.006mg/L 以下	ウラン	0.002mg/L 以下
ジクロルボス（DDVP）	0.008mg/L 以下	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	0.00005 mg/l 以下※
フェノブカルブ（BPMC）	0.03mg/L 以下		

注)PFOS 及び PFOA の合計値とする。

出典：「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について（通知）」（令和 7 年 6 月 30 日 環水大水発第 2506309 号）より作成

表 3.2-50　水域類型あてはめ（河川）

指定区分	水系･水域	水域の範囲	類型	達成期間	環境基準点
生活環境項目	那珂川	蛇尾川(流入する支川を含む)	A	イ	宇田川橋
水生生物保全項目	那珂川	蛇尾川(流入する支川を含む)	生物 A	イ	宇田川橋

注)達成期間の欄の各記号の意義は次のとおり。

「イ」：直ちに達成
「ロ」：5 年以内で可及的速やかに達成
「ハ」：5 年をこえる期間で可及的速やかに達成
「ニ」：段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成を図る。

出典：「水質汚濁に係る環境基準及び類型指定状況」（栃木県 HP、閲覧：令和 8 年 8 月）より作成

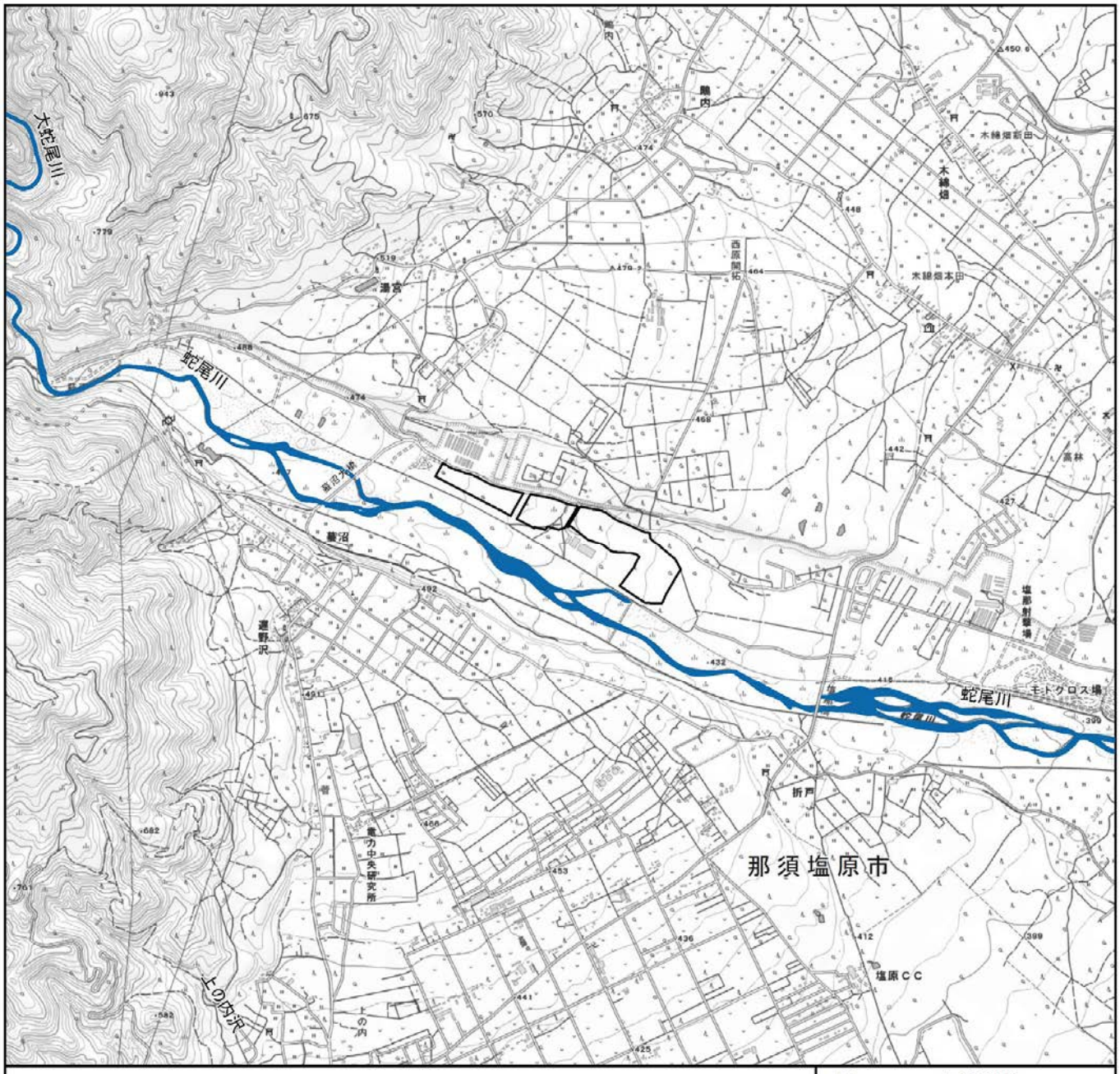

出典:「栃木県水質環境基準類型指定図」(栃木県 HP、閲覧:令和 8 年 8 月)より作成

図 3.2-13　水域の類型指定状況

②排水基準

特定工場等からの排出水は、「水質汚濁防止法」（昭和 45 年 12 月 25 日 法律第 138 号）に基づき全国一律の排水基準が定められており、栃木県では「栃木県生活環境の保全等に関する条例」（平成 16 年 10 月 14 日 栃木県条例 40 号）により規制基準が定められている。水質汚濁に係る排水基準のうち有害物質の項目については表 3.2-51 に、有害物質以外の項目については表 3.2-52 に示すとおりである。

また、栃木県では「水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例」（昭和 47 年 3 月 28 日　栃木県条例第 6 号）により、工場又は事業場の種類に応じて上乗せ基準が定められているが、本事業はそれらに該当しないため上乗せ排水基準は適用されない。

表 3.2-51　水質汚濁に係る排水基準（有害物質）

項目		単位	一律排水基準（法指定）	栃木県生活環境の保全等に関する条例
カドミウム及びその化合物		mgCd/L	0.03	0.1
シアン化合物		mgCN/L	1	1
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る。）		mg/L	1	1
鉛及びその化合物		mgPb/L	0.1	0.2
六価クロム化合物		mgCR(VI)/L	0.2	0.1
砒素及びその化合物		mgAs/L	0.1	0.5
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		mgHg/L	0.005	0.005
アルキル水銀化合物		－	検出されないこと※	検出されないこと※
ポリ塩化ビフェニル		mg/L	0.003	0.003
トリクロロエチレン		mg/L	0.1	－
テトラクロロエチレン		mg/L	0.1	－
ジクロロメタン		mg/L	0.2	－
四塩化炭素		mg/L	0.02	－
1,2-ジクロロエタン		mg/L	0.04	－
1,1-ジクロロエチレン		mg/L	1	－
シス-1,2-ジクロロエチレン		mg/L	0.4	－
1,1,1-トリクロロエタン		mg/L	3	－
1,1,2-トリクロロエタン		mg/L	0.06	－
1,3-ジクロロプロペン		mg/L	0.02	－
チウラム		mg/L	0.06	－
シマジン		mg/L	0.03	－
チオベンカルブ		mg/L	0.2	－
ベンゼン		mg/L	0.1	－
セレン及びその化合物		mgSe/L	0.1	－
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの	mgB/L	10	－
	海域に排出されるもの	mgB/L	230	－
ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの	mgF/L	8	8
	海域に排出されるもの	mgF/L	15	0.003
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量	mg/L	100	－
1,4-ジオキサン		mg/L	0.5	－

備考

1. 測定点は、特定工場等の排水口（排出水を排出する場所をいう。）とする。
2. 「日間平均」による許容限度は、1 日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
3. 「検出されないこと」とは、排水基準を定める省令第 2 条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

出典：「排水基準を定める省令」（昭和 46 年 6 月 21 日 総理府令第 35 号）、
「栃木県生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成 17 年 1 月 31 日 栃木県規則第 1 号）
より作成

表 3.2-52　水質汚濁に係る排水基準（有害物質以外）

項目		単位	一律排水基準 （法指定）	栃木県生活環境の保全等に関する条例
水素イオン濃度（水素指数）（pH）	海域以外の公共用水域に排出されるもの	－	5.8～8.6	5.8～8.6
	海域に排出されるもの	－	5.0～9.0	－
生物化学的酸素要求量（BOD）		mg/L	160(120)	25(20)
化学的酸素要求量（COD）		mg/L	160(120)	25(20)
浮遊物質量（SS）		mg/L	200(150)	50(40)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱油類含有量	mg/L	5	5
	動植物油脂類含有量	mg/L	30	10
フェノール類含有量		mg/L	5	1
銅含有量		mg/L	3	3
亜鉛含有量		mg/L	2	5
溶解性鉄含有量		mg/L	10	3
溶解性マンガン含有量		mg/L	10	3
クロム含有量		mg/L	2	2
大腸菌群数		CFU/mL	(800)	(800)
窒素含有量		mg/L	120(60)	－
燐含有量		mg/L	16(8)	－
弗素含有量		mg/L	－	－

備考

1.測定点は、特定工場等の排水口(排出水を排出する場所をいう。)とする。

2.「日間平均」による許容限度は、1 日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。

3.1 日当たりの平均的な排出水の量が 50 立方メートル(栃木県は 30 立方メートル)以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。

注）（ ）は日間平均

出典:「排水基準を定める省令」（昭和 46 年 6 月 21 日 総理府令第 35 号）、
「栃木県生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成 17 年 4 月 1 日 栃木県規則第 1 号）
より作成

(6)地下水汚染関係

①環境基準

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成 9 年 3 月 13 日　環境庁告示第 10 号）により 29 項目について設定されている。また、クロロホルム等有機化学物質、農薬等 25 項目が「要監視項目」とされ、環境基準項目への移行等が検討されている。地下水の水質汚濁に係る環境基準は表 3.2-53 に示すとおりである。

表 3.2-53　地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003mg/L 以下
PCB	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	ベンゼン	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
クロロエチレン	0.002mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	ふっ素	0.8mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

備考

1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2. 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。
4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。
5. クロロエチレンとは、塩化ビニル又は塩化ビニルモノマーの別名。

注）（ ）は日間平均

出典：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成 9 年 3 月 13 日 環境庁告示第 10 号）より作成

②指針値

地下水の水質汚濁は、「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について（通知)」（令和 7 年 6 月 30 日 環水大水発第 2506309 号）により指針値が定められている。クロロホルム等有機化学物質、農薬等 25 項目が要監視項目とされ、環境基準項目への移行等が検討されている。地下水の水質汚濁に係る要監視項目の指針値は表 3.2-54 に示すとおりである。

表 3.2-54　地下水における要監視項目及び指針値

項目	指針値	項目	指針値
クロロホルム	0.06mg/L 以下	イプロベンホス(IBP)	0.008mg/L 以下
1,2-ジクロロプロパン	0.06mg/L 以下	クロルニトロフェン(CNP)	－
p-ジクロロベンゼン	0.2mg/L 以下	トルエン	0.6mg/L 以下
イソキサチオン	0.008mg/L 以下	キシレン	0.4mg/L 以下
ダイアジノン	0.005mg/L 以下	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06mg/L 以下
フェニトロチオン(MEP)	0.003mg/L 以下	ニッケル	－
イソプロチオラン	0.04mg/L 以下	モリブデン	0.07mg/L 以下
オキシン銅(有機銅)	0.04mg/L 以下	アンチモン	0.02mg/L 以下
クロロタロニル(TPN)	0.05mg/L 以下	エピクロロヒドリン	0.0004mg/L 以下
プロピザミド	0.008mg/L 以下	全マンガン	0.2mg/L 以下
EPN	0.006mg/L 以下	ウラン	0.002mg/L 以下
ジクロルボス(DDVP)	0.008mg/L 以下	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	0.00005mg/L 以下（暫定）
フェノブカルブ(BPMC)	0.03mg/L 以下		

注)PFOS 及び PFOA の指針値(暫定)については、PFOS 及び PFOA の合計値とする。

出典：「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について（通知）」（令和 7 年 6 月 30 日 環水大水発第 2506309 号）より作成

(7)地盤沈下

栃木県では地下水採取規制地域として、「工業用水法」（昭和 31 年 6 月 11 日 法律第 146 号）における指定区域及び「栃木県生活環境の保全等に関する条例」（平成 16 年 10 月 14 日 栃木県条例第 40 号）における指定区域において、指定揚水施設を設置し地下水を採取する場合に届出が必要とされている。

なお、本事業では届出が必要な指定揚水施設は設置しない。

(8)土壌汚染

①環境基準

「環境基本法」(平成 5 年 11 月 19 日　法律第 91 号) に基づく土壌の汚染に係る環境基準は 29 項目について設定されている。土壌の汚染に係る環境基準は、表　3.2-55 に示すとおりである。

表 3.2-55　土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.003mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4 mg以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1,2－ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。

備考

1. 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあっては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
2. カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。
3. 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
4. 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。
5. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.2 より測定されたシス体の濃度と規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

出典：「土壌環境基準」（平成 3 年 8 月 23 日環境庁告示第 46 号）より作成

②規制基準

「土壌汚染対策法」(平成 14 年 5 月 29 日 法律第 53 号)における指定区域に係る特定有害物質とその指定基準を表 3.2-56 に示す。土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査により指定基準に適合しない区域は要措置区域と形質変更時要届出区域に分類される。那須塩原市では形質変更時要届出区域が 1 箇所指定されているが、対象事業実施区域及びその周囲には該当しない。

表 3.2-56　土壌汚染対策法に基づく指定区域の指定基準

分類	特定有害物質の種類	地下水の摂取などによるリスク	直接摂取によるリスク
		土壌溶出量基準 (mg/L 以下)	土壌含有量基準 (mg/kg 以下)
第一種特定有害物質 (揮発性有機化合物)	クロロエチレン	0.002	－
	四塩化炭素	0.002	－
	1,2-ジクロロエタン	0.004	－
	1,1-ジクロロエチレン	0.1	－
	1,2－ジクロロエチレン	0.04	－
	1,3-ジクロロプロペン	0.002	－
	ジクロロメタン	0.02	－
	テトラクロロエチレン	0.01	－
	1,1,1-トリクロロエタン	1	－
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006	－
	トリクロロエチレン	0.01	－
	ベンゼン	0.01	－
第二種特定有害物質 (重金属等)	カドミウム及びその化合物	0.003	45 以下
	六価クロム化合物	0.05	250 以下
	シアン化合物	検出されないこと	50 以下(遊離シアン)
	水銀及びその化合物	0.0005	15 以下
	セレン及びその化合物	0.01	150 以下
	鉛及びその化合物	0.01	150 以下
	砒素及びその化合物	0.01	150 以下
	ふっ素及びその化合物	0.8	4,000 以下
	ほう素及びその化合物	1	4,000 以下
第三種特定有害物質 (農薬等)	シマジン	0.003	－
	チウラム	0.006	－
	チオベンカルブ	0.02	－
	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	－
	有機りん化合物※1	検出されないこと	－

備考

1.有機りん化合物とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。

出典：「土壌汚染対策法施行規則」（平成 14 年 12 月 26 日 環境省令第 29 号）より作成

(9) ダイオキシン類

「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年 7 月 16 日 法律第 105 号）に基づく環境基準は、大気、水質、水底の底質、土壌にそれぞれ定められている。ダイオキシン類に係る環境基準は表 3.2-57 に示すとおりである。

表 3.2-57　ダイオキシン類に係る環境基準

媒体	大気	水質 (水底の底質を除く)	水底の底質	土壌
基準値	0.6pg-TEQ/m^3 以下	1pg-TEQ/L 以下	150pg-TEQ/g 以下	1,000pg-TEQ/g 以下

備考

1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
2. 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。
3. 土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフタンデム質量分析計により測定する方法（この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に 2 を乗じた値を上限、簡易測定値に 0.5 を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。
4. 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に 2 を乗じた値が 250pg-TEQ/g 以上の場合）には、必要な調査を実施することとする。

出典：「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」（平成 11 年 12 月 27 日 境庁告示第 68 号）より作成

3)災害防止に係る指定地域等の状況

(1)土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊、土石流、地すべり）

対象事業実施区域及びその周囲には「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成 12 年 5 月 8 日　法律第 57 号）に基づき、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域として急傾斜地の崩壊、土石流、地すべりが指定されている。対象事業実施区域及びその周囲の指定区域は図 3.2-14 に示すとおりである。

対象事業実施区域外の北側の斜面に 2 箇所の土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）が指定され、北西側約 0.7km には土砂災害警戒区域（土石流）が指定されている。

(2)砂防三法指定区域（砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域）

対象事業実施区域及びその周囲には「砂防法」（明治 30 年 3 月 30 日 法律第 29 号）、「地すべり等防止法」（昭和 33 年 3 月 31 日　法律第 30 号）、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」(昭和 44 年 7 月 1 日 法律第 57 号)に基づき、砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域が指定されている。対象事業実施区域及びその周囲の指定区域は図 3.2-14 に示すとおりである。

対象事業実施区域外の南側には蛇尾川に砂防指定地（那珂川）が指定され、西北西側約 1.5km には急傾斜地崩壊危険区域が指定されている。

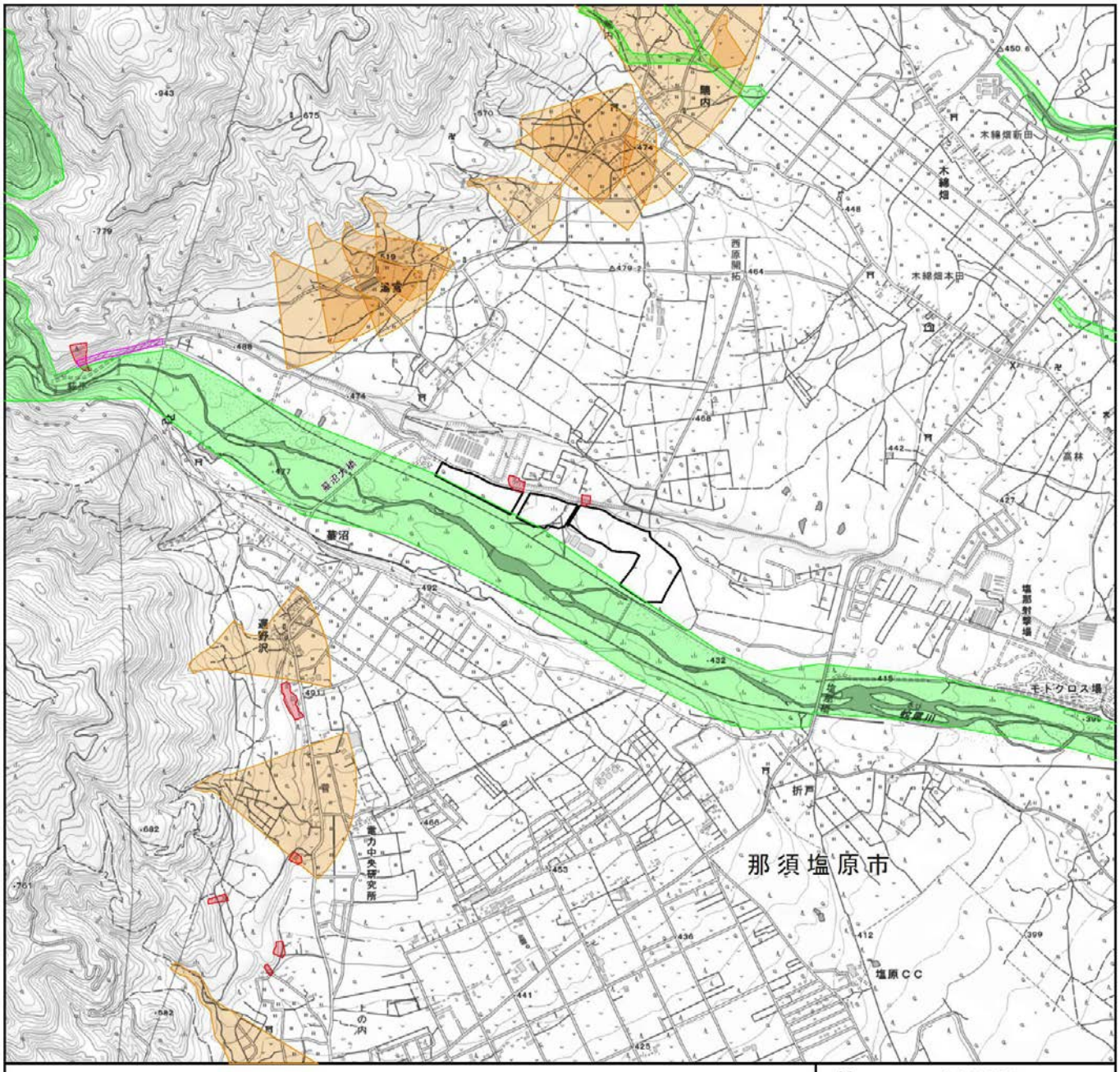

出典:「とちぎまるっとマップ ハザード情報（土砂災害)」(栃木県 HP、閲覧：令和８年８月)より作成

図 3.2-14　災害防止に関する類型指定状況

4)景観計画

(1)那須塩原市景観条例

①良好な景観の形成に関する方針

那須塩原市では、緑豊かな自然と美しい景観を守り育て、後世に引き継ぐため、「景観法」（平成 16 年法律第 110 号）に基づき、「那須塩原市景観計画」※と「那須塩原市景観条例」（平成 21 年那須塩原市条例第 29 号）が平成 22 年 4 月に施行されている。

景観計画とは、良好な景観の形成を図る区域を景観計画区域として定め、その区域における景観形成の方針、届出行為、景観形成基準等を定めたものである。この景観計画区域において、一定規模以上の建築物や工作物等の建築等を行う場合には届出が必要であり、その届出の内容は、景観形成基準に適合したものでなければならない。

那須塩原市景観計画では、市内全域を景観計画区域と定められているため、対象事業実施区域及びその周囲も景観計画区域に該当する。

那須塩原市の土地利用の状況から見た景観構造は、拠点景観、軸景観、ゾーンに分類されている。対象事業実施区域は集落・農業ゾーンに該当する。景観構造に基づく景観形成方針を表 3.2-58 に、景観形成方針図を図 3.2-15 に示す。

※現在は改訂版「那須塩原市景観計画(改訂版)」（平成 26 年 10 月、那須塩原市）が策定されている。

表 3.2-58　景観構造に基づく景観形成方針

名称		景観形成方針
拠点景観		・JR 駅やインターチェンジ等の交通拠点において市の玄関口としての顔をつくるため、整った街並みの形成や、良好な眺望を確保し、賑わい等の魅力を創出していく。
軸景観		・本市の主要な道路については、沿道緑化や街並みの形成に努めていく。また、特に主要な道路のうち、主要地方道大田原高林線、国道 400 号等の道路については、木々に覆われ、トンネル状に緑が連続する独特の景観を保全していく。 ・那珂川、箒川等主要な河川の水辺は、市民にやすらぎやうるおいを与える要素として、緑の保全、創出や近接性を高めていく。
ゾーン	市街地	・JR 駅周辺では、多くの人々が交流する中心的な市街地として、賑わいや活気ある景観を形成していく。 ・市街地の大部分を占める住宅地については、市街地を囲む田園風景との調和、緑のネットワークの形成を一体的に進め、風格ある、緑豊かな景観を形成していく。 ・工場等の産業施設については、低層で緑豊かな周辺環境との調和に配慮していく。
	集落・農業	・本市の生産基盤を担う農地等の土地利用を維持し、優良農地及び平地林が織り成す、那須野が原ならではの景観を形成していく。
	山間・観光	・多くの集客を有する各観光施設等を、まちなかの目印（ランドマーク）として位置づけるほか、周辺の緑あふれる自然的な風景との調和を乱さないように配慮していく。また、塩原、板室等の温泉地については、落ちついた風情の保全とともに、人々の交流の拠点となるような賑わいを演出していく。

注)網掛けは対象事業実施区域が該当するエリア
出典：「那須塩原市景観計画(改訂版)」（平成 26 年 10 月、那須塩原市）より作成

図 3.2-15　景観構造に基づく景観形成方針図

出典：「那須塩原市景観計画(改訂版)」（平成 26 年 10 月、那須塩原市）より作成

②行為の制限に関する規定

a. 届出対象行為

景観計画では、「景観法」第 16 条第 1 項の規定により、「景観計画区域」（那須塩原市全域）において、行為の制限に関する規定が設定され、市長への届出が必要となっている。景観計画区域の行為の制限に関する事項は表 3.2-59 に、工作物の届出対象行為は表 3.2-60 に示すとおりである。

本事業は、表 3.2-59 の「都市計画法に定める開発行為」に該当する。

表 3.2-59　行為の制限に関する事項

届出対象行為の項目	届出対象規模
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	高さが 13mを超えるもの又は建築面積が 1,000 ㎡を超えるもの
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	表 3.2-60 のとおり
都市計画法に定める開発行為	当該行為の土地の区域の面積が 10,000 ㎡（1ha）を超えるもの

出典：「那須塩原市景観計画(改訂版)」（平成 26 年 10 月、那須塩原市）より作成

表 3.2-60　工作物の届出対象行為

届出対象行為の項目	届出対象規模
さく、塀、垣（生け垣を除く）、擁壁等	高さ 5m超
煙突、排気塔等	高さ 13m超
高架水槽、冷却塔、物見塔等	
広告塔、広告板等	
記念塔、彫像、記念碑等	
鉄筋コンクリート柱、鉄柱、木柱、電波塔等	高さ 15m超
電気供給若しくは有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物	高さ 15m超
観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーラウンド等の遊戯施設	高さ 13m超 築造面積 1,000 ㎡超
アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラント等の製造施設	
ガス、石油製品、穀物、飼料等を貯蔵し、又は処理する施設	
自動車車庫の用に供する施設	
汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設	

出典：「那須塩原市景観計画(改訂版)」（平成 26 年 10 月、那須塩原市）より作成

b. 規制又は措置の基準

景観計画では、「景観法」第 8 条第 3 項第 2 号の規定により、建築物の建築等、工作物の建設等に関する規制又は措置の基準が設定されている。また、「都市計画法」第 4 条第 12 項に規定する開発行為に関する規制又は措置の基準が設定されている。工作物の規制又は措置の基準を表 3.2-61 に、開発行為の基準は表 3.2-62 に示すとおりである。

本事業は、工作物及び開発行為にかかる規制・措置基準が適用される。

表 3.2-61　規制又は措置の基準（工作物）

区分	基準
位置及び規模	・地域の主要な眺望点からの眺望を妨げない位置及び規模とすること。 ・山稜の近傍にあっては、稜線を遮らない位置及び規模とすること。 ・道路、河川等公共的な空間に接する部分は、歩行者等に対する圧迫感、威圧感を緩和するような位置及び規模とすること。 ・歴史的な建造物等に近接する場合は、歴史的景観の保全に配慮した位置及び規模とすること。 ・水辺に近接する場合は、水際線を遮らない位置及び規模とすること。
形態意匠	・周辺の景観と調和する形態及び意匠とすること。 ・歴史的な建造物等に近接する場合は、伝統的な意匠を継承し、又はその歴史的な建造物等と調和する形態及び意匠とすること。 ・空調機や配水管などの設備が露見しないように覆い隠す工夫を行うこと。
色彩	・地域の特性に配慮し、周辺の景観に調和する色彩とすること。
材料	・外壁には、できる限りその地域で産出した材料又はその地域で伝統的に使用されている材料を用いること。 ・外壁には、経年により景観を損なうことのないよう耐久性に優れた材料を用いること。
緑化	・敷地内は、周囲の自然との調和に配慮し、できる限り緑化すること。 ・緑化に際して、形状又は樹勢の優れた既存の樹木がある場合は、保存又は移植により、修景に活用すること。 ・樹木による緑化に際しては、周囲の景観及び植生と調和し、その地域で親しまれている樹種を選択すること。
その他	・屋外照明を設置する場合は、夜間の景観を良好なものとし、かつ、過剰な光が周囲に散乱しないよう配慮すること。 ・工事中は、敷地の周囲の緑化、景観に配慮した工事塀等により、できる限り修景の工夫をすること。 ・工作物に附帯する広告物は、本体及び周辺の景観と調和する位置、規模、形態、意匠、色彩及び材料とすること。 ・工作物の移転後の跡地は、周辺の景観と調和させること。

出典：「那須塩原市景観計画(改訂版)」（平成 26 年 10 月、那須塩原市）より作成

表 3.2-62　規制又は措置の基準（開発行為）

区分	基準
土地の形状及び緑化	・長大なのり面及び擁壁が生じないように、できる限り現況の地形を生かすこと。 ・のり面は、できる限りゆるやかな勾配とし、周囲の植生と調和した緑化を図ること。 ・土地の不整形な分割又は細分化は避けること。 ・優れた景観を形成する樹木等がある場合は、その保全及び活用を図ること。

出典：「那須塩原市景観計画(改訂版)」（平成 26 年 10 月、那須塩原市）より作成

③景観形成重点地区

「景観計画区域」のうち、地域的に特色ある景観で、良好な景観の形成が特に必要とされる区域は「景観形成重点地区」として指定されている。景観形成重点地区の区域は、国道 400 号と矢板那須線沿線（ふるさと街道)、黒磯田島線沿線、大田原高林線・黒磯板室インター線沿線の各道路端から両側 50mが設定されている。

対象事業実施区域は最寄りの矢板那須線から約 800m離れていることから景観形成重点区域には該当しない。

3.2.7　その他の事項

1)都市計画関連計画

(1)第 2 次那須塩原市総合計画後期基本計画

平成17年1月に誕生した那須塩原市は、「新市建設計画」を踏まえ、「第1次那須塩原市総合計画」を平成19年に策定し、計画期間の満了に伴い、市政運営の総合的かつ基本的な指針となる「第2次那須塩原市総合計画」が平成29年に策定された。現在は令和3年に改訂され、平成29年から令和9年までが計画期間となっている。計画では、市の将来像として「人がつながり新しい力が湧きあがるまち 那須塩原」を掲げ、平成29年度から令和4年度までの前期基本計画の終了後は社会経済環境の変化や市の現状を踏まえ、令和5年から令和9年までを計画期間とした「第2次那須塩原市総合計画後期基本計画」を令和4年12月に策定している。後期基本計画ではコロナ禍で浮き彫りになった課題や知見を踏まえ、「ニューノーマル（新たな社会)」、「デジタル・トランスフォーメーション（DX)」、「ゼロカーボン」、「県北拠点づくり」の4つを重点推進テーマに設定し、将来像を実現するための計画としている。重点推進テーマ及び後期基本計画の施策体系は表3.2-63に示すとおりである。

表 3.2-63　重点プロジェクト及び後期基本計画の基本政策

将来像	基本政策	施策
人がつながり新しい力が湧きあがるまち　那須塩原	1.豊かな自然と共に生きるために	①脱炭素を実現する ②気候変動影響に適応する ③自然環境を保全する ④資源を有効に活用する
	2.まちの安全安心を守るために	①災害に対する備えを強化する ②暮らしの安心感を高める
	3.誰もが生き生きと暮らすために	①地域福祉を充実させる ②障害者福祉を充実させる ③高齢者支援を充実させる ④男女共同参画社会を実現させる
	4.快適で便利な生活を支えるために	①計画的な土地利用を推進する ②良好な生活空間を提供する ③公共交通の利便性を高める ④道路の利便性を高める ⑤安全で安心な水道サービスを持続する ⑥持続的・効果的な下水処理サービスを提供する
	5.地域の力と交流を生み出すために	①市民協働による地域づくりを推進する ②姉妹都市交流・国際交流を推進する ③中心市街地を活性化させる
	6.まちの活力を高めるために	①農林業を活性化させる ②畜産業を活性化させる ③商工業を活性化させる ④観光を活性化させる ⑤雇用環境を整備する ⑥農観商工の連携を強化する
	7.未来を拓く心と体をはぐくむために	①子育て環境を充実させる ②学校教育を充実させる ③学校教育環境を整備する ④健全な青少年を育成する ⑤生涯学習を充実させる ⑥文化・芸術環境を充実させる ⑦生涯スポーツを充実させる
	8.まちの持続的発展のために	①安定した行政経営を推進する ②多様化する市民ニーズに対応する ③地域の魅力を高める ④DX(デジタル・トランスフォーメーション)を推進する
【重点推進テーマ】 ①ニューノーマル(新たな社会) ②デジタル・トランスフォーメーション(DX) ③ゼロカーボン ④県北拠点づくり		

出典：「第 2 次那須塩原市総合計画後期基本計画」（令和 4 年 12 月、那須塩原市）より作成

(2) 那須塩原市都市計画マスタープラン

那須塩原市では、「那須塩原市都市計画マスタープラン」の上位計画として「第 2 次那須塩原市総合計画後期基本計画」と栃木県が定める「那須塩原都市計画　都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域のマスタープラン)」が策定されている。

上位計画等との整合を図りながら那須塩原市の都市計画に関する基本方針として、現在では目標年次を令和 26 年度とする「那須塩原市都市計画マスタープラン」を策定している。マスタープランでは都市づくりの将来像を、「人がつながり新しい力が湧きあがるまち　那須塩原」とし、実現に向けて 4 つの都市計画の目標と、まちづくりの方向性が設定されている。那須塩原市都市計画マスタープランの位置付けを図 3.2-16 に、都市づくりの基本方針は表 3.2-64 に示すとおりである。

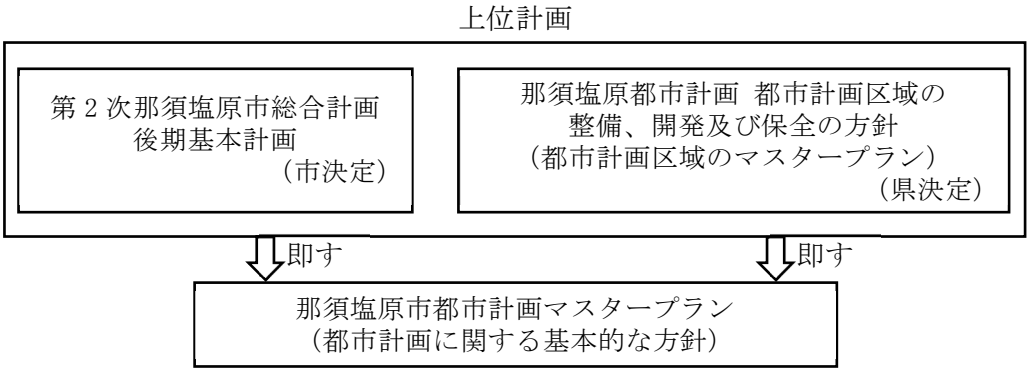

図 3.2-16　那須塩原市都市計画マスタープランの位置付け

出典：「那須塩原市都市計画マスタープラン」（令和 7 年 3 月、那須塩原市）より作成

表 3.2-64　都市づくりの基本方針

将来像	都市計画の目標		まちづくりの方向性
人がつながり新しい力が湧きあがるまち　那須塩原	メリハリのあるコンパクトな都市づくり	都市機能の活用と強化により拠点性を高めるとともに、その周辺のまちなかへの居住(集住)の誘導を促進し、誰もが暮らしやすくコンパクトな都市づくりを進める。	地域の力と交流を生み出すために
			まちの活力を高めるために
			効率的・効果的な行政運営のために
	利便性の高い交通ネットワークを有する都市づくり	計画的な道路網の整備を進めるとともに、公共交通の利便性の維持向上を図り、総合的な交通体系を構築し、誰もが安全でスムーズに移動できるネットワーク型の都市づくりを進める。	誰もが生き生きと暮らすために
			快適で便利な生活を支えるために
	安全安心な都市づくり	安全で安心して暮らすことができるよう、地域災害に対する予防や発生時における応急対策(防災・減災)、復旧・復興などを可能とする災害に強い都市づくりを進める。	まちの安全安心を守るために
			誰もが生き生きと暮らすために
			未来を拓く心と体を育むために
	先進的な環境取組による持続可能な都市づくり	ネイチャーポジティブ、カーボンニュートラル、サーキュラーエコノミーの取組により持続可能な都市づくりを進める。	豊かな自然と共に生きるために
			まちの持続的発展のために
			新技術を活用した人にも環境にもやさしいスマートなまちの実現のために

出典：「那須塩原市都市計画マスタープラン」（令和 7 年 3 月、那須塩原市）より作成

2)環境関連計画

(1)栃木県環境総合計画

栃木県では、「栃木県環境基本条例」（平成 8 年 3 月、栃木県条例第 2 号）に基づき、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進を図るため「栃木県環境基本計画」を平成 11 年 3 月に策定し、その後も 5 年ごとに計画を見直ししてきた。

「栃木県環境総合計画」は、カーボンニュートラル（脱炭素化）、サーキュラーエコノミー（循環経済）、ネイチャーポジティブ（自然再興）等の環境施策を総合的に推進するため、「栃木県環境基本計画」、「栃木県気候変動対策推進計画」、「栃木県資源循環推進計画」を統合し、令和 8 年 3 月に策定した新たな計画となっている。

計画の期間は令和 8 年度～令和 12 年度の 5 年間とし、おおむね 10 年後を見据えた令和 17 年度に目標を達成する計画としている。令和 17 年度の将来像として、「自然と共生し、脱炭素と資源循環による「持続可能な環境立県とちぎ」」を目標とした 3 つの基本目標及び共通的・基盤的施策を掲げ、地球規模から身近な地域に至るまで環境に関する施策を展開することとしている。栃木県環境総合計画における基本目標・施策は、表 3.2-65 に示すとおりである。

表 3.2-65　栃木県環境総合計画における基本目標・施策

将来像	基本目標	施策
自然と共生し、脱炭素と資源循環による「持続可能な環境立県とちぎ」	1. カーボンニュートラル（脱炭素化）の推進と気候変動への適応を目指す「とちぎ」	再生可能エネルギーの導入促進や省エネルギーなどによる温室効果ガスの排出削減対策、森林吸収源対策の推進によるカーボンニュートラルを目指すほか、地球温暖化による気候変動への適応対策を推進します。
	2. サーキュラーエコノミー（循環経済）への移行を推進する「とちぎ」	循環型社会の形成に向け、あらゆる主体において資源循環に向けた取組を拡大していくとともに、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用するサーキュラーエコノミーへの移行を推進します。
	3. 人と自然が共生し、ネイチャーポジティブ（自然再興）の推進を目指す「とちぎ」	多様な動植物の生態系が維持され、県民が自然と共生しながら日々の暮らしを営むことができるよう、生物多様性の損失を止め、反転させるネイチャーポジティブの推進や、豊かな自然環境の保全と活用の両立などに取り組みます。
	共通的・基盤的施策 県民の安全・安心な生活環境を保全するため、環境汚染防止対策を推進するほか、災害レジリエンス強化に資するエネルギー産業の振興や、様々な環境教育や意識啓発を通じて次代を担う環境人材の育成などに取り組みます。	

出典：「栃木県環境総合計画」（令和 8 年 3 月、栃木県）より作成

(2) 第 2 期那須塩原市環境基本計画

那須塩原市では、「那須塩原市環境基本条例」（平成 17 年 1 月 1 日　那須塩原市条例第 146 号）に基づき「第 1 期那須塩原市環境基本計画」を平成 20 年 3 月に策定している。「第 1 期那須塩原市環境基本計画」の計画期間満了に伴い、環境を取り巻く状況の変化を踏まえ「第 2 期那須塩原市環境基本計画」を平成 29 年に策定した後、令和 8 年 3 月に計画を改定し、目標達成状況の管理、各施策の進捗管理や効果検証を実施するに当たり、5 年間のモニタリング期間を確保するため、改定前の計画期間である平成 29 年度～令和 9 年度を令和 12 年度まで延長している。

計画改定の背景として、那須塩原市では令和 5 年 9 月に、「ネイチャーポジティブ（生物多様性の回復）」、「カーボンニュートラル（脱炭素社会の実現）」、「サーキュラーエコノミー（循環社会への移行）」の 3 つを柱として、「持続可能な環境都市」の実現を目指し、「2050 Sustainable Vision 那須塩原　～環境戦略実行宣言～」を宣言している（「ネイチャーポジティブ宣言」）。「ネイチャーポジティブ宣言」の概要は図 3.2-17 に示すとおりである。

また、改定された計画では、将来像として「人と自然が調和し みんなでつくる 持続可能なまち　那須塩原」を実現するため、5 つの環境項目を設定し、環境項目ごとに望ましい環境像を定めている。那須塩原市環境基本計画における計画の展開は表 3.2-66 に示すとおりである。

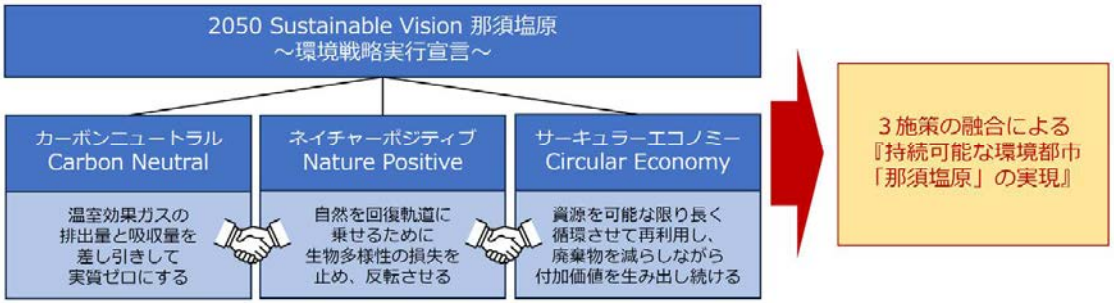

図 3.2-17　「ネイチャーポジティブ宣言」の概要

出典：「第 2 期那須塩原市環境基本計画【改定版】」（令和 8 年 3 月改正、那須塩原市）より作成

表 3.2-66　那須塩原市環境基本計画における計画の展開

将来像	環境項目	望ましい環境像	基本施策
人と自然が調和し みんなでつくる持続可能なまち 那須塩原	1 自然環境の保全	市民が幸せに地域が元気になるネイチャーポジティブなまち	①生物多様性の回復と保全 ②生態系サービスの活用による付加価値の創出 ③多様な主体による参画と貢献
	2 気候変動影響への対応	市民一人ひとりの力で未来を拓くカーボンニュートラルなまち	①温室効果ガスの排出量削減(緩和策) ②気候変動による被害の回避・軽減(適応策) ③市民や企業による参画
	3 循環型社会の構築	サーキュラーエコノミーで付加価値を生むまち	①環境負荷の低減と、地域内経済循環による付加価値の創出
	4 生活環境の保全	環境と経済が調和し心豊かに暮らせるまち	①安全・安心な市民生活の実現
	5 快適環境の保全	快適空間で人がつながる魅力あふれるまち	①安全・安心で快適なメリハリのあるまちづくり ②景観の保全

出典：「第 2 期那須塩原市環境基本計画【改定版】」（令和 8 年 3 月改正、那須塩原市）より作成

(3) 那須塩原市生物多様性地域戦略

那須塩原市では、生物多様性に関する世界目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組」や令和 12(2030)年のネイチャーポジティブ実現に向けた道筋を示した「生物多様性国家戦略 2023-2030」の目標達成に向け、生物多様性基本法第 13 条に基づく位置づけとして、令和 6 年 5 月に「那須塩原市生物多様性地域戦略～ネイチャーポジティブな那須野が原を目指して～ 」を策定している。

本戦略は、計画期間を令和 6 年度から令和 12 年度までとし、図 3.2-18 に示す基本戦略とそれを達成するための目標が示されている。

本事業は、基本戦略の「1.健全な生態系の保全」の「目標 2」に示されている OECM 又は自然共生サイトへの登録や「3.市民と企業による参画と貢献」の「目標 2」に示されている環境保全活動を実施することを検討する等の取組みを行う方針である。

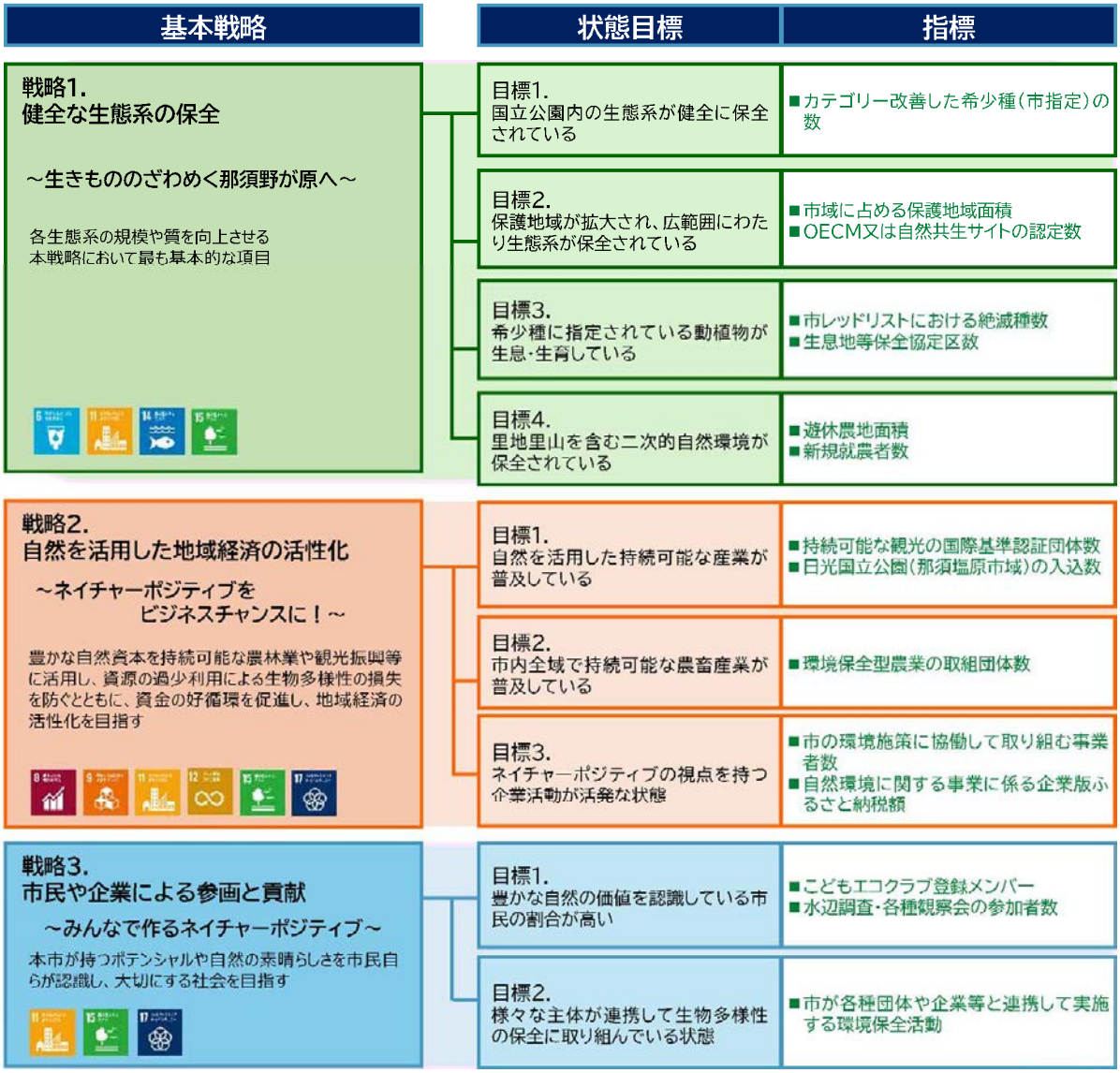

図 3.2-18 生物多様性地域戦略の施策体系

出典：「那須塩原市生物多様性地域戦略～ネイチャーポジティブな那須野が原を目指して～【概要版】」（令和 6 年 5 月、那須塩原市）より作成

3)気候変動対策計画

(1)地域脱炭素化促進事業の促進区域の設定に関する栃木県基準

栃木県では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成 10 年 10 月 9 日　法律第 117 号）に基づき、2050 年カーボンニュートラルの実現に向けて、「地域脱炭素化促進事業の促進区域の設定に関する栃木県基準」が令和 6 年 3 月に策定されている。再生可能エネルギーは、最大限の導入が求められているが、地域を豊かにする一方で、景観への影響・自然環境への影響・生活環境への影響・災害等といった様々な懸念や問題が生じていることを踏まえ、地域の自然的社会的条件に応じた環境保全等への配慮が必要となっていることから、栃木県内の市町が適切に再生可能エネルギーの促進区域を設定できるよう基準（県基準）を定めている。県基準の位置づけを図 3.2-19 に、促進区域の設定に当たり配慮が必要な区域は表 3.2-67 に示すとおりである。

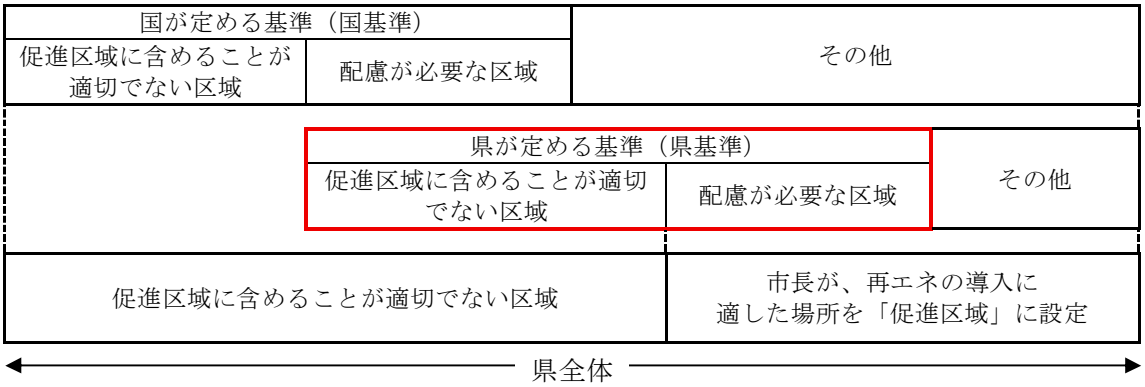

図 3.2-19　県基準の位置づけ

出典：「栃木県気候変動対策推進計画別冊 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく促進区域の設定に関する県基準」（令和 6 年 3 月、栃木県）

表 3.2-67　促進区域の設定に当たり配慮が必要な区域（太陽光発電）

関係法令等	区域の名称	理由
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	生息地等保護区の監視地区	国内希少野生動植物種の保存のために、特に必要があると認める区域であり、工作物の設置等に一定の配慮が求められる区域であるため
森林法	地域森林計画対象民有林（保安林、保安施設地区以外）	地域森林計画の対象として、様々な公益的機能を持ち、森林吸収源として地球温暖化を防止する機能も持つことから、適切な管理を行い、保全に努めている森林であるため
農地法	第2種農地 第3種農地	周辺地域との調和や農地確保の観点から、転用に一定の配慮が求められる区域であるため
河川法	河川保全区域	河川管理施設の保全に必要な区域であるため
文化財保護法	埋蔵文化財包蔵地	埋蔵文化財は現状を変えることなく保存することが望ましいが、やむを得ず工事により埋蔵文化財を現状のまま保存することができない場合は、記録保存のための発掘調査等を実施する必要があり、事業計画段階からの調整を要するため

出典：「栃木県気候変動対策推進計画別冊 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく促進区域の設定に関する県基準」（令和 6 年 3 月、栃木県）

(2) 那須塩原市気候変動対策計画

那須塩原市では、令和 4 年 3 月に「那須塩原市気候変動対策計画」を策定し、「2050 年までに温室効果ガス排出量実質ゼロ」と「2030 年度までに、2013 年度比で温室効果ガス排出量の 50%削減」を目標に掲げ、温室効果ガス排出量削減のための「緩和策」と身近で起こりうる気候変動影響へ対応する「適応策」を一体的に推進している。

また、目標年の令和 12 年に向けて、重点的・優先的に取り組む重点プロジェクトとして、「地域新電力の設立」、「脱炭素先行地域の構築」、「運輸部門からの温室効果ガス排出削減対策」、「気候変動の影響の把握と理解促進」の 4 つを設定し、取組による計画の実質的な成果を出すことを目標としている。那須塩原市気候変動対策計画の施策及び目指す方向性は表 3.2-68 に示すとおりである。

表 3.2-68　那須塩原市気候変動対策計画の施策体系及び目指す方向性

区分	施策体系	目指す方向性
緩和策	エネルギーの脱炭素化と省エネの促進	・再生可能エネルギーの活用によるエネルギーの脱炭素化 ・省エネルギー対策の普及 ・エネルギーの地産地消
	環境負荷の小さな交通への転換	・環境にやさしく利用しやすい交通体系の形成 ・ゼロカーボン・ドライブ※の実施
	持続可能な資源循環の取組の推進	・ごみの排出量の削減 ・資源の再使用や再生利用
	持続可能な脱炭素型まちづくりの推進	・「ここに住んでいれば生き延びられる」持続可能なまちの構築 ・脱炭素先行地域の構築 ・ゼロカーボンパークの推進による持続可能な観光地づくり
	脱炭素型ライフスタイル・ワークスタイルへの転換と定着	・脱炭素行動の重要性の認識によるライフスタイルやワークスタイルの転換・定着 ・環境負荷の小さな商品・サービスの提供・選択
	脱炭素経営の促進	・脱炭素に関連する新たな技術開発やビジネス創出 ・農業分野の脱炭素化
	森林等の吸収源の確保	・森林資源の循環利用 ・緑地の保全
適応策	自然災害による被害の防止・軽減	・市民の安全・安心を確保する自然災害対策の実施
	農業に及ぼす影響への適応	・地域の実情に合わせた早めの対策による生産性の維持・向上
	観光に及ぼす影響への適応	・観光客が安心・安全に旅行できる「持続可能な観光地づくり」の実現
	健康に与える影響の把握と軽減	・熱中症や節足動物（蚊やダニ等）が媒介する感染症等の健康被害の防止・軽減
	自然環境に及ぼす影響への適応	・自然環境や生物多様性の保全・再生 ・無降雨日数の増加や積雪量の減少により発生する渇水被害の軽減
【重点プロジェクト】 ①地域新電力の設立　②脱炭素先行地域の構築　③運輸部門からの温室効果ガス排出量削減対策 ④気候変動の影響の把握と理解促進		

※.ゼロカーボン・ドライブとは、太陽光や風力等の再生可能エネルギーを使って発電した電力による電気自動車(EV)やプラグインハイブリッド車(PHEV)、又は燃料電池自動車(FCV) 等の走行時に CO_2 排出量がゼロのドライブのこと

出典：「那須塩原市気候変動対策計画」（令和4年3月 那須塩原市）

第 4 章　条例第 11 条第 1 項の意見の概要

那須塩原市環境影響評価条例第11条第１項に基づく、配慮書について環境保全の見地から意見を有する者の意見の提出はなかった。

第５章　配慮意見書に記載された市長の意見

那須塩原市環境影響評価条例第 12 条第１項の規定に基づく環境の保全の見地からの市長の意見を以下に示す。

那塩ネ第６４８号
令和８(2026)年７月１０日

株式会社 常
代表取締役　福岡　健人　様

那須塩原市長　渡辺　美知太郎

「（仮称）蟇沼地区太陽光発電所建設計画　計画段階環境配慮書」に対する意見について（通知）

令和８年５月８日付けで那須塩原市環境影響評価条例（令和２年那須塩原市条例第４７号）第７条第２項の規定に基づき提出のあった計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）について、同条例第１２条第１項の規定に基づき、下記のとおり環境の保全の見地からの意見を述べます。

ついては、これらの意見を十分に勘案し、配慮書の内容及び対象事業に係る計画について御検討くださいますようお願いします。

記

１　総括的事項

⑴　本環境影響評価手続を進めるに当たっては、「那須塩原市太陽光発電事業と自然環境等との調和に関する条例」をはじめ、関連する法令、例規その他の規定・基準を常に意識し、必要な手続や協議を、確実に、かつ、整合を図りながら進めること。

⑵　本事業の事業実施想定区域は、「那須塩原市気候変動対策計画〔別冊〕地域脱炭素化促進事業編」において、太陽光発電（地上設置型）に関し、「促進区域から除外すべき区域」に当たることから、事業の実施においては環境に及ぼす影響を最小限に抑える措置を講じること。

⑶　本事業は、事業計画の検討段階であることから、予測・評価が簡易的で不確実性を伴う内容にとどまっているが、今後の手続においては、太陽光発電所の設備等の構造や配置、具体的な工事計画を明確にした上で、評価項目の選定や調査手法の決定を行い、適切な方法により調査、予測及び評価を実施し、具体的な環境保全措置を示すこと。

なお、環境保全措置の検討においては、事業実施想定区域及び周辺地域の自然環境の重要性を十分に認識し、環境影響の回避を最優先とし、次に低減を図り、代償的措置については、ほかに取るべき適切な措置がない場合に限って検討すること。

また、これらの環境保全措置が将来にわたり確実に実行・継続されるよう、長期的な維持管理計画及びその実効性を裏付ける客観的な実施体制について、事業主体に変更が生じる場合における措置の承継体制を含めて、今後の手続において明確にすること。

⑷　環境影響評価を行う過程においては、最新の知見や専門家の助言を踏まえるものとし、評価項目や手法の選定に関する事項に新たな事情が生じた場合は、必要に応じて見直しを行うなど、適切に対応すること。

⑸　本事業の実施に当たっては地域住民の理解が不可欠であることから、事業実施による環境への影響について、地域住民に丁寧かつ十分な説明を行うなど、積極的な情報発信に努めるとともに、住民からの意見や要望に対しては誠意を持って対応すること。

住民への説明に当たっては、施設の配置、設計、施工方法など今回の事業内容に起因して発生し得る豪雨時の排水能力超過、土砂流出、火災、設備破損等の環境リスクを網羅的に列挙し、それぞれの事象に対する事業者としてのリスク評価や、緊急時の具体的対応方針・責任の所在等を簡潔にまとめた資料を提示し、住民の不安解消に努めること。

なお、住民への説明、対応等の内容については、随時市に報告すること。

⑹　環境影響評価図書は、縦覧により一般に公開されることから、平易な表現や図の活用により、分かりやすい内容となるよう工夫するとともに、縦覧期間終了後もインターネットなどでの閲覧を可能にするなど、住民等の利便性の向上及び情報公開に努めること。

2　個別的事項

⑴　大気質

工事の実施により、工事車両の運行による排出ガスや粉じん等による影響が懸念されることから、配慮書中「表６－１　本事業の実施における環境配慮事項」に記載する対策のほか、低公害型の工事車両の使用等により、影響を回避又は十分に低減すること。

⑵　水質・水象

ア　本配慮書では、施設の存在・供用時における水象については、「雨水排水路を設置する計画である」ことから、「雨水浸透区域は変化するものの、雨水浸透力の変化は無く、水象への影響は極めて小さいと判断」し、環境影響評価項目として選定していないが、太陽光パネルの設置を原因とした土地の透水係数の低下や、雨水の流出係数の上昇により、事業実施想定区域からの雨水流出量が増大することによる環境影響は否定しきれない。このため、適切な方法により調査、予測及び評価を実施し、調整池その他排水設備を安全側に配慮した設計とすることなどにより、影響を回避又は十分に低減すること。

イ　雨水排水対策については、今後の手続において詳細な計画を明らかにすることとし、策定に当たっては、災害級の豪雨や事業実施想定区域周辺の開発計画による累積的な影響にも十分留意したものとすること。

また、完成後の施設供用時のみならず、工事の実施中の各工程における、一時的な裸地化に伴う泥水・表土の流出を防ぐため、沈砂池の段階的配置等対策についても具体的に記載すること。

ウ　事業実施想定区域は一級河川である蛇尾川に隣接することから、事業の実施に当たっては、河川管理者とも情報を共有し、必要な助言・指導を受けること。

⑶　地下水

本配慮書では、施設の存在・供用時における地下水については、「雨水排水路を設置する計画である」ことから、「雨水浸透区域は変化するものの、雨水浸透力の変化は無く、地下水への影響は極めて小さいと判断」し、環境影響評価項目として選定していないが、太陽光パネルの設置を原因とした土地の透水係数の低下や、雨水の流出係数の上昇により、地下水への浸透量が減少することによる環境影響は否定しきれな

い。特に、隣接する蛇尾川は、那須野が原扇状地における地下水涵養域である水無川としての地域特性を有している。

このため、工事の実施中及び施設供用後において、地下水質や伏流水の流動、下流の水利用に与える影響等について、適切な方法により調査、予測及び評価を実施し、具体的な措置を講ずることにより、影響を回避又は十分に低減すること。

⑷ 騒音・振動

事業実施想定区域周辺には、北側約５００ｍの範囲内に湯宮地区の住宅がまとまって立地しているほか、事業実施想定区域北側約２００ｍの範囲内に養豚所や別荘が立地していることから、対象地周辺に調査地点を設けるなどして適切な方法により調査、予測及び評価を実施し、その結果を踏まえて、周辺住民等に配慮した工事計画の作成や発電設備の配置を行うことで、影響を回避又は十分に低減すること。

⑸ 地形及び地質

ア　本配慮書では、地形及び地質については、「大規模な切土・盛土等を伴う造成工事は実施しないことから、地形・地質に及ぼす影響は小さいと判断」することなどを理由に、環境影響評価項目として選定していないが、事業実施想定区域に隣接する北側斜面には２か所の土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）が、北西側約０．７ｋｍ地点には土砂災害警戒区域（土石流）が存在しており、また、区域南側は砂防指定地に隣接していることから、地質について適切な方法により調査、予測及び評価を実施し、地形改変（切土・盛土）を最小化するなど土砂災害を未然に防止するための対策について具体的な措置を講ずることにより、影響を回避又は十分に低減すること。

イ　配慮書中「図２．５－１　施設配置計画図」は、敷地の詳細な地形や標高が判別できる資料となっていないことから、今後の環境影響評価図書においては、国土地理院作成の航空レーザ測量による詳細な数値標高データ（ＤＥＭ）をもとに、敷地の現地形における標高や起伏が明確に確認できる詳細な図面等を添付すること。

また、図面の詳細な状況によっては、切土・盛土の高さが宅地造成及び特定盛土等規制法の規制基準を超える可能性があることから、詳細な地形標高に基づき切土、盛土及び高さを正確に算定した上で、同法に基づく許可申請の必要性について改めて確認を行うこと。

⑹ 植物・動物・生態系

ア　事業の実施による地形改変及び施設の存在は、事業実施想定区域及びその周辺における植物、動物及び生態系に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、事業計画の検討では、工事中及び供用後の保全対策や周辺の自然環境への影響について十分留意し、専門家の意見を踏まえた上で適切な方法により調査、予測及び評価を実施し、影響を回避又は十分に低減するとともに、区域の改変が避けられない場合の代償措置については、今後の手続において、措置内容や範囲等その詳細を明らかにすること。

イ　事業実施想定区域の植物相としては、植生自然度６のスギ・ヒノキ・サワラ植林と植生自然度７のクリーコナラ群集が中心に分布している。このうちクリーコナラ群集は、区域南側に隣接する蛇尾川沿いの自然林（植生自然度９及び１０）には原生度の面で劣るものの、多様な種を維持する生態系の形成に重要な役割を果たしていることから、太陽光パネルや搬入路の設置に伴う土地改変箇所の検討に当たっては、その分布範囲を極力回避するなどして、影響を回避又は十分に低減すること。

ウ　事業実施想定区域及びその周辺における動物相としては、クマタカ等の希少な

動物の生息に関する情報のほか、ツキノワグマやカモシカの生息、イヌワシの一時滞在やマガンの越冬に関する情報が得られていることから、関係機関や専門家等からの助言を得ながら、これらの動物の行動範囲、繁殖を含む生息状況等に関する詳細な調査を行い、生息環境の変化等の影響について適切な方法により予測及び評価を実施し、その結果を太陽光パネルの配置等の検討に反映することなどにより、影響を回避又は十分に低減すること。

エ　事業実施想定区域において、生態系の上位にある種、あるいは希少な種、典型的な種等（動植物の普通種、外来種及び猛禽類を含む）については、通年の調査を行うこと。

オ　低反射型の太陽光パネルを水面と誤認し、水鳥や渡り鳥が飛び込むおそれや、昆虫が産卵して繁殖が損なわれる可能性が指摘されていることから、反射光と鳥類や昆虫の行動特性を十分に考慮し、影響が少ないパネルを選定するなど、適切な回避措置を講じること。

カ　森林の造成や草本の植栽に当たっては、専門家等の意見を踏まえ、外来種を使用しないことはもとより、地域の植生の特徴を考慮した植物種を選定することに留意し、事業実施想定区域の生態系について配慮した上で適切に実施すること。

また、土地の改変・裸地化に伴う敷地外からの特定外来生物等の侵入・繁茂や周辺地域への拡散を防止するため、工事の実施中及び施設供用後における外来種管理方針を今後の環境影響評価図書において記載すること。

⑺　景観

発電設備等の配置検討や眺望点の選定に当たっては、専門家や地域住民の意見も踏まえ、周辺景観と調和した事業となるように努めること。

⑻　廃棄物

ア　本配慮書では、施設の存在・供用に伴う産業廃棄物については、環境影響評価項目として選定しているが、「表６－１　本事業の実施における環境配慮事項」に言及がないことから、供用後に発生する太陽光パネル等の廃棄物については、耐用年数や破損頻度を考慮した上で、適切な方法により調査、予測及び評価を実施し、発生抑制に配慮し、「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（第三版）」（令和６年環境省）を参考に、できる限りリユース・リサイクルに努めることなどにより、影響を回避又は十分に低減すること。

イ　供用開始後、施設所有者及び責任者が電力を供給する顧客企業へ変更されることを踏まえ、廃棄物の適正処理を含む本環境影響評価の趣旨が変更後の主体へ確実に承継される体制を、今後の手続において明確にすること。

ウ　豪雨や強風等による太陽電池パネルの流出・破損事故の報告例を踏まえ、発電所供用中の維持・安全管理、事業中断を含む廃止後の環境回復措置等や事故防止の措置（点検方法・頻度等）についても十分に検討を行うこと。

また、事業費用の積み立て、保険への加入等により、災害発生時に備えた事業計画を検討すること。

⑼　温室効果ガス

工事の実施により、機器・資材の運搬に伴う新たな温室効果ガスの発生が見込まれることから、配慮書中「表６－１　本事業の実施における環境配慮事項」に記載する対策のほか、低公害型の工事車両等の使用などにより、周辺環境への影響を回避又は十分に低減すること。

⑽　光害

本配慮書では、施設の存在・供用時における光害については、環境影響評価項目として選定しているが、「表６－１ 本事業の実施における環境配慮事項」においては、「景観」の項目における眺望への配慮の言及にとどまっている。

事業実施想定区域の周囲には複数の住宅等が存在していることから、今後の手続においては、太陽光発電所が視認できる地域を把握するとともに、太陽光パネルの種類や設置方位・傾斜角等の条件を明確にした上で、反射光の影響について適切なシミュレーションによる調査、予測及び評価を実施し、その結果を踏まえて発電設備の配置等を計画することで、周辺環境への影響を回避又は十分に低減すること。

なお、予測の検討に当たっては、周辺の開発計画等により民有地の樹木が伐採されるなど、樹林の配置が変わる可能性にも留意すること。

那須塩原市 環境戦略部
ネイチャーポジティブ課 環境企画係
担当：寺﨑
TEL：0287-62-7141　FAX：0287-62-7202
E-mail：nature-positive@city.nasushiobara.tochigi.jp

第 6 章　前 2 号の意見についての事業者の見解

那須塩原市環境影響評価条例第 12 条第 1 項の規定に基づく環境の保全の見地からの市長の意見に対する事業者の見解を表 6-1 に示す。

表 6-1(1)　環境の保全の見地からの市長の意見に対する事業者の見解

那須塩原市長の意見		事業者の見解
1 総括的事項	(1)　本環境影響評価手続きを進めるに当たっては、「那須塩原市太陽光発電事業と自然環境等との調和に関する条例」をはじめ、関連する法令、例規その他の規定・基準を常に意識し、必要な手続や協議を、確実に、かつ、整合を図りながら進めること。	(1)　本事業の実施にあたっては、「那須塩原市太陽光発電事業と自然環境等との調和に関する条例」をはじめ、配慮書の「表 2.6-1 本事業の実施に係る許認可等の種類及び内容」に記載した法令等で必要な手続や協議を環境影響評価手続きとの関係を踏まえ、確実に実施して参ります。
	(2)　本事業の事業実施想定区域は、「那須塩原市気候変動対策計画〔別冊〕地域脱炭素化促進事業編」において、太陽光発電（地上設置型）に関し、「促進区域から除外すべき区域」にあたることから、事業の実施においては環境に及ぼす影響を最小限に抑える措置を講じること。	(2)　本事業の実施により影響が想定される環境影響評価項目の調査、予測・評価結果を踏まえた環境保全措置を検討し、工事中及び施設の存在・供用時に環境に及ぼす影響を最小化するよう、今後の事業計画に反映させて参ります。
	(3)　本事業は、事業計画の検討段階であることから、予測・評価が簡易的で不確実性を伴う内容にとどまっているが、今後の手続においては、太陽光発電所の設備等の構造や配置、具体的な工事計画を明確にした上で、評価項目の選定や調査手法の決定を行い、適切な方法により調査、予測及び評価を実施し、具体的な環境保全措置を示すこと。 なお、環境保全措置の検討においては、事業実施想定区域及び周辺地域の自然環境の重要性を十分に認識し、環境影響の回避を最優先とし、次に低減を図り、代償的措置については、ほかに取るべき適切な措置がない場合に限って検討すること。 また、これらの環境保全措置が将来にわたり確実に実行・継続されるよう、長期的な維持管理計画及びその実効性を裏付ける客観的な実施体制について、事業主体に変更が生じる場合における措置の承継体制を含めて、今後の手続きにおいて明確にすること。	(3)　配慮書に掲載した「図 2.5-1 施設配置計画図」の太陽光パネル設置用地については、今後実施する動植物の現地調査結果を踏まえ見直す計画としていますが、排水路やパネル架台の構造、工事計画等については、現段階で想定している内容を方法書の第 2 章「2.5 事業の内容」に記載しました。 上記の事業計画の検討結果を踏まえ、選定した環境影響評価項目の調査、予測・評価手法を方法書の第 7 章に記載しました。 また、環境保全措置の検討にあたっては、回避・低減・代償の順番で事業計画を見直していく方針であることを方法書の第 8 章に記載しました。 なお、選定した環影響評価項目の調査、予測・評価結果、環境保全措置の検討結果、将来にわたる環境保全措置の実行・継続性を担保する体制等については、準備書に記載します。
	(4)　環境影響評価を行う過程においては、最新の知見や専門家の助言を踏まえるものとし、評価項目や手法の選定に関する事項に新たな事情が生じた場合は、必要に応じて見直しを行うなど、適切に対応すること。	(4)　方法書、準備書の作成にあたっては、最新の知見を踏まえるとともに、調査、予測・評価の手法については専門家の助言を受け、その結果を方法書の第 7 章に記載しました。

表 6-1(2)　環境の保全の見地からの市長の意見に対する事業者の見解

那須塩原市長の意見		事業者の見解
1 総括的事項	(5)　本事業の実施に当たっては地域住民の理解が不可欠であることから、事業実施による環境への影響について、地域住民に丁寧かつ十分な説明を行うなど、積極的な情報発信に努めるとともに、住民からの意見や要望に対しては誠意を持って対応すること。 住民への説明に当たっては、施設の配置、設計、施工方法など今回の事業内容に起因して発生し得る豪雨時の排水能力超過、土砂流出、火災、設備破損等の環境リスクを網羅的にリストアップし、それぞれの事象に対する事業者としてのリスク評価や、緊急時の具体的対応方針・責任の所在等を簡潔にまとめた資料を提示し、住民の不安解消に努めること。 なお、住民への説明、対応等の内容については、随時市に報告すること。	(5)　今後の環境影響評価手続きで作成する方法書及び準備書の内容を周知するため、地域住民の皆様を対象とした説明会を実施し、積極的な情報発信に努めて参ります。説明会の際にいただいた意見や要望は、事業者として実行可能な範囲内で誠意を持って対応し事業計画に反映します。 また、環境影響評価手続きで実施する説明会の他に、自治会を通じて地域住民の皆様とコミュニケーションを図り、不安を解消できるよう今回の事業実施に起因して発生し得る豪雨時の排水能力超過、土砂流出、火災、設備破損等の環境リスクとそれに対する事業者としてのリスク評価や、緊急時の具体的対応方針・責任の所在等を周知します。 住民の皆様への説明内容、対応結果等については、随時市に報告します。
	(6)　環境影響評価図書は、縦覧により一般に公開されることから、平易な表現や図の活用により、分かりやすい内容となるよう工夫するとともに、縦覧期間終了後もインターネットなどでの閲覧を可能にするなど、住民等の利便性の向上及び情報公開に努めること。	(6)　今後作成する方法書、準備書、評価書の作成にあたっても平易な表現や図の活用により、分かりやすい内容となるよう工夫して参ります。また、縦覧期間終了後も本事業で整備する太陽光発電所が完成する期間までは、事業者の会社 HP で閲覧可能な状態を継続するなどで情報公開に努めて参ります。
2 個別的事項	(1)　大気質 工事の実施により、工事車両の運行による排出ガスや粉じん等による影響が懸念されることから、配慮書中「表 6-1 本事業の実施における環境配慮事項」に記載する対策のほか、低公害型の工事車両の使用等により、影響を回避又は十分に低減すること。	(1)　大気質 工事の実施による工事車両の運行による排出ガスや粉じん等の影響を低減するため追加で検討した対策を、方法書の第 2 章及び第 8 章に記載しました。
	(2)　水質・水象 ア　本配慮書では、施設の存在・供用時における水象については、「雨水排水路を設置する計画である」ことから、「雨水浸透区域は変化するものの、雨水浸透力の変化は無く、水象への影響は極めて小さいと判断」し、環境影響評価項目として選定していないが、太陽光パネルの設置を原因とした土地の透水係数の低下や、雨水の流出係数の上昇により、事業実施想定区域からの雨水流出量が増大することによる環境影響は否定しきれない。このため、適切な方法により調査、予測及び評価を実施し、調整池その他排水設備を安全側に配慮した設計とすることなどにより、影響を回避又は十分に低減すること。	(2)　水質・水象 ア　水質・水象に係る環境影響要因の「雨水浸透力の変化」を選定し、水象に係る調査、予測・評価手法を方法書の第 7 章に記載しました。 また、本事業の実施に伴う土地の透水係数の低下や雨水の流出係数の上昇を踏まえ、洪水発生等の影響を回避・低減するため、浸透型の排水路の設置を含む雨水排水対策の検討方針を方法書の第 2 章に記載しました。

表 6-1(3)　環境の保全の見地からの市長の意見に対する事業者の見解

那須塩原市長の意見		事業者の見解
2　個別的事項	イ　雨水排水対策については、今後の手続きにおいて詳細な計画を明らかにすることとし、策定に当たっては、災害級の豪雨や事業実施想定区域周辺の開発計画による累積的な影響にも十分留意したものとすること。 　また、完成後の施設供用時のみならず、工事の実施中の各工程における、一時的な裸地化に伴う泥水・表土の流出を防ぐため、沈砂池の段階的配置等対策についても具体的に記載すること。	イ　雨水排水対策については、豪雨時に災害が発生しないよう、今後、事業実施区域内で浸透試験等を実施し、林地開発許可基準に示されている 30 年確率降雨強度式により算定された容量を確保した浸透型の貯留施設を設置する計画であることを、方法書の第 2 章に記載しました。 　また、工事中の土砂・濁水の流出を防止するため、仮設沈砂池に加え敷地境界には防災小堤を設置計画であることを方法書の第 2 章に記載しました。
	ウ　事業実施想定区域は一級河川である蛇尾川に隣接することから、事業の実施に当たっては、河川管理者とも情報を共有し、必要な助言・指導を受けること。	ウ　本事業の実施にあたっては、林地開発許可申請の中で、隣接する蛇尾川の河川管理者と協議を実施し、情報を共有するとともに、必要な助言・指導を仰ぎます。
	(3)　地下水 　本配慮書では、施設の存在・供用時における地下水については、「雨水排水路を設置する計画である」ことから、「雨水浸透区域は変化するものの、雨水浸透力の変化は無く、地下水への影響は極めて小さいと判断」し、環境影響評価項目として選定していないが、太陽光パネルの設置を原因とした土地の透水係数の低下や、雨水の流出係数の上昇により、地下水への浸透量が減少することによる環境影響は否定しきれない。特に、隣接する蛇尾川は、那須野が原扇状地における地下水涵養域である水無川としての地域特性を有している。 　このため、工事の実施中及び施設供用後において、地下水質や伏流水の流動、下流の水利用に与える影響等について、適切な方法により調査、予測及び評価を実施し、具体的な措置を講ずることにより、影響を回避又は十分に低減すること。	(3)　地下水 　地下水に係る環境影響要因の「雨水浸透力の変化」を選定し、地下水に係る調査、予測・評価手法を方法書の第 7 章に記載しました。 　調査、予測・評価、環境保全措置の検討結果は、準備書に記載します。
	(4)　騒音・振動 　事業実施想定区域周辺には、北側約 500ｍの範囲内に湯宮地区の住宅がまとまって立地しているほか、事業実施想定区域北側約 200ｍの範囲内に養豚所や別荘が立地していることから、対象地周辺に調査地点を設けるなどして適切な方法により調査、予測及び評価を実施し、その結果を踏まえて、周辺住民等に配慮した工事計画の作成や発電設備の配置を行うことで、影響を回避又は十分に低減すること。	(4)　騒音・振動 　工事中及び施設の供用後に影響を受ける可能性がある、対象事業実施区域北側約 200ｍの範囲を含む調査、予測・評価手法を方法書の第 7 章に記載しました。 　調査、予測・評価、環境保全措置の検討結果は、準備書に記載します。 　なお、方法書の説明会において、騒音の影響を回避・低減するための工事計画及び発電設備の配置等の検討方針を地域住民の皆様に説明いたします。

表 6-1(4)　環境の保全の見地からの市長の意見に対する事業者の見解

那須塩原市長の意見		事業者の見解
2　個別的事項	(5)　地形及び地質 ア　本配慮書では、地形及び地質については、「大規模な切土・盛土等を伴う造成工事は実施しないことから、地形・地質に及ぼす影響は小さいと判断」することなどを理由に、環境影響評価項目として選定していないが、事業実施想定区域に隣接する北側斜面には2か所の土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）が、北西側約0.7km地点には土砂災害警戒区域（土石流）が存在しており、また、区域南側は砂防指定地に隣接していることから、地質について適切な方法により調査、予測及び評価を実施し、地形改変（切土・盛土）を最小化するなど土砂災害を未然に防止するための対策について具体的な措置を講ずることにより、影響を回避又は十分に低減すること。	(5)　地形及び地質 ア　地形・地質に係る環境影響要因の「樹木の伐採等」、「切土工・盛土工」、「掘削」を選定し、地質に係る調査、予測・評価手法を方法書の第7章に記載しました。 調査、予測・評価の結果、土砂災害を未然に防止するための対策等は準備書に記載します。 本事業では、南側に隣接している砂防指定地の地形は改変しませんが、太陽光パネル等の発電設備を設置する範囲の地形改変（切土・盛土）を最小化するとともに、土砂災害の発生要因となる法面を発生させない造成計画を策定する等の事業計画を方法書の第2章に記載しました。
	イ　配慮書中「図2.5-1 施設配置計画図」は、敷地の詳細な地形や標高が判別できる資料となっていないことから、今後の環境影響評価図書においては、国土地理院作成の航空レーザ測量による詳細な数値標高データ（DEM）をもとに、敷地の現地形における標高や起伏が明確に確認できる詳細な図面等を添付すること。 また、図面の詳細な状況によっては、切土・盛土の高さが宅地造成及び特定盛土等規制法の規制基準を超える可能性があることから、詳細な地形標高に基づき切土、盛土及び高さを正確に算定した上で、同法に基づく許可申請の必要性について改めて確認を行うこと。	イ　今後、対象事業実施区域内の測量を実施し、現地形の標高や起伏を踏まえた造成計画及び施設配置計画を検討する予定です。 造成計画及び施設配置計画は、今後実施する動植物の現地調査結果を踏まえ、重要な動植物が確認された範囲を可能な限り改変しない方針で検討を進める計画であるため、当該図面は準備書に記載いたします。 なお、今後検討する造成計画において、切土・盛土の高さが宅地造成及び特定盛土等規制法の規制基準を超える場合は、同法に基づく許可申請を行います。
	(6)　植物・動物・生態系 ア　事業の実施による地形改変及び施設の存在は、事業実施想定区域及びその周辺における植物、動物及び生態系に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、事業計画の検討では、工事中及び供用後の保全対策や周辺の自然環境への影響について十分留意し、専門家の意見を踏まえた上で適切な方法により調査、予測及び評価を実施し、影響を回避又は十分に低減するとともに、区域の改変が避けられない場合の代償措置については、今後の手続きにおいて、措置内容や範囲等その詳細を明らかにすること。	(6)　植物・動物・生態系 ア　本事業の実施にあたっては、今後動植物の現地調査を実施し、重要な動植物が確認された範囲を可能な限り改変しない方針で、造成計画及び施設配置計画を検討し、工事中及び供用後の影響を回避・低減して参ります。 動植物の調査、予測・評価に係る手法については専門家の助言を受け、方法書の第7章に記載しました。 調査、予測・評価、環境保全措置の検討結果は、専門家の助言を含め準備書に記載します。 なお、環境保全措置の検討は回避・低減を優先し、区域の改変が避けられない場合は代償措置による方策を検討しますが、その場合は措置内容や範囲等の詳細を明らかにし、準備書に記載します。

表 6-1(5)　環境の保全の見地からの市長の意見に対する事業者の見解

	那須塩原市長の意見	事業者の見解
2　個別的事項	イ　事業実施想定区域の植物相としては、植生自然度6のスギ・ヒノキ・サワラ植林と植生自然度7のクリーコナラ群集が中心に分布している。このうちクリーコナラ群集は、区域南側に隣接する蛇尾川沿いの自然林（植生自然度9及び10）には原生度の面で劣るものの、多様な種を維持する生態系の形成に重要な役割を果たしていることから、太陽光パネルや搬入路の設置に伴う土地改変箇所の検討に当たっては、その分布範囲を極力回避するなどして、影響を回避又は十分に低減すること。	イ　本事業の実施にあたっては、今後動植物の現地調査を実施し、重要な動植物が確認された範囲を可能な限り改変しない方針ですが、対象事業実施区域内では相対的に植生自然度が高いクリーコナラ群集の範囲についても、太陽光パネルや管理用通路の設置に伴う土地改変を可能な限り縮小する造成計画及び施設配置計画を検討して参ります。 なお、上記の検討結果を踏まえた造成計画図及び施設配置計画図は、準備書に記載します。
	ウ　事業実施想定区域及びその周辺における動物相としては、クマタカ等の希少な動物の生息に関する情報のほか、ツキノワグマやカモシカの生息、イヌワシの一時滞在やマガンの越冬に関する情報が得られていることから、関係機関や専門家等からの助言を得ながら、これらの動物の行動範囲、繁殖を含む生息状況等に関する詳細な調査を行い、生息環境の変化等の影響について適切な方法により予測及び評価を実施し、その結果を太陽光パネルの配置等の検討に反映することなどにより、影響を回避又は十分に低減すること。	ウ　本事業の実施にあたっては、動物相を把握するため哺乳類、一般鳥類、猛禽類、両生類・爬虫類、昆虫類、陸産貝類の現地調査を実施する計画です。動植物の調査、予測・評価に係る手法については専門家の助言を受け、方法書の第7章に記載しました。 調査、予測・評価、環境保全措置の検討結果及び専門家の助言は、準備書に記載します。 本事業の実施にあたっては、環境影響を最小化するため回避・低減・代償の順に環境保全措置を検討し、太陽光パネルの配置等を計画して参ります。
	エ　事業実施想定区域において、生態系の上位にある種、あるいは希少な種、典型的な種等（動植物の普通種、外来種及び猛禽類を含む）については、通年の調査を行うこと。	エ　今後実施する動植物の現地調査において、生態系を把握する手法を含め方法書の第7章に調査の手法を記載しました。
	オ　低反射型の太陽光パネルを水面と誤認し、水鳥や渡り鳥が飛び込むおそれや、昆虫が産卵して繁殖が損なわれる可能性が指摘されていることから、反射光と鳥類や昆虫の行動特性を十分に考慮し、影響が少ないパネルを選定するなど、適切な回避措置を講じること。	オ　本事業で設置する太陽光パネルは、水鳥や渡り鳥、昆虫類への影響が極力少ない製品を採用します。 なお、設置する太陽光パネルは、今後選定する予定のため、準備書に記載します。
	カ　森林の造成や草本の植栽に当たっては、専門家等の意見を踏まえ、外来種を使用しないことはもとより、地域の植生の特徴を考慮した植物種を選定することに留意し、事業実施想定区域の生態系について配慮した上で適切に実施すること。 また、土地の改変・裸地化に伴う敷地外からの特定外来生物等の侵入・繁茂や周辺地域への拡散を防止するため、工事の実施中及び施設供用後における外来種管理方針を今後の環境影響評価図書において記載すること。	カ　本事業では、地域の生態系に配慮し、在来種を主体とした植物種による造成森林及び草本類を用いた緑地を配置する計画です。具体的な植物種は、今後実施する植物の現地調査結果を踏まえ準備書に記載します。 また、工事の実施中及び施設供用後における土地の改変・裸地化に伴う敷地外からの特定外来生物等の侵入・繁茂や周辺地域への拡散防止について、現段階での検討結果を方法書の第8章に記載しました。

表 6-1(6)　環境の保全の見地からの市長の意見に対する事業者の見解

	那須塩原市長の意見	事業者の見解
2　個別的事項	(7)　景観 　発電設備等の配置検討や眺望点の選定にあたっては、専門家や地域住民の意見も踏まえ、周辺景観と調和した事業となるように努めること。	(7)　景観 　周辺景観と調和する発電設備等の配置を検討し、主要な眺望点及び周辺に立地している集落等からの眺望状況を現地調査で把握します。また、景観の変化をフォトモンタージュにより把握し、今後作成する準備書に記載します。
	(8)　廃棄物 ア　本配慮書では、施設の存在・供用に伴う産業廃棄物については、環境影響評価項目として選定しているが、「表 6-1 本事業の実施における環境配慮事項」に言及が無いことから、供用後に発生する太陽光パネル等の廃棄物については、耐用年数や破損頻度を考慮した上で、適切な方法により調査、予測及び評価を実施し、発生抑制に配慮し、「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（第三版）」（令和 6 年環境省）を参考に、できる限りリユース・リサイクルに努めることなどにより、影響を回避又は十分に低減すること。 イ　供用開始後、施設所有者及び責任者が電力を供給する顧客企業へ変更されることを踏まえ、廃棄物の適正処理を含む本環境影響評価の趣旨が変更後の主体へ確実に承継される体制を、今後の手続において明確にすること。 ウ　豪雨や強風等による太陽電池パネルの流出・破損事故の報告例を踏まえ、発電所供用中の維持・安全管理、事業中断を含む廃止後の環境回復措置等や事故防止の措置（点検方法・頻度等）についても十分に検討を行うこと。 　また、事業費用の積み立て、保険への加入等により、災害発生時に備えた事業計画を検討すること	(8)　廃棄物 ア　施設の存在・供用に伴う産業廃棄物は、可能な限りリユース・リサイクルに関する最新の情報を収集し、廃棄物処理法等の関係法令に従い適正に処理する旨を方法書の第 2 章及び第 8 章に記載しました。 　また、太陽光パネル等の耐用年数や破損頻度等を調査し、予測・評価については施設の供用中に発生する廃棄物の処分方法等を明らかにすることを方法書の第 7 章に記載しました。 　調査、予測・評価、環境保全措置の検討結果は、準備書に記載します。 イ　本事業で整備する太陽光発電所は、供用開始後に施設所有者及び責任者が電力を供給する顧客企業へ変更されることを前提としているため、本環境影響評価で決定した事項が変更後の主体へ確実に承継される体制を明らかにし、今後作成する準備書及び評価書に記載します。 ウ　現段階で想定している発電所供用中の維持・安全管理計画、事業中断を含む廃止後の環境回復措置等や事故防止の措置（点検方法・頻度等）を方法書の第 2 章に記載しました。 　また、災害発生時に備えた保険への加入等を含む事業計画については、今後作成する準備書に記載します。
	(9)　温室効果ガス 　工事の実施により、機器・資材の運搬に伴う新たな温室効果ガスの発生が見込まれることから、配慮書中「表６－１ 本事業の実施における環境配慮事項」に記載する対策のほか、低公害型の工事車両等の使用などにより、周辺環境への影響を回避又は十分に低減すること。	(9)　温室効果ガス 　工事の実施による工事車両の運行による温室効果ガスの影響を低減するため追加で検討した対策を、方法書の第 8 章に記載しました。

表 6-1(7)　環境の保全の見地からの市長の意見に対する事業者の見解

那須塩原市長の意見		事業者の見解
2　個別的事項	(10)　光害 本配慮書では、施設の存在・供用時における光害については、環境影響評価項目として選定しているが、「表 6-1 本事業の実施における環境配慮事項」においては、「景観」の項目における眺望への配慮の言及にとどまっている。 事業実施想定区域の周囲には複数の住宅等が存在していることから、今後の手続においては、太陽光発電所が視認できる地域を把握するとともに、太陽光パネルの種類や設置方位・傾斜角等の条件を明確にした上で、反射光の影響について適切なシミュレーションによる調査、予測及び評価を実施し、その結果を踏まえて発電設備の配置等を計画することで、周辺環境への影響を回避又は十分に低減すること。 なお、予測の検討に当たっては、周辺の開発計画等により民有地の樹木が伐採されるなど、樹林の配置が変わる可能性にも留意すること。	(10)　光害 光害の影響が想定される地域等の現況を把握する方法及び太陽光パネルの設置に伴う反射光の影響を予測・評価する方法について、方法書の第 7 章に記載しました。 調査、予測・評価、環境保全措置の結果は、準備書に記載します。